

平成 28 年度

# 包括外部監査結果報告書

香川県包括外部監査人

石川 千 晶



## 平成28年度香川県包括外部監査結果報告書

(目次)

第1節 外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
III 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
IV 外部監査の方法	1
1 監査の範囲	
2 監査の視点	
3 主な監査手続	
4 「指摘事項」及び「意見」の判断基準	
V 外部監査の実施期間及び対象	2
VI 外部監査人・補助者と資格	2
VII 利害関係	2
VIII その他	3
第2節 外部監査の結果	3
I 有価証券	3
1 概要	3
(1) 性質	3
(2) 香川県の有価証券の状況	3
(3) 株式会社	4
(4) 現物管理	4
2 個別	5
(1) 大阪中小企業投資育成株式会社	5
(2) 株式会社カマタマーレ讃岐	6
II 出資による権利	8
1 概要	8
(1) 性質	8
(2) 現況	9
(3) 監査の要点	13
(4) 財団法人	13
2 管理	17
(1) 管理部署による管理	17
(2) 出資比率	19
(3) 出資(出損)証券等の管理	20

3 個別	22
(1) 対象	22
(2) (公財) 都道府県会館 (No.2)	23
(3) (公財) 吉野川水源地域対策基金 (No.5)	24
(4) 瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社 (No.7)	26
(5) 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返還機構 (No.6)	27
(6) 本州四国連絡高速道路株式会社 (No.9)	28
(7) (公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団 (No.11)	29
(8) (公財) イサム・ノグチ日本財団 (No.12)	30
(9) (一財) 建築コスト管理システム研究所 (No.14)	31
(10) (一財) 地域社会ライフプラン協会 (No.15)	33
(11) (公財) 明治百年記念香川県青少年基金 (No.17)	35
(12) (公財) 香川県国際交流協会 (No.18)	37
(13) (一財) 自然公園財団 (No.21)	38
(14) (公財) 香川県環境保全公社 (No.23)	42
(15) (公財) 百十四社会福祉財団 (No.26)	45
(16) (公財) かがわ産業支援財団 (No.38)	46
(17) 香川県信用保証協会 (No.40)	48
(18) (公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会 (No.41)	52
(19) (公財) 中国四国酪農大学校 (No.48)	53
(20) (公社) 香川県畜産協会 (No.50)	55
(21) (公財) 香川県水産振興基金 (No.53)	58
(22) (一財) 河川情報センター (No.57)	59
(23) (一財) 公園財団 (No.64)	61
(24) (公財) 香川県下水道公社 (No.66)	63
(25) (一財) 高齢者住宅財団 (No.68)	64
(26) (公財) 香川県暴力追放運動推進センター (No.71)	66
Ⅲ 基金	68
1 概要	68
(1) 性質	68
(2) 香川県の基金	69
(3) 監査の要点	71
(4) 要点に対する検討結果	72
2 個別の基金	74
(1) 香川県財政調整基金	74
(2) 香川県県債管理基金	77

(3) 香川県産業基盤造成基金	79
(4) 香川県職員退職手当基金	79
(5) 香川県長期投資準備基金	81
(6) 災害救助基金	82
(7) 産業技術開発等基金	83
(8) 社会福祉基金	84
(9) 全国植樹祭記念香川県緑化推進基金	85
(10) 環境保全基金	87
(11) 中山間地域等保全基金	88
(12) 森林整備担い手対策基金	89
(13) 介護保険安定化基金	90
(14) 直島町風評被害対策基金	91
(15) 森林整備活動支援基金	92
(16) 国民健康保険事業広域化等支援基金	93
(17) 文化芸術振興基金	94
(18) 特定非営利活動促進基金	95
(19) 医療施設耐震化臨時特例基金	96
(20) 後期高齢者医療財政安定化基金	96
(21) 子育て支援対策臨時特例基金	98
(22) 農地集積・集約化促進基金	98
(23) 香川県地域医療介護総合確保基金	99
(24) 吉野川総合開発香川用水事業基金	100
(25) 香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金	103
(26) 栗林公園施設整備事業基金	104
(27) 大学生等かがわ定着促進基金	105
(28) 香川県国民健康保険財政安定化基金	106
(29) 精算される基金（28年度まで）	106
IV 債権	112
1 概要	112
(1) 性質	112
(2) 香川県の債権の状況	113
(3) 監査要点	114
2 債権管理体制の構築	117
(1) 管理体制	117
(2) 実効性の確認	118
(3) 政策目的に対応した回収事務	118

3	個別の債権	119
	(1) 香川県自治振興資金貸付金	119
	(2) 瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	120
	(3) 地域総合整備資金貸付金	122
	(4) 直島町風評被害対策融資資金	122
	(5) 社会福祉基金施設等整備資金貸付金	123
	(6) 災害援護資金貸付金	123
	(7) 香川県介護保険財政安定化基金貸付金	124
	(8) 母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金	125
	(9) 児童扶養手当返納金	129
	(10) 保育学生修学資金貸付金	130
	(11) 看護学生修学資金貸付金	132
	(12) 医学生修学資金貸付金	135
	(13) かがわ中小企業応援ファンド事業資金貸付金	
	かがわ農商工連携ファンド事業資金貸付金	137
	(14) 中小企業高度化資金貸付金	139
	(15) 小規模企業者等設備導入資金貸付金	140
	(16) 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金	142
	(17) 農業改良資金貸付金	144
	(18) 就農支援資金貸付金	144
	(19) 沿岸漁業改善資金貸付金	145
	(20) 高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付金	146
	(21) 香川県高等学校等奨学金	147
	(22) 香川県大学生等奨学金	150
	(23) 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金	153
	(24) 林業・木材産業改善資金	154
	(25) 獣医学生修学資金貸付	156
	(26) 高松空港ビル株式会社	156
V	無体財産権	157
	1 概要	157
	(1) 性質	157
	(2) 監査の要点	157
	2 商標	158
	(1) 概要	158
	(2) 個別の権利	161
	3 著作権	171

(1) 概要	171
(2) 個別	172
4 特許権	175
(1) 概要	175
(2) 個別	176
5 育成者権	181
(1) 概要	181
(2) 香川県の育成者権	182
資料 公会計との関連	184
(1) 概要	184
(2) 出資等	184
(3) 債権	185
(4) 基金	186
(5) 無体財産権	187

## 第1節 外部監査の概要

### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

香川県が保有・管理する財産とそれに関連する事務

### III 事件(監査のテーマ)を選定した理由

地方公共団体においては様々な財産を保有しているが、地方自治法では、地方公共団体の財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金と規定されている。

このうち公有財産には、建物や土地といった不動産以外に、特許権、著作権などといった権利や株式や出資などがあり、債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である。また基金は、地方公共団体が、条例の定めるところにより設け、特定の目的に応じ確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

香川県においても、さまざまな財産を保有しているが、これらは県の行う行政に必要な財産であることから、保有理由や目的に応じて適切に管理される必要がある。

例えば、平成27年9月末の残高を見ると、基金は69,135百万円、出資は87,890百万円、債権とされる貸付は22,888百万円など、多額にのぼる。

財産の活用状況が県民からも見やすい県有施設などに比べ、これらの財産については、どのように管理し、運用しているかが見えにくいものでもある。

また、それらの財産の管理については、目まぐるしく変わる社会情勢の変化に対応し、保有目的を常に確認し、適切に管理していく必要がある。

以上のような理由から、香川県が保有する土地建物等を除く財産とそれに関連する事務について、平成28年度の監査テーマとして選定した。

## IV 外部監査の方法

### 1 監査の範囲

知事部局、教育委員会、公安委員会で保有・管理する財産のうち、無体財産権(特許権、著作権など)、有価証券、債権、出資、基金とそれに関連する事務を対象とする。

### 2 監査の視点

これらは、法令等に基づき権利義務の帰属や内容が決定される財産であることから、以下の点について、特に留意して監査を実施する。

- ・財産の管理は、取得及び保有の目的に沿って適切に行われているか。
- ・財産の管理は、経済性についても考慮し、適切に行われているか。
- ・財産の管理は、社会情勢の変化にも対応しているか。



- ・財産の管理は、法令等に沿って行われているか。
- ・これらがルールに沿って継続的に実施される仕組みが構築されているか。

### 3 主な監査手続

ヒアリング（アンケートを含む）、関連書類の閲覧・照合、関係法令・条例等との整合性チェック、数値分析等によった。

### 4 「指摘事項」及び「意見」の判断基準

包括外部監査では、地方自治法により、「監査の結果」についての報告を求められており、法規等への準拠性のほか、有効性・効率性・経済性（3E）についても検討を行うこととされている。本来、自治体は事務をそのように執行しているべきものなのであるが、政策目的が果たされるべく実施され、また、サービスを受ける県民の間で公平であること、さらにそのように実施されていることについて証明・説明できる状況にしておく必要がある。

法令・条例等に合致していないもの（軽微なものを除く）、また、著しく政策目的とかい離したり、形骸化していたり、公平性を欠くような状況が見られた場合は、地方自治法に定める「監査の結果」を「指摘事項」として記載している。

上記のような事実はないものの、実施状況に改善が求められる場合や、より有効な実施方法が考えられる場合は、地方自治法に定める監査の「意見」として記載している。

## V 外部監査の実施期間及び対象

平成28年4月1日より平成29年3月8日

平成27年度中に残高がある有価証券、債権、出資、基金と、平成27年度末に財産台帳に掲載されている無体財産権を対象とした。

平成28年度の現状を基礎としているが、数値等については、必要に応じて過去のものを用いている。

## VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補助者 勝丸 充啓（弁護士） 桜内 文城（公認会計士） 武田 真由美（公認会計士）

塚本 秀和（公認会計士） 八木 俊則（弁護士） 矢野 基樹（公認会計士）

（50音順）

## VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## Ⅷ その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、出所を記載していない場合は、香川県から入手した数値である。
- ・数値については、四捨五入を基本としているが、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表合計と合計数値が一致しない場合がある。

## 第2節 外部監査の結果

### I 有価証券

#### 1 概要

##### (1) 性質

地方自治法第238条第1項第6号では、株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利を公有財産としている。

このうち、有価証券とは、「私法上の権利（財産権）を表章する証券であって、それによって表章される権利の発生、移転又は行使の全部又は一部に証券を要するもの」をいうとされ、金融商品取引法第2条第1項で、有価証券の範囲を指定している。

自治体の保有する有価証券としては、資金の運用として保有する公社債、政策目的を持って保有する株式、特別法に基づき設立された法人の出資証券等、その範囲は限られる。

これらの有価証券のうち、自治体でも有価証券として管理されるものは、株券などに権利が化体しているものと整理されている。

##### (2) 香川県の有価証券の状況

香川県で有価証券として管理されているものは次の4件である。このうち1件は平成28年度中に新規に購入されており、平成27年度末に残高のある3件のうち、現在、民営化手続きに入っている高松空港に關係している高松空港ビル(株)は、個別には監査の対象外としており、実査のみ実施している。

番号	名称	H28.9	H28.3	
		残高(千円)	出資比率(%)	
1	大阪中小企業投資育成株式会社	5,000	5,000	0.073
2	高松空港ビル株式会社	466,650	466,650	31.11
3	株式会社カマタマーレ讃岐	20,000	20,000	13.03
4	株式会社ファイブアローズ	10,000	-	-
合計		501,650	491,650	-

### (3) 株式会社

株式会社の株主の権利は、会社法に規定されている。大きく分けると、配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利のような財産権と、経営に参加する権利がある。定款等で特別の規定を置かなければ、基本的にこれらの権利は平等に全ての株主に与えられる。

会社の重要事項を決定する株主総会では、会社の提案に対し、賛同する株主の議決権によって可否が決められる。

なお、この権利を行使する場合には、財務や会社法に関する知識が必要であり、県の管理部署ではチェックが難しいことから、専門家のアドバイスを受けることについて、検討が望まれる。

本来は営利法人である株式会社に自治体が出資するにあたっては、県の政策目的に合致する必要がある。県が保有する有価証券について、財産の保全という意味では、出資価値が保たれていることを確認する必要があるが、民間企業が行う投資とは異なり、利益を生むことを目的として保有されるものではない。

### (4) 現物管理

#### 1) 規定

有価証券は、善意取得者に対抗できない金銭的な価値のある証券であることから、十分に管理される必要がある。

香川県公有財産規則第 36 条は、課長及び出先機関の長は分掌管理に係る公有財産上必要な事項を記載した公有財産簿を作成すること及び財産経営課長は公有財産簿を総括する公有財産台帳を作成して整理保管することとしており、また、公有財産簿を作成し又は修正したときは財産経営課長に公有財産異動報告伺書を提出することを求めている。

なお、有価証券の現物は、支出と同時に交付される。これらは財産経営課を経由して会計課で保管する。

#### 2) 監査手続き及びその結果

平成 28 年 8 月 30 日に、保管されている有価証券の実査を行い、管理台帳と照合した。金融機関に全ての株券等が保管されていること、その名義が香川県であることについて確認した。なお、平成 17 年の会社法施行により、株式会社による株券の不発行が原則とされた。

また、平成 14 年に地方自治法第 238 条（公有財産の範囲及び分類）第 1 項第 6 号の規定が、それまでの「株券」から「株式」に改められている。平成 28 年 9 月現在で、平成 14 年以降に株式を保有することとなった 4 株式会社（株券は保有していない）について、2 社は有価証券に、残り 2 社が出資による権利に分類されている。

(指摘事項) 株券を保有しない株式の公有財産としての区分を整理し、管理台帳に分類する必要がある。

## 2 個別

### (1) 大阪中小企業投資育成株式会社

管理部署：商工労働部経営支援課 出資額：5,000千円 出資比率0.073%

#### 1) 出資目的

中小企業投資育成株式会社法に基づき、中小企業やベンチャー企業を対象として、投資事業及び経営相談やセミナーなどの育成事業を行うために、東京、名古屋、大阪に中小企業投資育成株式会社が設立され、県内企業への投資等の事業への間接的な支援を行うため、西日本を管轄する大阪中小企業投資育成株式会社への出資を行っている。

#### 2) 出資内訳

昭和58年12月1日に5百万円を出資している。出資比率は0.1%に満たない。

#### 3) 財務数値推移等

決算数値概要

(単位：千円)

科目		H27.3	H28.3
損 益 計 算 書	営業収益	2,922,075	3,223,339
	投資育成株式配当金	2,196,721	2,390,610
	投資育成株式売却益	648,491	759,156
	営業費用	1,224,243	1,260,006
	投資損失引当金繰入額	△ 1,044	8,392
	当期純利益	1,772,239	1,999,198
貸 借 対 照 表	資産合計	50,991,435	52,204,574
	投資育成株式	39,012,738	39,905,909
	投資損失引当金	△ 2,175,672	△ 2,181,565
	負債合計	4,697,069	4,382,104
	純資産合計	46,294,366	47,822,469
	資本金	6,822,000	6,822,000
	利益剰余金	30,925,055	32,535,933

#### 4) 管理状況

当有価証券については、香川県の持分比率は少ないが、県は、毎年送付される事業報告、決算書を確認するほか、当株式会社による県内企業への投資状況に関して逐次確認している。

#### 5) 出資の効果

当株式会社から県内企業に投資が行われることで、県内企業の財務安全性が高まることが期待される。

平成 24 年度以降、当株式会社から投資を受けた県内企業は 8 社で、その総額は 276.8 百万円である。

当株式会社への出資は、中小企業の財務健全性につき間接的に支援するものであり、定期的な情報収集や株主総会への参加等を行い、株主としての責務を果たすことは、投資としての合理性はあるものと考えられる。引き続き、県内中小企業への出資等の動向などの確認や株主総会への参加などを行うことを通して、出資が県内中小企業の健全な成長を支援する目的に即しているか、定期的に状況把握を行う必要がある。

## (2) 株式会社カマタマーレ讃岐

管理部署：交流推進部交流推進課 出資額：20,000 千円 出資比率 13.03%

### 1) 出資目的

プロサッカーチームは、地域と深い結びつきを持ちつつ育ってきており、全チームに、地域をあらわす名称がチーム名に入っている。

カマタマーレ讃岐は、平成 25 年には、J2 への昇格を目指していた。J2 に昇格するためには、J リーグクラブライセンスを取得する必要がある、そのためには債務超過を解消するなど、財務基盤の強化を図る必要があった。カマタマーレ讃岐は、地域に根ざした展開をしており、スポーツ振興はもとより、地域の一体感の醸成に役立ったり、域外からの観戦客の来県による交流人口の増加など、地域のにぎわいづくりや地域活性化、経済効果の創出にも大いに寄与すると判断できたことから、増資に応じたとのことである。

### 2) 出資内訳

増資額 1 億円のうち 2 千万を出資している。出資年月は、平成 25 年 8 月 31 日である。その他の株主は次のとおりであり、香川県の出資比率が最も高い。

株主名	持株数	出資比率 (%)
香川県	200	13.03
カマタマーレ讃岐支援持株会	135	8.79
高松市	100	6.51
丸亀市	100	6.51
民間会社 1 社	100	6.51
その他 28 名	900	58.63
合計	1,535	100.00

### 3) 財務数値推移等

平成 26 年 1 月期と、平成 27 年 1 月期との間で売上げが大きく伸びている。事業報告によると、ユニホームスポンサーの確保などで広告料収入が大きく伸びたこと、入場者数は 1 割程度の増加であるが、試合数、単価、有料入場者が増えたことから、入場料収入も増えていると記載されている。広告料収入の多寡が経営に影響を与えている。

また、県が増資に応じた26年1月期からは、継続して利益を出しており、平成28年1月期で繰越していた損失がなくなっている。

決算数値概要		(単位：千円)		
科目		H26. 1	H27. 1	H28. 1
損益計算書	売上高	220,819	584,136	575,321
	広告料収入	90,038	212,780	227,570
	入場料収入	24,921	104,160	98,524
	事業費	145,169	338,119	399,345
	販売費及び一般管理費	74,555	140,278	147,369
	販売費その他	7,222	16,987	17,883
	販売費グッズ販売関連	6,649	20,465	24,358
	役員報酬・給与	24,564	35,495	40,452
	営業利益	1,094	105,739	28,606
	当期純利益	4,033	106,409	25,360
貸借対照表	資産合計	148,480	180,244	213,764
	現預金	112,784	118,213	179,708
	長期前払費用	19,333	16,666	12,000
	負債合計	118,040	43,394	51,554
	純資産	30,439	136,849	162,210
	資本・資本剰余金	153,500	153,500	153,500
	利益剰余金	△ 123,060	△ 16,650	8,710

#### 4) 管理状況

当社については、香川県職員が株主総会及び取締役会に出席し、運営状況を確認している。

出席者が、会議の内容等にコメントした記録を作成しているが、その中では、「会社から、今年度の広告料収入の状況について説明があった」というような内容の記載となっており、会社の課題を認識したことが伺える。しかし、広告料収入がどのようなものであるかという具体的な内容を記載しなければ、会社がどのように持続していけるのか判断できない。

(意見) 出資先の取締役会等の重要会議に県職員が出席する場合、事後に作成する会議の記録については、会社の状況が分かるように、重要と思われる説明の内容について、具体的に記載したものを保管することが望まれる。

県が保管している事業報告、株主総会議案の内容を確認したところ、財務諸表の表示及び株主総会議案につき、記載方法に疑問のあるものが見られた。

(意見) 会社の財務諸表には、退職給付引当金が計上されていない。このため、退職金の規定がないのか、退職金という債務が計上されていないのか不明確である。

将来の財政基盤に影響する可能性がある事項について、株主として状況を把握する必要がある。

議案については、法令等に照らして判断したうえ、議決権をどのように行使するのか、

決定した根拠が残されていない。

(意見) 議案については、経営状況や関連法令を確認したうえで、賛否を決定し、その賛否と検討した過程について、文書により保管することが望まれる。

当社に関する出資を証する書面としては、株券ではなく、「株主名簿記載事項証明書」が保管されている。

#### 5) 県との取引

県の委託事業として「魅力体験 DAY」を実施している。平成 28 年度の委託料は、平成 28 年 12 月 26 日時点で 3 回実施され、4,433,171 円である。

これは、リーグ戦の開催にあわせ、スポーツ魅力向上事業として実施しているものである。1 試合あたりで計算すると、40 万円程度であり、キャラクターショー、お菓子のつかみ取りなど一般的なイベントのほか、選手サイン会の開催や、試合告知も行っている。試合会場でイベントを行うことで、カマタマーレの集客にも寄与していると思われる。

2 件について資料を入手し、閲覧したところ、委託事務は、県の規則に沿って予定価格内で実施され、検収も行われていた。

#### 6) 出資の効果

交流人口の増加という点、また地域の活性化という点でも県の施策に合致すると考えて出資を行ったもので、丸亀市で開催されるホームゲームの動員数は次のように増加しており、効果はあったと考えられている。

年度	H24	H25	H26	H27
観客数	37,511	53,129	69,664	76,824
試合当たり平均観客数	2,344	3,125	3,317	3,658

また、平成 27 年 8 月号の調査月報（出典：一般財団法人百十四銀行経済研究所）の記事によると、カマタマーレの平成 26 年の経済効果は、直接効果が 4 億 5 千万円、間接効果が 2 億 9 千万円と試算されている。

香川県をはじめとする、地元自治体による増資引き受けがなければ財務基盤の強化が図られず、現在のようなリーグ参加も難しかったと思われることから、出資の効果はあったと考えられる。

## II 出資による権利

### 1 概要

#### (1) 性質

##### 1) 対象

地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号では「出資による権利」を公有財産としている。

出資・出捐の対象としては、株式会社、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人、特別法上の法人、組合、任意の団体などが考えられる。

なお、この項では、「出捐」と分類されているものについても、特に区分して使用する必要がある場合以外は、「出資」という用語を使用することを原則とする。

## 2) 権利

一般的に、出捐は、寄付に類し、財産権を持たない支出を指し、出資は、清算時に分配を受けるなど、何らかの財産権のあるものに用いられる。

出資による権利のうち、公益法人等への出捐は、寄付であり、それ自体では何の権利も伴わないが、その範囲を広く解釈して、公有財産として扱われている。また、財団法人に対する出捐金については、その目的や事業が終了したときには、その処分の際し、出捐者に発言権があると通常解されていることも、権利とされる根拠であると思われる。

財団法人から見ると、用途を指定して出捐されたものについて、出捐者の指定に沿って、基本財産や特定資産などとし、指定された用途に沿って、運用益あるいは取崩によって事業を行うことが義務付けられる。出捐を受けた団体の義務は、出捐した方から見れば自治体の権利ともとらえられるように思われる。

出資による権利の範囲について、香川県でも、昭和41年3月付けの通知文により「県が出資もしくは出捐によって法人団体等に、その権利が存在すると認められるものを指し、具体的には、定款、規約、寄付行為等はもちろん、その事実内容、組織、運営、残存財産の処分方法等総合的に判断して決定されるべきものである。」とし、さらに「単なる助成的意味の補助又は寄付は、支出に当たり補助金あるいは寄付金の科目として支出されるべき」としている。

また、出資（出捐）に当たっては、条例又は議会の議決を要することとされている。これにあたっては、出資団体で保全され、出資目的に沿った事業を行う基盤になることを期待して支出されたと考えられる。

このため、県は、出資による権利とされた金額が、出資先団体で出資目的に沿って保全されていることを確認する義務があり、もし出資額が保全されていないのであれば、処分に関して意見を言い、保全されていない部分は、出資による権利から減額する処理を行う必要がある。

## (2) 現況

香川県で出資による権利として管理されているものは70団体である。このうち、香川県が出資（出捐）した比率が大きい団体は、①外郭団体として管理している27団体、②外郭団体ではない香川県内で活動する5団体、③出資（出捐）時の事情により、比較的出資比率が高い6団体などであり、他の32団体は、④県域を超えて何らかの政策目的を持って全国的に活動する団体で、もともと公益法人などとして設立されるときに所轄の官庁の呼びかけなどにより、地方自治体も共同して出資（出捐）したと思われるもので、香川県の出資比率は非常に低い。



これらの一覧は次のとおりである。

※出資計上額は、平成28年3月末日の出資額として財政事情に掲載されている額である。

※No.2 とNo.28 は同じ団体である。

※減額欄に「※」印が付されているものは、出資計上額が当初出資額よりも、「指定正味財産以外」に記載した額だけ減額されているものであり、「○」印は、出資（出捐）先で、負債項目に計上されているものである。

(単位:千円)

番号	名 称	類 型	出資計上額	指定正味財産以外	減 額
1	(一財) 地域総合整備財団	④	150,000		
2	(公財) 都道府県会館	④	723,000	723,000	
3	地方公共団体金融機構	④	62,000		
4	(一財) 地域活性化センター	④	5,000		
5	(公財) 吉野川水源地域対策基金	①	202,050		
6	(独) 日本高速道路保有・債務返還機構	④	69,096,291		
7	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	③	32,000		
8	高松空港ビル(株)	①	17		
9	本州四国連絡高速道路(株)	④	343,962		
10	地方公共団体情報システム機構	④	2,000		
11	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	①	890,000	890,000	
12	(公財) イサム・ノグチ日本財団	③	200,000		
13	(一財) かがわ県産品振興機構	①	100,000	50,000	
14	(一財) 建築コスト管理システム研究所	④	1,000	1,000	
15	(一財) 地域社会ライフプラン協会	④	17,000	15,000	
16	(一財) 地方公務員安全衛生推進協会	④	26,000		
17	(公財) 明治百年記念香川県青少年基金	①	490,000	100,000	※
18	(公財) 香川県国際交流協会	①	775,000	225,000	※
19	(一財) 救急振興財団	④	24,000		
20	(一財) 消防試験研究センター	④	1,000		
21	(一財) 自然公園財団	③	62,114	37,886	※
22	(公財) かがわ水と緑の財団	①	10,000		
23	(公財) 香川県環境保全公社	①	129,050		
24	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団	④	30,000		
25	(独) 環境再生保全機構	④	344,444		

26	(公財) 百十四社会福祉財団	②	35,000	35,000	
27	(公財) かがわ健康福祉機構	①	428,000		
28	(公財) 都道府県会館被災者生活再建支援基金	④	869,002		
29	(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	①	520,000		
30	(公財) 香川県身体障害者団体連合会	①	50,000		
31	(社福) 香川県社会福祉事業団	①	16,000		
32	(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	①	10,000		
33	(学) 自治医科大学	④	198,000		
34	(公財) 香川いのちのリレー財団	①	59,430	7,000	※
35	(公財) 香川アイバンク	②	5,000		
36	(公財) 香川県食鳥衛生検査センター	①	10,000		
37	(公財) 香川県生活衛生営業指導センター	①	1,500		
38	(公財) かがわ産業支援財団	①	3,077,190	3,077,190	
39	(一財) 伝統的工芸品産業振興協会	④	6,000		
40	香川県信用保証協会	①	3,763,917		
41	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	①	263,000	250,000	
42	(公財) 高松観光コンベンション・ビューロー	②	150,000		
43	香川県農業信用基金協会	②	501,140		
44	(公財) 香川県農地機構	①	1,266,000		
45	(公社) 香川県青果物協会	①	185,989		
46	(一社) 日本養鶏協会	④	8,000	8,000	○
47	(一社) 家畜改良事業団	④	5,400	5,400	○
48	(公財) 中国四国酪農大学校	③	1,000	1,000	
49	(公社) 日本食肉格付協会	④	3,500	3,500	○
50	(公社) 香川県畜産協会	①	103,760	103,760	○
51	(独) 農林漁業信用基金	④	90,360		
52	香川県漁業信用基金協会	①	351,350		
53	(公財) 香川県水産振興基金	①	1,204,000		
54	(一財) 建設業情報管理センター	④	3,910		
55	(公財) 香川県建設技術センター	①	20,500	20,500	
56	(一財) ダム技術センター	④	2,600	2,600	
57	(一財) 河川情報センター	④	10,000	10,000	
58	(公財) リバーフロント研究所	④	2,500	2,500	
59	(一財) 砂防フロンティア整備推進機構	④	2,500		
60	(一財) 沿岸技術研究センター	④	1,000		

61	(一財) みなと総合研究財団	④	500	500	
62	(一財) 港湾空港総合技術センター	④	3,000	3,000	
63	(公財) 区画整理促進機構	④	10,000		
64	(一財) 公園財団	③	50,000		
65	日本下水道事業団	④	27,124		
66	(公財) 香川県下水道公社	①	310,200	29,800	※
67	(一財) 不動産適正取引推進機構	④	1,000		
68	(一財) 高齢者住宅財団	④	5,000	2,000	
69	(公財) 香川県教育文化振興財団	③	20,000		
70	(公財) 香川県体育協会	②	11,000		
71	(公財) 香川県暴力追放運動推進センター	①	503,360		
合計			87,882,660	5,603,636	

分類別、法人の形態別の団体数及び財産台帳に計上されている出資額は次のとおりである。

類型	特別法等	株式会社	社会福祉法人	公益社団	一般財団	公益財団	合計	出資計上額(千円)
①	1	1	2	1	1	20	26	14,740,313
②	2	0	0	0	0	4	6	702,140
③	0	1	0	0	2	3	6	365,114
④	7	1	0	2	17	5	32	72,075,093
合計	10	3	2	3	20	32	70	87,882,660

※No.2 とNo.28 は1団体としてカウントしたため上表と法人数が一致しない。

瀬戸大橋建設に関連する出資(出捐)が出資額の約80%を占め、平成27年度出資額の香川県全体の水準も押し上げていると思われる。

番号	名称	類型	出資計上額(千円)	全体に占める比率(%)	減額前出資額
6	(独)日本高速道路保有・債務返還機構	④	69,096,291	78.6	69,096,291
7	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	③	32,000	0.0	32,000
9	本州四国連絡高速道路(株)	④	343,962	0.4	343,962
小計			69,472,253	79.1	69,472,253
41	(公財)瀬戸大橋記念公園管理協会	①	263,000	0.3	263,000
21	(一財)自然公園財団	③	62,114	0.1	100,000
瀬戸大橋関連小計			69,797,367	79.4	69,835,253
合計			87,882,660	100.0	

### (3) 監査の要点

#### 1) 監査の視点

自治体である県の性格を考慮し、次の点に留意することとした。

通常、「出資による権利が保全されている」という場合、「資産としての価値が保全されている」という概念が中心になる。

県が公費により行う出資（出捐）は、その多くは民間では行われませんが、政策目的と合致する出資（出捐）に限定される。このため政策目的に沿って団体が活動していることを確認する必要がある。

また、出捐は公費として支出するため、団体の活動を把握する義務を負う。また、適切に運営されていないと思われる場合には、適時適切に対応する必要がある。

#### 2) 監査手続き

出資による権利の監査にあたっては、「出資による権利」が保全されているか、県は、保全に必要と思われる体制をとっているか、あるいは権利の状況を確認できる体制をとっているか、出資（出捐）が県の政策目的に沿っているか等について確認を行うという視点で監査手続きを実施した。

監査手続きの概要は次のようなものである。

- ① 出資（出捐）の経緯、目的を確認する。
- ② 出資（出捐）先の財務状況を確認する。
- ③ 管理体制は、適切に構築されているか。
- ④ 出資による権利が毀損されているものがないか確認する。
  - ・資産価値が損われている兆候がある場合には、それが財産管理に正しく反映されているかを確認する。
- ⑤ 県が出資（出捐）する必然性が明確にされているかについて確認する。

### (4) 財団法人

#### 1) 全般

財団法人は、県の出資（出捐）の中で、最も数が多い法人類型である。

当年度の監査にあたっては、財団法人について、県の出資比率の算定についても、また管理対象である財団内での処理についても、不備があると考えられる事例が散見されたため、出資比率の計算、公益法人の会計基準への準拠、別途チェック事項を追加して監査を行った。

なお、県の出資比率が極めて低い団体などでは、資料を入手できず、十分な情報がなことから、検討ができない項目もあった。また、「公益法人会計基準に準拠しているか」については、公認会計士の監査を受けている財団については省略したが、監事として専門家が就任しているに留まる財団については実施した。

公益法人の新会計基準は、強制的に適用されるものではなく、会社法の様式などを使うことも可能である。しかし、公益活動を行う財団の活動実態を適切に反映できるものとして、公益法人会計基準の20年基準が推奨されている。公金の出捐を受けた団体が、説明責任を果たすためには、最も適したツールとして位置づけられている。

その結果、軽微な誤りや、表示上の問題は多数見られたが、出資による権利の内容自体に影響を与えるものとして、次に記す正味財産の振替え、区分等に課題があると思われる。

## 2) 正味財産の把握

香川県が財団に出捐した時点では、ほとんどの財団は公益法人であり、県の出捐金は、基本財産として財団の運営基盤にされると期待して出資（出捐）され、その結果、県では、単年度の補助金等ではなく、「出資による権利」と認識し、財産台帳に記載したものである。

その後、公益法人に関する法令及び会計基準が整備され、資産側の基本財産については、「目的事業に不可欠なものとして定款で定めた基本財産」とされ、取崩すための手続きは厳格に定められ、それに対して、用途を特定して法人の資産として保全されるものは「特定資産」とし、これについては、団体の予算等により取崩すことができるとしている。

基本財産、特定資産の原資が、用途を指定して出捐されたものであれば、その財源は、正味財産のうち、「指定正味財産」とされる。用途の指定が解除されると、指定正味財産は一般正味財産に振替えることになる。

また、明確な指示がなくとも、公共団体からの補助金等は、その年度内に支出されてなくなるものを除き、一旦指定正味財産に受け入れる処理をする。

地方公共団体の公益法人に対する出捐金は、永久または一時的に法人内に拘束する目的の出捐であるため、原則として指定正味財産とするものであり、公金として拠出する以上、当該使途は拘束され、指定正味財産として計上されるべきである。

一般正味財産は、公益活動や収益活動から発生した余剰金、及び、指定正味財産のうち指定用途が解除されたものを指す。財団活動から生じた余剰金を、団体の意思により、基本財産や特定資産に計上したとしても、対応する正味財産は、一般正味財産のままであり、指定正味財産にはならない。

例えば、香川県が、20,000円を基本財産に、80,000円を公益活動に使うべく指定して100,000円を出捐し、設立した団体が、設立年に運用利益2,000円により1,500円で公益事業を行った場合、次のような財務諸表としてあらわされる。

正味財産増減計算書

貸借対照表

科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
一般正味財産増減の部		流動資産	500	負債	-
経常収益	2,000	固定資産	100,000	正味財産	100,500
うち基本財産運用益	400	うち基本財産	20,000	指定正味財産	100,000
うち特定資産運用益	1,600	うち特定資産	80,000	一般正味財産	500
経常費用	1,500	総資産	100,500	負債・正味財産合計	100,500
事業費	1,500				
一般正味財産増減額	500				
指定正味財産増減の部					
寄附	100,000				
指定正味財産増減額	100,000				

法に明確な規定はおかれていないが、法改正に先立って行われた会計基準の改正にあたり、正味財産を指定正味財産とそれ以外に明確に区分し、出捐者の意図を重視した財団運営を求めることとしたものと思われる。

県の出資による権利が財団内で保全されているか否かについては、まず指定正味財産として認識されているかについて確認することが第一歩になる。指定正味財産として認識されていない場合、その顛末を調査し、財団に対して意見を言う必要がないかを検討する。また、調査結果を出資による権利として計上する金額にどのように反映させるのか、減額する必要はないかについて検討することになる。

この指定正味財産が取り崩されている団体が数多く見られるが、外郭団体を除くと、香川県では、その事実が十分に把握されていなかった。

指定正味財産を取崩している団体は次の通りである。

(単位:千円)

番号	名称	類型	出資計上額	出資額	正味財産振替額
2	(公財) 都道府県会館	④	723,000	723,000	723,000
11	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	①	890,000	890,000	890,000
13	(一財) かがわ県産品振興機構	①	100,000	100,000	50,000
15	(一財) 地域社会ライフプラン協会	④	17,000	17,000	15,000
18	(公財) 香川県国際交流協会	①	775,000	1,000,000	225,000
21	(一財) 自然公園財団	③	62,114	100,000	37,886
26	(公財) 百十四社会福祉財団	②	35,000	35,000	35,000
34	(公財) 香川いのちのリレー財団	①	59,430	66,430	7,000
38	(公財) かがわ産業支援財団	①	3,077,190	3,077,190	3,077,190

41	(公財)	瀬戸大橋記念公園管理協会	①	263,000	263,000	250,000
48	(公財)	中国四国酪農大学校	③	1,000	1,000	1,000
55	(公財)	香川県建設技術センター	①	20,500	20,500	20,500
56	(一財)	ダム技術センター	④	2,600	2,600	2,600
57	(一財)	河川情報センター	④	10,000	10,000	10,000
58	(公財)	リバーフロント研究所	④	2,500	2,500	2,500
61	(一財)	みなと 総合研究財団	④	500	500	500
62	(一財)	港湾空港総合技術センター	④	3,000	3,000	3,000
66	(公財)	香川県下水道公社	①	310,200	340,000	29,800
68	(一財)	高齢者住宅財団	④	5,000	5,000	2,000
合計				6,357,034	6,656,720	5,381,976

これらの多くは、財団を設立する等において事業を行うための基盤として出捐したものである。改正後の公益財団法人制度では、一般正味財産にすることについては定款に定める議決に基づき可能となっている。しかし、財産の処分について疑問や疑念がある場合は、そのことに対し県は発言できることから、各団体の正味財産の取扱いについて分析したところ、棄損している可能性がある団体も見られた。

また、団体の意思で、運営による剰余金等を基本財産に組み入れたり、特定資産とすることができる。これにあたり、正味財産も一般正味財産を指定正味財産に振り替えている団体があるようにも見受けられた。

また、④の全国的な団体（出資比率の低い団体）においては、毎年の事業報告、財務諸表が送られてこない団体も多い。これらは、公表ホームページから運営状況をチェックするか、団体に総会資料の送付を依頼することになる。出資（出捐）者が多い団体では、ホームページなどで運用状況が詳細にわかる資料を公開するなどの方法で説明責任を果たす必要があると思われるが、必ずしも十分な情報が公開されていなかった。このような団体に対する出資（出捐）について、県の説明責任が十分に果たせないと考えられることから、情報の開示を求めるべきである。

### 3) 一般財団法人への移行

公益法人関連法の改正により、公益法人である財団法人は、平成 26 年 3 月までに、①公益法人に移行する、②一般法人に移行する、③解散する、という選択を求められた。

公益法人には、さまざまな税制上の優遇があることもあり、①の公益法人に移行するには、一定の要件が設けられた。

その要件とは、公益的な活動に使われない遊休資産（預貯金を含む）の割合が高くないこと、事業費の半分以上が公益的な活動に使われることなどであり、また、公表する財務書類も詳細に事業ごとに作成することが求められる。

香川県が出資（出捐）する一般財団法人数は 20 であり、財政事情に掲載されている出資額の合計は 471,624 千円である。

このうち、一般財団に移行する際に、香川県に対して移行の理由等について説明があった団体は、県の外郭団体を除くと3団体であり、前に記したように、一般財団に移行後、指定正味財産を一般正味財産に振り替えた団体は6団体であり、その額は55,486千円である。

財団は財を基本として活動する団体であるため、基本財産の取崩には厳しい手続きを設けているのであるが、財団運営の簡素化のために、基本財産及びそれに対応する指定正味財産を取り崩す、とする団体もみられる。

また、公益法人から一般社団法人に移行した団体は、公益法人の時代に留保していた剰余金を公益目的に使用することが求められる。これは、税制等の優遇を受けて留保した資産であることから、計算上公益活動に使い切ることを求めたものであり、実際に資産を使いきってゼロにすることを求めたわけではない。財団では、移行後の運用益などの収入で公益事業を行うことになり、資産自体は、出捐者の意図に沿って保全されるべきものである。

このため、経常増減が継続してマイナスであり、正味財産を食いつぶしている団体については、特に注意して活動を見守る必要がある。

一般財団法人については、設立も容易になったことから、運営上の課題がある団体が多く見られることが報道されるところでもある。香川県が出資（出捐）時には公益法人に対して出資（出捐）したものについて、一般財団に移行したことにより、当初の出資（出捐）目的に沿った運用がされていない可能性がないか、公益法人以上に注視する必要がある。

また、もし運営上の課題がある可能性が発見された場合や、あるいは課題があるかどうかも把握できない場合には、他の都道府県と共同して意見を言うことについても、検討する必要がある。

## 2 管理

### (1) 管理部署による管理

#### 1) 概要

出資による権利については、法人格も多様であり、また県の関与度合いも外郭団体から、出資比率が1%にも満たない団体までまちまちである。

出資比率が低い団体については、出資（出捐）自体が管理部署で把握されていないなど、ほとんど管理が行われていないケースもみられた。

なお、外郭団体については共通した管理すべき事項が明確に定められている。

県が管理を行う方法としては、次の4つの段階があると思われる。

- ① 総会資料等の閲覧、内容確認
- ② 理事会、評議員会等への県職員のオブザーバー出席
- ③ 理事会、評議員会への就任



④ 団体の運営事務に県職員が関与している

単に出資（出捐）しているだけの団体であっても、出資による権利を認識している団体については、少なくとも、経営状況を確認する①の管理は必要である。

このため①についての現況を確認した。

総会資料等の閲覧により、異常点が認識されたときにどのように確認するのか、については団体に対する出資比率や影響度合いにより異なると思われる。

2) 総会資料等の閲覧、内容確認

管理部署では、管理する団体について、少なくとも総会資料等を通じて毎年の運営状況について確認する必要がある。

事業報告などの総会資料等を課内で閲覧しているものについても、損益の状況や出資による権利に毀損が生じていないか、という財務面からの検討は充分ではない。

また、財団法人を中心に、県の外郭団体を含む多くの団体で、財務諸表等に重大な不備が見られ、軽微な不備も多数見られた。

特に全国に少額の出資（出捐）者がいるような団体の中には、事業報告や財務諸表が全く送付されないところもある。そのような団体の多くでは、ホームページにより財務諸表等が開示されている。これについて、毎年閲覧して確認している管理部署もあれば、当年度の監査を機に、確認された団体もあった。

団体の中には、資料も送付せず、ホームページでも、運営状況に関しては情報開示が十分ではないところもある。

今回の確認により、公益法人や一般法人への移行により出資（出捐）が減少しているところがあった。

（共通意見 出－1） 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資（出捐）額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

事業報告等に関して、チェックポイントが明確にされていない団体も多く見られる。

財務諸表、事業報告等について、何をチェックすべきなのかを記載したチェックリストを作成し、それに基づき検討を行うことが望まれる。

3) 資金と事業活動

基本財産や特定資産の運用益だけでは、事業が十分に行えないことから、基本財産を取崩して事業を行っている団体や、継続して経常増減がマイナスで、取崩が必要になる可能性のある団体がある。

これらの団体では、持続可能性に課題があるといえ、県の外郭団体、10%以上の出資（出捐）団体に中長期計画が策定されているのか、今後の見通しがあるのか、について確認を行った。

(単位：％・千円)									
番号	名 称	類型	出資比率	出資額	当初出資額	正味財産の額	経常増減 H25	経常増減 H26	経常増減 H27
11	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	①	100.0	890,000	1,000,000	911,592	△ 22,237	△ 4,259	△ 25,451
12	(公財) イサム・ノグチ日本財団	③	26.2	200,000	200,000	412,612	△ 10,835	△ 7,920	△ 8,673
15	(一財) 地域社会ライフプラン協会	④	0.7	17,000	17,000	2,552,508	△ 81,711	△ 91,116	△ 101,525
22	(公財) かがわ水と緑の財団	①	100.0	10,000	10,000	22,935	△ 621	△ 1,237	△ 1,282
18	(公財) 香川県国際交流協会	①	88.5	775,000	1,000,000	939,821	△ 37,228	△ 28,769	△ 22,499
21	(一財) 自然公園財団	③	11.5	52,794	100,000	1,279,530	△ 47,498	△ 78,128	99,604
57	(一財) 河川情報センター	④	1.9	10,000	10,000	2,101,533	△ 456,218	△ 292,181	△ 356,464
66	(公財) 香川県下水道公社	①	88.6	310,200	340,000	355,401	△ 6,087	△ 4,763	△ 10,008

また、外郭団体に関しては、資金運用について、県は外郭団体の資金運用指針を定めているが、必ずしもこれに沿うことを強制するわけではなく、団体の判断による運用を認めている。これについて、毎年確認することとしている。しかし、指針と実際の運用の決定内容が異なる点について、必ずしも文書により確認されていない。団体が指針と異なる運用を選択した理由が明らかになるよう、県として把握し、管理文書として保管する必要がある。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

## (2) 出資比率

県による出資(出捐)の割合が高い団体には、県に調査権が付され、団体の監督を行うことが求められる。

このような団体を一般的に外郭団体とよび、他の出資(出捐)団体とは異なる管理を求められることから、出資の割合の算定は重要である。

香川県では、出資比率が25%を超え、香川県の出資比率が最も高い団体を外郭団体としている。

この出資比率は、財源である純資産から算定されるものであるが、香川県では、資産サイドの基本財産で算定されている財団法人が多くみられた。これらの団体では、誤って出資比率が算定されているものも見られる。

従来、財団法人では、出捐者が出捐した金員が、基本財産という資産として保全されることを基本としてきたため、出資(出捐)額と基本財産が同額であることが多かったが、会計基準の改正とともに同額とはいえなくなっている。

出資比率が誤って計算されていると考えられる団体のうち、平成27年度末時点では、外郭団体の判断に影響するものはなかったが、算定が誤っていると考えられる個別の団体に対して指摘したところ、「県のルールどおり計算している」という回答が見られた。出資比率の算定方法は重要であることから、ここで別途記載することとした。

基本財産を分母とし、県の出資(出捐)額を分子として計算されることで、誤り、あるいは課題が生じると思われる事例は、次の3点である。

① 基本財産に財団の活動から得られた正味財産が含まれると、県の出資比率が本来

よりも小さく算出される。

新会計基準では、運営の基盤とする出捐について、資産サイドでは基本財産あるいは特定資産とすることを義務づけて固定するが、財団の決定により、運営による剰余金からも、基本財産や特定資産として固定することができる。このように、財源が指定正味財産でない基本財産がある場合には、基本財産を分母とすると、出捐比率は本来よりも小さくなる。このため、100%県が出捐している財団でも、財団内の決定により、財団の活動から生じた剰余金を基本財産に組み入れたため、県の出捐比率が順次減少している団体がみられた。

- ② 出捐金の一部が特定資産とされることで、出資比率が多く表示される。

また、出捐金が出捐指定正味財産とされても、対応する資産が特定資産とされることもあり、基本財産よりも出捐総額が多くなることもある。この場合、基本財産を分母とすると、出資比率が100%を超えることも考えられる。

- ③ 県の出資（出捐）法人が解散し、その資産を引き継ぐ場合の剰余金の扱い。

県の出資（出捐）100%の法人が解散し、その精算額を県の出資（出捐）100%の法人に寄附して全てが基本財産とされた場合には、実質的に県の出資（出捐）は100%と思われるが、精算した法人の剰余金部分が誰にも帰属しない出資（出捐）となり、県の出資比率が100%でなくなるような例である。

現状では、出資（出捐）先の財団法人の処理に疑義のあるケースや、県の出資（出捐）が負債に計上されている団体も見られ、それらの確認とあわせて、類型別に出資比率の算定方法について検討する必要があるが、統一して使用できる出資比率に関する指針を定める必要があると思われる。策定にあたっては、団体の類型別に、より具体的に記載することが望まれる。

### (3) 出資（出捐）証券等の管理

#### 1) 概要

出資による権利の取扱については、各部課長あて文書[41管B第95号 昭和41年3月28日]において、出資もしくは出捐はこれを「出資による権利」として処理するものとし、香川県公有財産規則による取得及び台帳登載等の必要な手続を行わなければならないとされ、管理が求められている。

香川県公有財産規則第36条は、課長及び出先機関の長は分掌管理に係る公有財産上必要な事項を記載した公有財産簿を作成すること及び財産経営課長は公有財産簿を総括する公有財産台帳を作成して整理保管することとしており、また、公有財産簿を作成し又は修正したときは財産経営課長に公有財産異動報告伺書を提出することを求めている。

なお、出資（出捐）証券等の現物は、支出と同時に交付される。これらは財産経営課を経由して会計課で保管する。

## 2) 監査手続き及びその結果

保管されている出資（出捐）に関する領収書等の実査を行い、管理台帳と照合した。

出資（出捐）に関する領収書等については、①会計課保管の領収書等の実査を行い、会計課作成の出資（出捐）目録と照合し、②実査対象とした出資（出捐）目録（以下「出資目録」という。）と、財産経営課から入手した出資（出捐）に関する権利の一覧（以下「出資台帳」という。）を照合する手続を実施した。

現物と会計課作成の出資目録（①）については、一部抽出して実査した結果、一致していたが、出資目録と出資台帳を名称等に基づき照合したところ（②）、一致しない銘柄があった。このため、その原因の調査を財産経営課に依頼した。その結果は次のとおりである。

### イ) 問題ないもの

分類		件数
1	完全一致（会計課で保管）	37
2	統廃合はあるものの金額は一致	1
3	当初から領収書等が発行されていない	5
4	取崩が反映されていない	6

完全に一致したとされている 37 件以外については、公有財産台帳に登録された銘柄、金額の訂正は不要であることから問題がないものとして整理されている。しかし、実際は現物と台帳に差異がある銘柄であり、出資目録の内容を訂正するべきものである。

### ロ) 実態として問題ないが、事務処理が必要なもの

分類	項目	件数
5	完全一致（原課で保管）	6
6	団体の解散により、領収書だけが残っている（他団体への統合なし）等	5

現物は会計課で保管することとなっているが、原課で保管されている出資（出捐）証券等が 6 件あった。

これについては、速やかに所定の手続きをとり、会計課で保管する必要がある。

すでに団体は解散しているが、古い領収書が残っているものについては、現物保管の必要は無いことから、出資による権利として保管することをやめ、適切に処分する必要がある。

規程を策定するにあたっては、どのような場合に処分するのか、処分のためにどのような手続きをするのかについて、内容に盛り込む必要がある。

### ハ) 領収書が紛失しているもの

分類	項目	件数
7	領収書が紛失、一部紛失	6

領収書が紛失している場合は、香川県が出捐した事実を証する書面が香川県には保

管されていないということであり、出資（出捐）先に問い合わせ、総額で証明書を発行してもらおうなどの手続きを行うことが望まれる。

## 二) 領収書の発行自体が不明なもの

分類	項目	件数
8	領収書の発行自体が不明	9

領収書が発行されていない場合はどのように管理するのか、明確なルールが存在していない。出資による権利を取得する場合には、出資（出捐）証券あるいはそれに変わる不発行証明書、領収書等の発行が行われることが通常であり、領収書等の確認と会計課への移管までを取得手続きし、発行がない場合には出資（出捐）先に発行しない理由を問い合わせ、発行を求める必要がある。

## 3) 課題

出資（出捐）を実施し有価証券や出捐にかかる出資（出捐）証券を入手した時点では、財産異動届を提出することとされているが、それ以外の場合には、一切報告を行わない。このため、出資（出捐）以降の、団体の解散、統合、名称の変更及び出資（出捐）金の減額など、出資に関する権利の内容が変動した場合には、会計課ではその事実を把握しない。

さらに、出資（出捐）から長期間経過するとともに、管理部署でも、当初の出資（出捐）の経緯等を明確に記録しない場合もみられる。

財団等への出資（出捐）については、県になんら権利がないことから、領収書等を保管する必要があるのか、という疑問はあるものの、県は出資による権利があるとして資産台帳に掲載しているため、その出資（出捐）の根拠は保管され、対応できる状況にしておく必要がある。

(意見) 県の財産管理の一貫として、現物を会計課で保管するのであれば、出資（出捐）先の管理部署、財産管理の責任部署である財産経営課、現物を管理する会計課で、出資による権利の現況や過去の変動に関する情報を共有する必要がある。

出資（出捐）後に変動があった場合につき、台帳を修正し、管理された現物とも照合できるような管理システムを構築することが望まれる。

## 3 個別

### (1) 対象

全ての団体について検討を行ったが、このうち、概要で示した瀬戸大橋関連の5団体のほか、出資（出捐）額等を参考に、出資に関する権利の内容に検討が必要であると思われる団体について記載した。なお、その中でも、指定正味財産を一般正味財産としていた団体については、数が多いことから、一部のみ記載しているが、全ての団体で内容を確認する必要がある。

指摘および検討事項のある団体については、課題に関連する事項のみ記載している。

(2) (公財) 都道府県会館 (No.2)

管理部署：政策部政策課 出資（出捐）額：723,000千円

1) 出資（出捐）の目的・経緯

昭和35年に建設された旧都道府県会館の老朽化に伴う維持・改修費の増大により新会館を建設することが全国知事会により決定され、出捐に至った。

政策課で東京事務所費として計上されている平成27年度の当初予算額は、人件費等を含み、184,412千円である。

2) 財務諸表推移等

都道府県会館の管理運営事業のほか、被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業、都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業、都道府県有財産の損害に対する相互救済事業を行っている。

民法下での財団法人では、基本財産は、法人格の基礎あるいは法人の事業活動資金の源泉と位置付けられ、必須のものとされていた。しかし、新公益法人制度では、基本財産は、法人の目的である事業に不可欠な財産がある場合に定めるとされており、従来とはその性格が変わっている。

財団法人都道府県会館への出捐証書には、当財団の基本財産として出捐金として拠出されている旨が記載されているが、少なくとも平成25年度時点では、財団の財務諸表によると、指定正味財産ではなく、一般正味財産とされている。

年度	H24	H25	H26	H27
基本財産	1,790,370	1,790,370	0	0
投資有価証券	1,698,800	1,789,360	0	0
特定資産	121,176,457	123,526,766	123,751,748	121,399,671
総資産	148,369,865	143,712,286	141,526,873	139,144,864
指定正味財産（被災者生活再建支援基金）	90,795,205	85,998,605	83,884,913	81,254,619
一般正味財産	28,314,302	27,392,357	26,852,238	26,582,270
経常収益	59,112,817	28,611,669	19,522,509	19,203,308
経常費用	61,128,334	29,535,599	20,145,571	19,509,104

新都道府県会館は、出資（出捐）都道府県の東京事務所として使用されており、出捐者は他の用途に転用することを前提としていない。建設された建物は特定資産とされ、都道府県の出捐金も、指定正味財産とされることが適当であるように思われる。

県は、財団に対して、都道府県からの出捐金の用途指定に関する認識について再度確認したところ、基本財産に計上することは、「減価償却により価値が減少する資産（建物）を基本財産とすることは不適」と、当時所管省庁であった自治省が判断し、当財団の会計上では平成22年度まで、出資（出捐）を特定資産／指定正味財産として計上していた。平成23年度にいたり、実態が各都道府県の東京事務所のみならず、他の団体事務所やテナント・商業施設も入居し、一般公開スペースの併設等もされた施設であることなどを勘案し、資産については、特定財産からその他固定資産へ、財源である出資（出捐）については、指定正味財産から一般正味財産として整理した、とのことである。

財団は、出資（出捐）を一般正味財産として取り扱うことを変更しないとしていることから、県は出資（出捐）を出資による権利と認識しないことについて検討する必要があると思われる。

管理部署では、地方自治法上の出資による権利については、地方公共団体が、出資（出捐）した場合に、その団体に何らかの権利（運営上の発言権、あるいは団体等の事業終了時における残余財産処分に係る発言権等）が保証される規約等があるときは、当該権利は出資による権利として管理が行われるべきとの解釈もあり、当財団の定款には、これら権利が規定されているため、県においては出資による権利として整理したとのことである。

（共通意見 出－１） 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資（出捐）額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

県は、出資による権利とする金額についても検討する必要がある。県の出資（出捐）額は、都道府県会館の建設資金であり、都道府県会館は、減価償却により価値が減少する。都道府県会館の減価償却分について、出資による権利を減額する必要があるようにも思われるが、県の出資（出捐）分はすでに一般正味財産とされ、資産との対応が不明確であることから、逆に減額は不要であるとも思われる。ただし、全般的に、資産が保全されていることを確認する必要がある。

特定資産のうち、設備更新等積立資産（平成 28 年 3 月 31 日 4,593 百万円）には、建物竣工から 65 年間の給排水衛生設備、空気調和換気設備、電気設備、情報通信設備等の工事費用を積み立てたもので、建替え費用は含まれていない。

なお、保全計画（修繕計画）の見直し及び支払管理料の改定は、10 年サイクルで行われる予定であり、次回平成 31 年頃を目処とされている。毎年の管理料のみならず、将来負担予定額等について、理事会や評議会の審議結果等の確認等を行い、公費負担金額の適正性を検討したうえで支出していく必要がある。

また、必要に応じて、団体の作成する保全計画（修繕計画）などの情報を関連部署と共有することで、県庁等の県有財産管理にも活用することが考えられる。

### （３）（公財）吉野川水源地域対策基金（No.5）

管理部署：政策部水資源対策課 出資（出捐）額：202,050 千円

#### 1) 出資（出捐）の目的・経緯

昭和 61 年、香川用水を取水している吉野川流域ダムの水没地域に関する諸施策を実施することを目的として設立された。水源地域との交流事業などを実施している。

出資比率が 25%を超え、香川県の出資（出捐）額が一番多いため、外郭団体に該当す

る。

2) 出資（出捐）内訳

(単位：千円)

出資団体	H27 年度末出資額	割合
香川県	202,050	27.3%
徳島県	61,150	8.3%
愛媛県	57,350	7.7%
高知県	48,450	6.5%
国	150,000	20.2%
四国電力	100,000	13.5%
電源開発	100,000	13.5%
四国建設弘済会	22,410	3.0%
合計①	741,410	100.0%
H28.3 指定正味財産②	755,910	-
②-①差額	14,500	-

3) 財務数値推移等

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
総資産	768,019	765,143	758,081
流動資産	989	2,493	541
固定資産	767,030	762,650	757,540
うち基本財産	1,000	1,000	1,000
うち特定資産	766,030	761,650	756,540
負債	-	-	-
正味財産	768,019	765,143	758,081
指定正味財産	758,320	757,560	755,910
一般正味財産	9,699	7,583	2,171

(単位：千円)

年度	H26	H27
経常収益	9,666	10,555
うち特定資産運用益	8,894	8,893
経常費用	11,782	15,968
事業費	11,110	15,378
管理費	672	590
当期経常増減額	△ 2,116	△ 5,412



平成 25 年 4 月の公益法人への移行に際して、過去の収支差額を積み立てた積立資産の一部を調整基金（公益目的保有財産）として新設するとともに、その額を指定正味財産としている。

（意見） 指定正味財産に財源別に記載されている「積立資産運用収益（調整基金）1,450 万円」は、一般正味財産に属すると思われ、組み換えなどによる修正の必要性も検討すべきである。

なお、香川県では、基本財産、基本基金及びダム基金との比率により、出資比率を算出しているが、指定正味財産に対する比率により算出するべきと思われる。ただし、外郭団体等の判断に影響はない。

#### （4）瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社（No.7）

管理部署：交流推進部交通政策課 出資（出捐）額：32,000 千円

##### 1）出資（出捐）の目的・経緯

瀬戸大橋線は、本州と四国を結ぶ唯一の鉄道であり、年間約 800 万人が利用する大動脈であるが、茶屋町-岡山間が単線区間であることから、利便性の向上が困難であった。このため、四国地域の活性化を図るため、複線化により輸送力を強化し、所要時間を短縮することを目的とし、平成 15 年に第三セクターである瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社を設立した。なお、債権の項に記載しているように、複線化事業費として、四国四県と岡山県から、平成 60 年まで、無利息一括返済の条件での貸付も行っている。

##### 2）出資（出捐）の内訳

（単位：千円）

団体名	貸付金	出資額	合計
香川県	109,679	32,000	141,679
岡山県	78,744	0	78,744
愛媛県	61,870	18,000	79,870
高知県	19,685	0	19,685
徳島県	11,249	0	11,249
西日本旅客鉄道(株)	0	50,000	50,000
合計	281,227	100,000	381,227

##### 3）財務諸表推移等

債権の項に記載したように、貸付料は、法人税法上の費用をまかなう水準で決定されているため、会計上の損益は大きく赤字になっている。

これは、会計上の減価償却は定率法という計算方法により、年を追うごとに少なくなっていくためである。

当初投資額は土地を含まないため、貸付金は諸経費を除き、ほぼ減価償却により回収できることになる。

出資（出捐）については、会社を解散するのか、JR 西日本に譲渡するのか、そのまま各地自治体が保有するのか、償却が終了する時点で決定されると思われる。

財務諸表概要

(単位：千円)

項目	H25	H26	H27
売上高	81,000	81,000	81,000
当期純利益	△ 72,076	△ 65,258	△ 49,420
総資産	1,242,357	1,143,661	1,047,976
長期借入金	281,228	281,228	281,228
預かり保証金	1,355,128	1,315,271	1,275,415

(5) 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返還機構 (No.6)

管理部署：交流推進部交通政策課 出資（出捐）額：69,096,292 千円

1) 出資（出捐）の目的・経緯

瀬戸大橋建設に関する経費負担として、平成 25 年度まで機構(旧公団)の要請により、出資（出捐）を続けていた。国の組織整理により、独立行政法人である機構と、次に記す運営会社である株式会社の出資（出捐）に分けられた。

独立行政法人分は、旧公団分より平成 17 年に株式会社分を除いて移行したものである。国が関係自治体に事前相談等なく地方出資（出捐）の延長を一方的に発表した。関係自治体は既に相当の出資（出捐）をしており、また全国料金と比較して割高で不公平な通行料金となっていたため、国と関係自治体が会議し、出資（出捐）については平成 25 年に完了することで合意されている。

2) 出資（出捐）内訳

(単位：千円)

	H25/11 出資(最終)	残高
政府出資金	33,835,572	4,020,550,110
関係自治体	22,958,786	1,465,434,433
うち香川県	1,177,285	69,096,292
合計	56,794,358	5,485,984,543

3) 財務諸表推移等

(単位：億円)

損益計算書	H25	H26	H27
経常費用	14,682	14,677	14,401
経常収益	17,048	19,845	20,034
経常利益	2,366	5,167	5,632
当期純利益	5,922	5,215	5,690

貸借対照表	H25	H26	H27
資産合計	409,559	409,274	408,770
うち有形固定資産	399,542	393,630	399,074
負債合計	312,193	306,275	299,713
うち機構債	244,221	248,116	245,251
うち長期借入金	10,640	8,385	9,633
純資産合計	97,365	102,999	109,057
うち資本金※	54,916	55,340	55,713

※全額が政府及び地方公共団体出資金である。

#### 4) 管理状況等

独立行政法人への出資（出捐）は、法人の借り入れ返済が終了し、残余財産があれば返還される。ただし、橋自体 200 年使用する予定であり、大規模修繕などが行われると、その原資として返済資金が使われる可能性がある。

独立行政法人の債務の返済状況については、毎年 8 月に説明される。予定よりは少し早く返済されているとのことであるが、現在の返済計画は、平成 72 年までのもので、極めて長期にわたる。

決算書は担当課がホームページで確認しているが、希望すれば、資料を送ってくれるとのことである。

#### (6) 本州四国連絡高速道路株式会社 (No.9)

管理部署：交流推進部交通政策課 出資（出捐）額：343,962 千円

##### 1) 概要

瀬戸大橋部分を含む本四間を連絡する 3 本の高速道路の管理を行っている。

##### 2) 出資（出捐）内訳

各団体の出資比率は次の通りであり、高速道路の通過する国及び関係自治体が出資（出捐）を行っている。

出資団体	比率%	出資団体	比率%
国	66.63	広島県・愛媛県	3.71
兵庫県	6.15	徳島県	3.38
岡山県・香川県	4.3	大阪府・大阪市・高知県	1.36
神戸市	3.75		

##### 3) 財務諸表推移等

連結財務諸表主要数値推移

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
売上高	68,784	71,255	78,861	76,116	79,275
当期純利益	522	807	852	905	904

総資産	51,092	54,181	56,516	48,683	53,954
-----	--------	--------	--------	--------	--------

#### 4) 管理状況等

本州四国連絡高速道路株式会社は、本四架橋の高速道路の管理を行い、独立行政法人に道路の貸付料を支払う。

独立行政法人へ支払う貸付料は、料金収入により変動する部分もあり、当株式会社の売上が上がると支払う貸付料も上がる。グループの連結決算では直近5年では5-9億の純利益を出している。子会社が3社ある。

管理部署では、当株式会社の総会関連資料を保管している。

株主総会の議案を添え、議案についての賛否を記載したうえで、委任状を出すことについて起案されている。総会の議事内容については、出席者がメモを記載し、復命書として文書保管されている。

#### (7) (公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団 (No.11)

管理部署：政策部文化芸術局文化振興課 出資（出捐）額：890,000千円

##### 1) 出資（出捐）の目的・経緯

置県百年の記念すべき年を契機とし、香川県の個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的として平成元年に設立された財団である。

##### 2) 財務諸表推移等

(単位：千円)

	H25	H26	H27
基本財産	920,000	910,000	890,000
投資有価証券	911,711	891,325	871,051
総資産	981,468	979,484	959,049
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	940,176	933,829	911,592
経常収益	61,727	87,576	69,823
基本財産運用益	6,219	6,850	6,878
県民ホール舞台受託収入	48,902	54,531	55,119
経常費用	87,609	93,923	92,060
当期経常増減額	△ 25,882	△ 6,347	△ 22,237

県の出捐金が、指定正味財産ではなく、一般正味財産に計上されている。公益法人への移行に際して、法律に基づく手続きを経て、用途制約を解除し一般正味財産としたものと思われるが、当該会計処理の経緯を記した書類は保管されていない。

(指摘事項) 財団に対し、指定正味財産から一般正味財産に振り替えている理由を確認し、その内容を保管しておくべきである。

基金の項に記した文化芸術振興基金と、置県百年香川県文化芸術振興財団の保有す

る基本財産はいずれも文化振興を目的とした事業を行うため、基金及び財団資産を取崩し、事業費にあてている。

当財団の基本財産(890,000千円)は、直近の取崩額20,000千円をベースにすると、相当程度の期間、事業の継続が可能であるが、文化振興基金(798,657千円)は、直近の取崩額216,142千円をベースにすると、約3年で事業が継続できなくなる。文化芸術振興計画をより安定的に遂行するという観点からは、基金の資産とあわせて運用、活用について計画することも考えられる。

(意見) 平成30年度からの新たな文化芸術振興計画の実施に向け、県の基金、当財団をあわせて中長期的な資産の活用方針を検討することが望まれる。

(8) (公財) イサム・ノグチ日本財団 (No.12)

管理部署：政策部文化芸術局文化振興課 出資(出捐)額：200,000千円

1) 出資(出捐)の目的・経緯

20世紀を代表する彫刻家故イサム・ノグチ氏の日本の創作活動の拠点である牟礼町のイサム家および創作の場アトリエとその周辺をイサム・ノグチ庭園美術館とするため、当該美術館施設の整備および運営準備費用として、平成10年度に2億円を出資(出捐)している。

2) 出資(出捐)内訳

平成26年度末時点で出資比率25%を超えているが、他に出資(出捐)割合が多い団体があるため、外郭団体には該当しない。

他の出資(出捐)者は、米国のイサム・ノグチNY財団、個人や法人の賛助会員である。寄付により受け入れた作品の評価額により、県の出資割合も変動する。

出捐内訳	出捐額(円)	比率%
香川県	200,000,000	26.2
イサム・ノグチNY財団	155,000,000	20.3
エッシャー・ポット2分の1所有権(作品)	325,000,000	42.5
ミチオコレクション(作品)	5,000,000	0.7
フィギュア・エマージング(作品)	24,603,000	3.2
記念切手	2,000,000	0.3
一般寄付	52,280,994	6.8
合計	763,883,994	100.0

3) 財務諸表推移等

運用利回りの低下などにより、ここ3年間については、每期基本財産の取崩しが行われている。仮に、換金可能資産(投資有価証券+基本財産預金 412百万円 平成28年3月31日現在)を、直近平成27年度の基本財産取崩額(約10百万円)を毎年取崩していくと仮定すると42年目で不足することとなる。

なお、財団では、現在のところ、県の出捐については保全しており、取崩は県の出捐以外の一般寄付による出捐に対して行われている。

(単位：千円)			
年度	H25	H26	H27
基本財産	860,301	850,301	840,633
うち投資有価証券	199,355	199,355	149,686
うち基本財産預金	199,355	222,926	262,926
総資産	932,763	925,551	914,579
指定正味財産	763,884	763,884	763,884
うち県の出えん金	200,000	200,000	200,000
一般正味財産	168,238	160,238	149,968
経常収益	40,216	33,904	34,189
基本財産運用益	2,933	2,911	1,809
入館料収入	19,375	19,860	19,051
経常費用	48,889	41,824	45,024
当期経常増減額	△ 8,673	△ 7,920	△ 10,835
経常収益に占める基本財産運用益の割合（※1）	7.3%	8.6%	5.3%
運用益利回り（※2）	0.1%	0.3%	0.2%
※1 算式：基本財産運用益 ÷ 経常収益			
※2 算式：基本財産運用益 ÷ (投資有価証券の期首・期末の平均残高)			

#### 4) 出資（出捐）の効果

当財団が運営する美術館は、週3日間のみ開館しており、また事前に郵便等で申し込まなければ見学することができない。維持管理費等の運営費等との兼ね合いのことであるが、県が2億円を出捐した成果は、県民の目には見えづらい。

県が出捐しなければ、イサム・ノグチの作品が全てNYの財団に引き取られてしまう、という危惧から出資（出捐）されたものであり、その点からは、作品が香川県に残っていることが成果、と考えられる。しかし、残った作品が県の施策に関連づけられて活用されなければ、当財団の運営者等に偏った利益を供与している状況になっているともいえる。

また、現状の運営状況が継続すると、いずれ香川県の出資（出捐）部分を取り崩さなければ、財団が継続できない状況になる。

財団法人の理事に県職員が就任し、理事会へ参加しており、一定のモニタリング機能を発揮しているものとする。

(意見) 県の出資（出捐）目的を果たす観点からは、美術館が安定的に運営される必要があり、出資（出捐）者として、財団の運営状況や、今後の見通しを把握していく必要がある。

また、それにあたっては、県民にも出資（出捐）の成果が見えられるよう、県民の日を設けたり、香川県行事にあわせ、予約なしで開放する日を設けるなど、香川県の文化施策の一環に協力を求め、かつ県民への認知度を高めることなどについて、検討が望まれる。

#### (9) (一財)建築コスト管理システム研究所 (No. 14)

管理部署：総務部営繕課 出資（出捐）額：1,000千円

1) 出資（出捐）の目的・経緯

国及び都道府県は、共同して都道府県の庁舎等の営繕にかかる積算を建築コスト管理システム研究所に委託し、財団はこれらを運用している。

香川県でも毎年営繕積算システム等整備業務委託契約を締結し、利用している。（平成27年度の契約金額は1,210千円）

出資（出捐）金額は1百万円であり、その経緯等は明らかにされているが、出資（出捐）者数も多いことから、総会資料等も送付されず、県では出資（出捐）後の当該団体の運営状況等は確認できていなかった。財団のホームページに直近の財務諸表等が公開されているが、過年度分は公開されていないため、過去3期分を取り寄せた。

（指摘事項） 出資による権利とされている団体について、運営状況が確認できていなかった。

2) 一般への移行及び財務諸表推移等

一般財団法人への移行の際には、財団から県に対して、「公益的な事業も多く行っているが、主たる事業のうち、営繕積算システムの運営事業は収益性が高いため、一般財団法人となることとした。」という説明があった。

財務諸表の推移は次のようなものであり、説明の通り、収益性の高い財団であるといえる。

正味財産増減計算		(単位:千円)		
年度		H26.3	H27.3	H28.3
経常増減	受取会費	28,800	26,300	25,900
	事業収益	639,272	694,673	790,024
	受取負担金	-	-	-
	その他	216	966	1,920
	経常収益	668,288	721,939	817,844
	経常費用	593,042	675,652	657,872
	事業費	507,453	577,734	558,532
	管理費	85,589	97,918	99,340
当期経常増減額		75,246	46,287	159,972
一般正味財産増減		74,986	46,200	159,972

貸借対照表			(単位:千円)
年度	H25	H26	H27
流動資産	416,990	473,492	550,375
うち現金預金	69,879	107,827	138,723
固定資産	717,697	750,793	791,111
うち基本財産	334,000	334,000	334,000
うち特定資産	334,486	371,335	415,405
資産合計	1,134,687	1,224,285	1,341,486
流動負債	136,559	183,108	136,267
固定負債	30,486	27,335	31,405
指定正味財産	-	-	-
一般正味財産	967,642	1,013,842	1,173,814
負債・正味財産合計	1,134,687	1,224,285	1,341,486

当財団については、出資（出捐）の当初から、用途を指定した出資（出捐）ではなく、財団運営のために出資（出捐）を求めたものとされており、寄付時の領収書等から見ても、通常の財団運営費用として出資（出捐）されている。

このため、財団では、（旧会計基準によっていたため、明確に区分されたのは新会計基準導入時であるが）一般正味財産増減の部の寄付金として処理されたものとして、一般正味財産として区分されたと思われる。

そのため、継続的な財務諸表の確認についても、出資による権利の状況の確認という意味では、そもそも不要であったものとする。

当財団への出資（出捐）額は100万円と少額であるが、出資による権利に該当するとされる財団への出資（出捐）にあたっては、財団の中で資金が留保され、それを基盤に公益活動が行われる、というイメージをもって予算承認されていると思われる。その点からは、管理部署は、当初から出資（出捐）の内容について十分に確認するべきであった。

（共通意見 出-1） 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資（出捐）額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

#### （10）（一財）地域社会ライフプラン協会（No.15）

管理部署：総務部職員課 出資（出捐）額：17,000千円

##### 1）出資（出捐）の目的・経緯

この法人は、「地方公務員及び地域づくりに携わる関係者（以下「地方公務員等」という。）に係る生涯設計の支援及び良好な年金生活等の実現に資するための施策、サービス等に関する調査研究、企画開発、普及啓発等を行うとともに、地方公務員等の知識、



経験等を生かした地域社会活動の推進等を図り、もって地方公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、地方行政の能率的な運営の確保と活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」とされており、それに賛同して出資（出捐）したものである。

なお、当初の出資（出捐）金 17 百万円のうち、2 百万円は基本財産として、残り 15 百万円は運用財産として出捐している。

## 2) 出資（出捐）内訳

出資団体	出資比率 (%)
都道府県	40.3
政令指定都市	16.5
地方公務員共済組合連合会	43.1
合計	100.0

## 3) 財務諸表推移等

当財団は、指定正味財産からの振替を除くと、財務諸表を確認した平成 24 年度以降毎年度 1 億円前後の経常赤字が続いている。いまだ 25 億円の正味財産があるとはいえ、早急に経営改善すべき状況といえる。

	(単位：千円)		
年度	H25	H26	H27
経常収益	161,708	155,846	163,967
うち特定資産運用益	53,495	43,044	37,757
うち事業収益	23,945	32,851	32,942
うち受取補助金等	62,000	60,000	75,000
経常費用	243,419	246,963	265,492
当期経常増減額	△ 81,711	△ 91,116	△ 101,525
一般正味財産増減	△ 86,720	△ 91,117	△ 101,525

	(単位：千円)		
年度	H25	H26	H27
総資産	2,773,448	2,693,588	2,600,468
流動資産	28,137	25,700	24,648
固定資産	2,745,311	2,667,888	2,575,820
うち基本財産	134,000	134,000	134,000
うち特定資産	2,572,526	2,496,336	2,405,179
流動負債	9,771	11,218	12,781
固定負債	22,526	28,336	35,179
正味財産	2,741,151	2,654,033	2,552,508
指定正味財産	157,000	161,000	161,000
一般正味財産	2,584,151	2,493,033	2,391,508

## 4) 一般財団への移行

平成 24 年度の正味財産増減計算書において、指定正味財産から一般正味財産への振

替えが行われており、一般正味財産増減の部の「経常収益」の「受取寄付金」として25億12百万円を計上している。そのため、同年度の経常利益24億18百万円と巨額にのぼっている。指定正味財産の特定資産部分を一般正味財産に振り替えたものと思われる。

この点について、県を通じて団体に質問したところ、以前からの都道府県、政令都市からの出捐及び、地方職員共済組合連合会の寄付金並びに、過去の剰余金を積み立てていた額の振替である旨の説明を受けた。

指定正味財産のうち、特定資産を取崩して事業に供した部分についてのみ、取崩した年度に指定正味財産から一般正味財産に振り替える処理を行うことが原則と思われるが、全額が振替えられている。

公益から一般への移行について、財団から県への説明はなかったが、県では、次のように推測している。

移行前の財団法人地方公務員等ライフプラン協会の事業目的、事業内容等が主として地方公務員を対象としており、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に必ずしも適合しない部分があったこと、また、一般財団法人に移行した方が、その後の事業を不特定多数の者の利益の増進を視野に捉まえることができ、設立趣旨に即しつつ、地方公務員を含めた地域住民全体の生活の安定と福祉の向上に寄与し、活力ある地域社会の実現に資することを目的とした事業を、従来以上に効果的に実施できること等、多方面から検討の結果、一般財団法人に移行したものとすることである。

財団への地方公共団体及びその共済組合からの出捐額等の合計は、25億円にのぼり、これらは全て公費であるといえる。また、1億円程度の経常赤字が続いていることを踏まえ、地方公共団体等に対し、財団の設立趣旨に即した事業が継続的に実施されるよう、県は財団の状況を把握していく必要があると考えるべきである。

(共通意見 出-1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資(出捐)額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

#### (1 1) (公財)明治百年記念香川県青少年基金 (No.17)

管理部署：政策部男女参画・県民活動課 出資(出捐)額：590,000千円

##### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

明治百年を記念して、青少年の育成のための基金にかかる管理する団体として設立された外郭団体である。昭和44年から49年にかけて、590百万円を出捐しているが、次に記すように、100百万円を県の外郭団体である(公財)香川県国際交流協会に出捐しており、当団体の出捐金を減額している。

この資金は、(公財)香川県国際交流協会により、指定正味財産とされるとともに、基本財産として資産も保全されている。

県としては、出資による権利の金額が 100 百万円だけ過少に表現される結果になっている。

## 2) 出資（出捐）内訳

出資比率は、指定正味財産を分母としても 100%ではないが、県以外からの出捐はないとのことである。

運用益等を指定正味財産に振替える処理を行ったか、会計基準変更時に指定正味財産に算入してしまったものと推測する。

(意見) 指定正味財産のうち、384 万円は、一般正味財産に属すると思われ、組み換えなどによる修正の必要性についても検討すべきである。

## 3) 財務諸表推移等

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
基本財産	516,545	502,345	498,345
うち投資有価証券で運用	498,062	482,054	470,054
総資産	521,403	504,243	503,231
正味財産	521,223	504,176	502,670
うち指定正味財産	508,045	493,845	493,845
一般正味財産	13,178	10,331	8,825
一般正味財産増減の概要			
経常収益	8,721	4,788	6,763
うち基本財産運用益	8,721	4,788	4,871
経常費用	8,186	7,634	8,269
経常増減額	535	△ 2,846	△ 1,507

基本財産運用益が減少したことにより、事業経費を賄う収入が得られていない状況にある。今後の収支が平成 27 年度の実績値(△1.5 百万円)で続くと仮定した場合、平成 28 年 3 月 31 日時点の基本財産以外の資産(普通預金)は 4.5 百万円であることから、基本財産を取り崩す必要が生じる可能性がある。県と財団の間での役割分担を検討する必要がある。

## 4) 管理状況

当財団では、香川県が資金運用指針を設ける以前に、ハイリスクとされる仕組債による運用も行われていた。資金運用指針が示されたことから、これに沿って、資金運用計画を策定した。その後の運用は、指針に沿って、仕組債を売却し、資金運用計画に沿って公社債による運用に変更している。

これらの事実につき、議事録、運用計画等を閲覧して確認を行った。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

(12) (公財) 香川県国際交流協会 (No.18)

管理部署：総務部国際課 出資(出捐)額：775,000千円

1) 出資(出捐)の目的・経緯

在県の外国人も増加し、「県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって県民福祉の向上と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与すること」を目的として元年10月に設立された外郭団体である。その後、他の外郭団体と統合され、定款の目的に語学研修を追加し、現在に至る。

2) 出資(出捐)内訳

出資団体	金額(千円)	出資比率(%)
香川県	775,000	88.5
明治百年記念香川県青少年基金	100,000	11.4
香川県農業拓殖基金協会	1,006	0.1
合計	876,006	100.0

設立時には、県が3億円を基本財産として出捐し、3億、4億と順次増額しているほか、前に記した団体からの出捐、事業統合及び清算により、財産を受け入れている。

県からの直接の出資(出捐)金のみを県の出資(出捐)として出資比率を算出しているが、明治百年記念香川県青少年基金は、前に記したように、県が100%出捐している外郭団体である。

他の団体を経由することで、外郭団体から外すこともできる出資比率の算定方法については、今後検討が必要と思われる。

3) 財務諸表推移等

利回りの低下などから、毎年、基本財産を25百万円ずつ取崩して事業に充てている。

減額分は、県の出捐額についても減額し、それを反映させた金額を財政事情に掲載している。

正味財産増減		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
経常収益	基本財産運用	7,946	6,472	6,545
	事業収益	53,663	55,789	59,736
	受取補助金等	1,560	500	580
	受取寄付金	25,000	25,000	25,000
	その他	1,188	2,834	1,699
経常収益		89,357	90,595	93,560
経常費用	事業費	55,099	50,105	45,287
	会館維持費	39,069	38,627	38,423
	管理費	7,417	5,632	7,349
経常費用		101,585	94,364	91,059
当期経常増減額		△ 12,228	△ 3,769	2,501

貸借対照表 (単位：千円)

年度	H25	H26	H27
流動資産	24,371	34,023	38,660
うち現金預金	18,725	27,528	34,673
固定資産	974,668	938,751	912,733
うち基本財産	926,006	901,006	876,006
うち特定資産	48,662	37,745	36,737
資産合計	999,038	972,774	951,393
流動負債	7,949	10,454	11,572
正味財産	991,089	962,320	939,821
指定正味財産	926,006	901,006	876,006
一般正味財産	65,083	61,314	63,815
負債・正味財産合計	999,038	972,774	951,393
正味財産増減	△ 37,228	△ 28,769	△ 22,499

(意見) 自主財源の確保、実施事業の選択などにより、中長期的な資産の活用方針を検討することが望まれる。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

(13) (一財) 自然公園財団 (No.21)

管理部署：環境森林部みどり保全課 出資(出捐)額：100,000千円

### 1) 出資（出捐）の目的・経緯

当財団は、当初、自然公園の利用者からの協力金を主体として、公園の維持管理事業を運営するために、国や地方公共団体などの出捐金をもとに、昭和54年に設立された公益法人である。

香川県は、当団体に直接出捐したわけではなく、その経緯は次のとおりである。

まず、瀬戸大橋建設にさきがけ、自然環境の保全と適正な利用を図るために財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金が設立された。香川県は、岡山県とともに1億円ずつを出捐しており、その他電力会社等により4億円、合計6億円が出捐され、昭和55年に設立されている。

瀬戸大橋の工事完了に伴い、公団からの受託事業が激減したことから、同種の事業を行う公益法人自然公園美化財団に運用益を含めた残余財産6億11百万円を平成13年3月に寄付している。

財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金の解散時の資料によると、公益法人自然公園美化財団では、引き継いだ金額を特別会計として別途管理し、その運用益で美化清掃、環境保全、思想普及事業を継続するとしており、年間最低8百万円程度を事業費として確保したい、としている。

平成14年7月に同財団は、(財)自然公園財団に名称変更し、平成23年4月に一般財団法人に移行している。

### 2) 一般財団への移行

平成23年度の一般財団への移行について、財団から県に対し、公益財団法人に移行しなかった理由の説明は行われていないが、財団ホームページには、次のように記されている。

(ホームページ掲載内容)

平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されたことを受け、競争的環境の中で引続き安定的に事業を遂行していくため、当財団は、それまでの公益法人から経営の自由度が高い一般財団法人への移行の認可を受けて平成23年4月、「一般財団法人 自然公園財団」に移行致しました。但し、一般財団法人ではあっても、収益を目的とする営利法人化を指向するのではなく、これまでと同様、自然公園を美しく維持・管理し、自然と楽しくふれあえるよう活動してまいります。

### 3) 出資（出捐）内訳

財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金の解散時の資料によると、6億11百万円の精算金のほか、自然公園財団の基本財産は、地方公共団体1億5千万円等を含む2億6千万円とされている。

あわせると、出捐金は次のようになり、平成22年度末までの指定正味財産のうちの「寄付金」（同額を基本財産としている）と概ね一致する。

出損団体	(単位：千円)			比率%
	旧本四財団	自然公園財団	合計	
香川県	100,000		100,000	11.5
岡山県	100,000		100,000	11.5
四国電力㈱、中国電力㈱、関西電力㈱等	400,000		400,000	45.9
剰余金	11,000		11,000	1.3
環境省		50,000	50,000	5.7
地方公共団体		150,000	150,000	17.2
民間		60,000	60,000	6.9
合計	611,000	260,000	871,000	100.0

財団では、香川県の当初の出捐を1億円とし、基本財産取崩の都度、出捐金相当額の減額について報告されている。

香川県では、基本財産との比率により、出資比率を算出しているが、指定正味財産に対する比率とするべきと思われる。ただし、外郭団体等としての判断に影響はない。

年度	(単位：千円)					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
出資比率 ①÷②%	7.9	7.0	7.0	7.1	6.7	6.5
出資比率 ①÷③%	11.6	11.5	11.5	11.6	11.5	11.5
香川県出捐金相当額①	100,000	76,000	76,000	76,000	62,114	52,793
正味財産の部	1,473,086	1,422,042	1,382,109	1,340,971	1,226,287	1,279,531
指定正味財産②	1,273,840	1,081,796	1,087,987	1,077,844	927,966	813,681
民間助成金	413,638	420,083	426,419	422,753	387,452	354,719
寄付金③	860,202	661,712	661,569	655,091	540,515	458,962
寄付金前期からの増減額	不明	△ 198,489	△ 144	△ 6,478	△ 114,576	△ 81,553
(うち基本財産への充当額) ③	860,202	661,712	661,569	655,091	540,515	458,962
(うち特定資産への充当額)	413,638	420,083	426,419	422,753	387,452	354,719
一般正味財産	199,246	340,246	294,122	263,127	298,321	465,850

#### 4) 財務諸表等推移

最近の運用状況を見ると、経常損益は、継続して赤字であるが、平成28年度には黒字化している。

当財団は、駐車場料金の収入などをもとにして、自然公園のビジターセンターを運営している。火山の噴火や地震により、経常赤字が継続したとのことである。平成27年度は駐車場料金の値上げにより、黒字転換したと記載されている。

	(単位：千円)			
一般正味財産増減計算書より	H24	H25	H26	H27
経常収益	1,190,793	1,321,002	1,317,366	1,440,155
うち事業収益	1,159,442	1,296,669	1,297,378	1,422,548
経常費用	1,279,578	1,368,130	1,395,493	1,340,551
当期経常増減額※	△ 88,890	△ 47,498	△ 78,128	99,604
減価償却費等	32,431	42,118	37,084	33,523
指定正味財産からの振替額	0	0	110,000	80,000
貸借対照表より	H24	H25	H26	H27
流動資産	241,534	246,110	327,472	372,052
うち預金	25,735	40,002	113,093	118,718
基本財産	661,569	655,090	540,515	420,419
特定資産	590,307	518,156	462,312	581,078
退職給付引当資産	84,895	32,000	32,000	100,000
固定資産取得積立資産	40,000	40,000	36,000	100,000
環境保全事業積立資産	31,000	16,000	0	20,000
助成固定資産	434,412	430,156	394,312	361,078

※管理費減価償却費+特定資産減価償却費

先に記したように、平成 23 年度、26 年度、27 年度の 3 回にわたり、地震及び噴火を理由に、香川県の出捐金が含まれる基本財産及び指定正味財産を取崩している。

取崩に係る財団の評議員会議事録では、

- ① 平成 26 年度の決算見込みが 69 百万円の大幅赤字になる見込みであり、期末にかけて運転資金が確実に不足するため、基本財産を取り崩す必要があること、
- ② 平成 27 年度予算については 35 百万円の黒字予算であるものの、不安材料も多いことから、来期以降の資金繰り対策として一定額の基本財産を取り崩す必要があると記載されている。

また、取崩の予定額は、①については平成 27 年 2 月に 110 百万円、②については平成 27 年 4 月から 6 月にかけて 80 百万円としている。

実際には、平成 27 年度には予算 35 百万円に対しても 99 百万円と大幅に黒字化しており、基本財産と特定資産の増減を見ても、基本財産が取崩により減少していることに対し、設備投資や退職金の支払いを目的とする特定資産が増加している。

また、基本財産の取崩が必要であったことにつき、香川県に対して具体的な根拠を示して説明された事実はない。

(単位：千円)

年度	H22	H23	H26	H27
香川県出捐金相当額減少報告額	-	24,000	13,886	9,320
指定正味財産内訳「寄付金」残高	860,202	661,712	540,515	458,962
指定正味財産から一般正味財産への振替額	0	215,473	110,000	80,000
特定資産残高	593,103	608,981	462,312	581,078
特定資産増減	-	15,878	△ 55,844	118,766
うち退職給付引当資産	-	13,996	0	68,000



うち固定資産取得積立資産	-	△ 3,998	△ 4,000	64,000
うち環境保全事業積立資産	-	150	△ 16,000	20,000

用途を特定して寄付した金額を他の事業に使用することは適当ではない。少なくとも、平成 23 年度の振替え及び平成 26 年度の振替えの一部については、財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金からの寄付金を除く、従来からの寄付金約 260 百万円及び、金融資産で保有する特定資産から補填するべきであった。県は、県の出捐金が目的外に取崩されたことについて、説明を求め、その妥当性について判断を行うべきであった。

(共通意見 出-1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資(出捐)額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金からの寄付金 611 百万円がなければ、借入や早目の駐車場料金の値上げなどにより対応されたと思われる。基本財産の取崩は、財団の在り方にかかわる重要事項であり、そのために評議員会や理事会の議決を経るという厳格な手続きを求めている。財団役員には、善良な管理者の義務をもって決定することが求められる。

少なくとも平成 27 年度の指定正味財産の取崩については、平成 27 年 2 月の決議に基づき取りくずすのではなく、平成 27 年度の状況を見て取崩の可否や金額の水準について判断するべきであったように思われる。

この基本財産の取崩は、結果的に、退職金の原資や、財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金以外の事業のうち、将来に行う設備投資や将来に行う環境保全事業の積立金として財団内にプールされている。

一方で、基本財産運用益を原資として実施される財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金関連事業は、運用利回りの低下以外に、元本の取崩によっても運用収益が減少することになり、大幅に縮小せざるを得ない。(ただし、瀬戸内海自然公園 80 年記念の特別事業などについては、当財団の関連事業として実施された。)

(意見) 財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金関連事業が、もともとの出捐金 611 百万円をもとに実施できるよう、財団に対して意見を言うことが望まれる。

これにあたっては、岡山県と共同することも考えられる。

#### (14) (公財)香川県環境保全公社 (No.23)

管理部署：環境森林部廃棄物対策課 出資(出捐)額：129,050 千円

##### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

産業廃棄物の処理施設の整備等廃棄物処理の適正化を目的として設立した団体への

出捐であり、他の都道府県でも同様の団体を設立された経緯がある。

産業廃棄物の広域的処理事業を行うことを中心に、あわせて処分適地の調査あっせん事業、調査研究等の関連事業を幅広く実施することにより、県内産業の健全な振興を図るとともに豊かな自然環境と快適な生活環境の保全に寄与することを目的として昭和55年に設立した団体への出捐であり、他の都道府県でも同様の団体が設立された経緯がある。その後、平成25年4月からは公益財団法人へ移行し、現在は「地球環境の保全、循環型社会の形成、生活環境の保全及び地域環境の保全など、環境保全に関する事業を総合的かつ横断的に推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に寄与することを目的」として事業を行っている。

## 2) 出資（出捐）内訳

県が65.5%を占めるが、民間企業も出捐している。

出資状況（出捐金 197,000千円）

- ・香川県 129,050千円（65.5%）
- ・市町 40,000千円（20.3%）
- ・民間（商工会議所連合会等） 27,950千円（14.2%）

## 3) 財務数値推移等

貸借対照表

（単位：千円）

年度	H25	H26	H27
基本財産	200,000	200,000	200,000
定期預金	3,000	3,000	3,000
投資有価証券	197,000	197,000	197,000
特定資産	1,033,533	1,131,571	1,162,116
退職給付引当資産	32,819	32,819	32,819
減価償却引当資産	62,569	65,114	35,663
災害セーフティネット基金	223,399	224,938	226,473
環境保全活動基金	714,746	808,699	867,162
総資産	1,800,305	1,903,990	1,943,860
指定正味財産	197,000	197,000	197,000
うち香川県の出捐金	129,050	129,050	129,050
一般正味財産	714,198	713,641	706,660

正味財産増減計算

（単位：千円）

経常収益	440,592	374,540	280,168
うち事業収益	419,634	358,689	263,011
経常費用	440,592	375,097	280,740
支払寄付金	75,494	50,796	20,695

環境保全活動基金繰入	149,565	93,953	58,463
当期経常増減額	0	0	0

長期固定負債の環境保全活動資金は、会計的に見ると負債とは考えられず、繰入額も正味財産増減計算書の経常費用には該当しない。

しかし、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第18条において、公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象を除く。）に係る支出に当てるために保有する資金を有する場合には、（中略）当該事業年度の費用額に算入するとされており、引当金とは別に、事業の必要性に応じて必要な額に達するまでの額を費用計上できるとしている。

このため、相手勘定として、事業予定が長期であることから固定負債に環境保全活動資金を計上したものとすることである。

平成28年3月31日現在、（固定資産）環境保全活動基金として867,161千円が計上されている。費用処理の要件として、積立限度額が合理的に算定されていること、とあり、毎年度、使用予定と積立額を見直す必要があるとして、監査委員監査により、平成28年12月に、「貸借対照表で固定負債に計上している環境保全活動資金については、その合理的な算定その他特定費用準備資金としての要件が満たされているか検討する必要がある」という検討指示を受けたところでもある。

#### 4) 県との取引等

香川県は、廃棄物等による埋立事業3カ所につき、対価ゼロ円で委託している。

廃棄物等を持ち込む事業者からは、民間処理者と同等の手数料を受けている。一方で、民間処理者と異なり、処理場を整備する費用はかからないため、事業に関する収益率は高い。

平成18年度の香川県包括外部監査において、県事業として実施した当該事業により相当の剰余金が公社に帰属している点について、委託の枠組みの見直し並びに公社剰余金・資金に係る県から公社への要望を検討することが望まれるとの意見が付された。これに対し、平成19年度より、特別会計に係る当期一般正味財産増加額から一般会計への繰り出し経費を控除した金額を1/2、負担金相当額として、県に寄付する形で対応している。

当財団は、平成25年4月に公益財団法人に移行しており、公益財団法人においては剰余金の分配は行ってはならないものとされており、財務諸表の注記、精算書などについての文言の訂正が必要と思われる。

また、会計基準の変更により、特別会計自体がなくなっているが、平成20年3月27日に締結した覚書には特別会計とされており、文言についても訂正が必要である。

(意見) 財務諸表に対する注記及び精算書の文言の訂正、および委託契約の見直しを行う必要がある。

#### 5) 廃棄物等処理事業の継続性

香川県環境保全公社は、これまで主に産業廃棄物の埋立処分に関する事業を先導的に行ってきたが、埋立地の残容積の減少等に伴い、現況の処理実績をもとに予測すると、順次すべての処分地で埋立が完了する予定である。

廃棄物等処理事業					
港名・地区名	事業実施期間	埋立面積 (㎡)	埋立容積 (㎡)	受入品目	備考
高松港・香西地区	H10.7～H27.3	356,000	1,569,000	がれき類、ガラス及び陶磁器くず、金属くず、建設残土、浚渫土砂	平成27年3月をもって事業終了
高松港・朝日町地区	H24.8～H30.3	168,000	700,000	建設残土、浚渫土砂	
内海港・草壁地区	H12.7～H32.11	100,000	861,000	がれき類、ガラス及び陶磁器くず	
観音寺港・観音寺地区	H15.7～H31.7	211,000	1,857,000	がれき類、ガラス及び陶磁器くず、建設残土、浚渫土砂	

昭和55年財団法人香川県環境保全公社設立時における主な役割である産業廃棄物広域的処理事業の遂行を終えることになる。

#### (15) (公財) 百十四社会福祉財団 (No.26)

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課 出資(出捐)額：35,000千円

##### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

香川県における地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者に対する助成又は援護、育成若しくは更生の措置を要する者に対する援助を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として、百十四銀行が設立した財団に対し、昭和43年に35百万円を出捐した。財団の目的が県の政策にも合致しており、県の助成では対応できない助成も行えることなどから、出捐されたものである。

##### 2) 出資(出捐)内訳

当初出捐額35百万円が出捐総額2億円に占める比率として17.5%と算定している。2億円は、基本財産とされ、その運用益を事業費にあてている。しかし、当財団は、2億円の全額を一般正味財産としている。

管理部署が確認したところ、団体では「一般正味財産」とした根拠について、資料が保管されていないとのことである。

(共通意見 出-1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資(出捐)額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

財団に対して、組み換えなどにより、指定正味財産とすることについて、検討を求め

る必要がある。

### 3) 財務諸表推移等

運用利回りの低下により、最近年度で事業費 160 万円程度と、活動水準は低くなっている。

(単位：千円)

年度	H25/3	H26/3	H27/3
一般正味財産増減より			
経常収益	1,129	1,681	1,681
経常費用	1,126	1,427	1,649
うち事業費	1,000	1,400	1,600
経常外増減	0	0	0
貸借対照表より			
資産総額	200,743	200,997	201,029
一般正味財産残高	200,743	200,997	201,029

※事業費は1件当たり200千円の助成金支出である。

### 4) 資金運用

基本財産の概ね半額ずつが、国債と定期預金により運用されている。

基本財産内訳	金額(千円)	金利	収益(千円)
114 銀行定期預金	100,596	0.06%	59
第136回利付国債	99,404	1.60%	1,590
合計	200,000	0.82%	1,649

運用収入が増加すれば助成対象先も増やすことができるため、運用方針の検討が必要と思われるが、この点につき、平成28年3月の理事会で、理事のうちの1名が指摘している。

公益法人として、金融機関の分散などにより、財の保全や安全を確保した上での運用利益の確保は重要である。

(意見) 県は、財団の資金運用方針について確認を行う必要がある。また、出捐元の事業とは切り離れた透明性の高い運営がされているかについても、確認することが望まれる。

### (16) (公財)かがわ産業支援財団 (No.38)

管理部署：商工労働部産業政策課 出資(出捐)額：3,077,190千円 外郭団体

#### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

前身の(財)香川県産業技術振興財団は、高等技術工業地域促進法(昭和58年法律第35号)に基づく開発計画に、高等技術を行う企業等に対する債務保証や高度技術開発又は利用に関する研修・指導、さらに高度な技術開発を行う企業等の立地条件に係る調査研究等を行う機関とされ、県、12市町、県内企業が出捐、寄附を行った。

平成 13 年 4 月に地域企業に対する総合的な支援体制構築のため、財団法人香川県産業技術振興財団、財団法人香川県企業公社及び、財団法人香川県科学技術振興財団が統合して、かがわ産業支援財団が設立された。その後平成 23 年に公益財団法人へ移行している。

## 2) 県施策との関連

当財団は、債権の項でも見たように、県の中小企業関連施策の重要な部分を受け持って当財団の平成 27 年度年間事業費は 1,100,991 千円と、事業規模も大きい。

中小企業者や地場産業関係組合などに対し、研究開発から販路開拓、人材育成までの総合的な支援を行い、地域の活性化を図るとともに、県の基幹産業である商工業と農林水産業との産業間の連携を強化し、相乗効果により高付加価値な新商品の開発などに繋げるため、農商工連携の取り組みを促進することを業務としている。

## 3) 出資比率

出資比率は、基本財産及び特定資産の合計（4,686,982 千円）に占める割合で算定している。一方、指定正味財産の額は 150 百万円であり、特定資産への香川県出捐額は一般正味財産に位置づけられている。

(意見) 県の出捐額及び市町の同様の出捐額については、指定正味財産とする修正を行う必要がある。

## 4) 財務諸表等の数値

		(単位：千円)			(単位：千円)			
一般正味財産増減		H26.3	H27.3	H28.3	貸借対照表情報	H26.3	H27.3	H28.3
経常 収益	基本財産運用益	1,562	1,562	1,562	総資産	19,877,539	19,768,742	19,801,579
	特定資産運用益	272,126	271,305	270,470	流動資産	503,990	684,932	977,258
	受取会費	1,303	1,311	1,388	うち現金預金	363,033	441,737	618,197
	事業収益	101,035	96,414	92,614	固定資産	19,373,549	19,083,810	18,824,321
	受取補助金等	242,888	334,169	521,799	うち基本財産	150,000	150,000	150,000
	受取受託金	163,785	183,436	229,828	うち特定資産	17,660,631	17,469,116	17,294,232
	受取負担金	16,871	12,087	5,681	流動負債	223,684	252,416	367,554
雑収益	3,062	1,053	2,708	固定負債	12,596,172	12,482,480	12,421,151	
経常収益	802,631	901,336	1,126,049	指定正味財産	150,000	150,000	150,000	
経常 費用	事業費	761,791	883,099	1,100,991	一般正味財産	6,907,683	6,883,846	6,862,874
	管理費	80,938	84,976	75,553				
経常費用		842,729	968,075	1,176,544				
当期経常増減額		△ 40,098	△ 66,739	△ 50,495				
評価損益等		-	-	-				
経常外収益		35,586	42,982	29,907				
経常外費用		735	-	303				
法人税等		-	80	80				
一般正味財産増減		△ 5,247	△ 23,837	△ 20,971				

県の出捐金は、基本財産ないし特定資産に充てられている。特定資産の基金は事業目的ごとに設置され、当該基金の運用益が、基金の目的とする事業の経常的な費用に充当される。

平成 27 年度の基金事業の概要は次のようなものである。

事業名	特定資産合計	運用益	事業費	(単位：千円)	
				差額	運用益経常費用比率 %
経済研究情報事業	400,000	6,408	14,517	△ 185	44.14
債務保証利子補給事業	192,103	1,672	1	1,671	154,257.38
高度技術開発振興事業	1,303,100	12,228	13,110	△ 882	93.28
中小企業後継者育成事業	300,000	3,826	471	3,355	812.25
設備資金貸付事業	58,860	162	1,497	△ 946	10.83
国助成設備貸与事業	87,927	553	45,365	△ 43,252	1.22
中小企業設備貸与事業	27,583	185	0	185	812.25
頭脳化センター等施設提供事業	182,344	839	1,497	△ 946	10.83
かがわ中小企業応援事業	11,800,000	204,792	192,255	12,678	106.52
かがわ農商工連携事業	2,800,000	39,516	35,839	3,720	110.26

経常費用が生じていない事業に対する特定資産（中小企業設備貸与事業にかかる基金残高）や、経常費用を大きく上回る運用益を生じる特定資産（債務保証利子補給事業にかかる基金、中小企業後継者育成事業にかかる基金）がある。

これらの3事業について、平成27年度の実績をもとに、特定資産の残高と必要額を比較すると次のようになる。

(単位：千円)

事業名	特定資産合計	経常費用を賄う 基金水準	差額
債務保証利子補給事業	192,103	155	191,948
中小企業後継者育成事業	300,000	36,934	263,066
中小企業設備貸与事業	27,583	0	27,583
合計	519,686	37,090	482,596

(意見) 県の出捐を財源とする財団の基金が、目的に沿って活用されるよう、事業ニーズの変化を把握し、基金で実施する事業の内容を検討するほか、過剰となった基金については取崩しを行うなど、適正な基金管理を指導する必要がある。

#### 4) 管理状況

当財団は、多額の資金を保有しており、その多くは公社債により運用されている。

これらは、県が定める外郭団体の資金運用指針に沿って、財団内でも指針を設けて運用されており、管理部署もその点について確認しているが、その証跡を残すことが望ましい。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

#### (17) 香川県信用保証協会 (No.40)

管理部署：商工労働部経営支援課 出資（出捐）額：3,763,917千円

##### 1) 出資（出捐）の目的・経緯

香川県信用保証協会は信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人である。同種

の法人は、各都道府県に設立されている。

国、市町と金融機関、商工会などとともに出捐を行うことで、協会の業務に伴うリスクへの資金的な裏づけ強化を図ることを目的としている。

## 2) 県施策との関連

信用保証協会が、中小企業金融の円滑化にんえ、中小企業の発展を、保証業務を通じて支援するために、財務基盤の強化を図ることは県の施策目的とも一致する。

香川県では、中小企業者等の事業資金調達の円滑化を図ることを目的とし、金融機関との協調により実施する融資の原資の一部を、香川県信用保証協会を通じて金融機関に預託している。

当法人は、信用保証に係る信用調査・審査、金融相談、経営支援、債権回収等の業務を行っている。

## 3) 出資（出捐）内訳

協会の財政基盤、経営基盤の充実が図られており、平成17年度より出捐金を休止している。出資率について確認したところ、基本財産を分母とした比率による算定として算定されている。県の外郭団体への出資比率は、基本財産を分母として計算しており、協会についても同様の対応となっている。

## 4) 財務諸表推移等

近年の推移は次のとおりである。

### 損益計算書

(単位：千円)

年度		H25	H26	H27
経常 収入	保証料	1,233,918	1,086,880	998,327
	預け金利息	1,907	2,072	1,678
	有価証券利息配当金	276,410	264,905	266,421
	その他	545,847	515,585	381,868
経常収入		1,781,672	1,604,537	1,381,874
経常 支出	業務費	722,412	684,436	662,357
	信用保険料	612,338	565,146	539,877
	その他	75,989	96,923	220,203
経常支出		1,410,739	1,346,505	1,422,437
経常収支差額		370,932	258,032	△ 40,563
経常外収入		2,989,825	2,133,034	2,142,392
経常外支出		2,914,353	2,130,116	2,168,785
制度改革促進基金取崩額		80,542	59,667	52,039
収支差額準備金取崩額				14,917
当期収支差額		526,946	201,283	-



貸借対照表情報			(単位：千円)
年度	H25	H26	H27
資産合計額	146,434,391	129,671,211	121,140,995
現金預金	41	49	51
預け金	5,018,290	4,952,256	5,005,071
有価証券・その他有価証券	15,859,645	15,762,006	15,663,589
動産・不動産	213,323	202,811	208,386
保証債務見返	124,419,022	107,781,630	99,481,990
求償権	455,224	541,288	375,347
雑勘定	468,845	431,170	406,562
負債・純資産合計額	146,434,391	129,671,211	121,140,995
基本財産	13,987,328	14,147,636	14,147,636
制度改革促進基金	314,073	343,598	329,507
収支差額変動準備金	3,760,959	3,921,268	3,906,351
責任準備金	746,811	648,148	600,494
求償権償却準備金	146,254	172,914	132,753
退職給与引当金	758,403	620,129	520,194
保証債務	124,419,022	107,781,630	99,481,990
雑勘定	2,301,541	2,035,887	2,022,070

#### 5) 管理状況

当法人の保有する金融資産は、平成27年度末の有価証券等の金額は156億円である。財務諸表には、金融資産の時価情報が掲載されていないが、法人の財務諸表は、信用保証協会法第34条2項に基づいて、全国統一の様式により作成する必要があるためである。

理事会報告資料によると、毎期、資金運用の状況報告に合わせて、時価情報や回収可能性に関する報告が行われ、議事録に記載されているなど、時価情報は適切に管理されている。

当法人は、信用保証協会法第22条に基づいて、平成16年9月に資金運用規定を策定しており、資金運用については同規程に基づいて行われる。県が毎年度実施している当法人への立入検査においても、資金運用が同規程に沿って行われている旨が確認されている。

#### 6) 県との取引

##### ① 概要

県と当法人との取引としては、中小企業振興融資の原資預託、中小企業振興資金保証料補給金、中小企業再生支援融資等にかかる損失補償金がある。

これらは、県内中小企業の資金調達の円滑化を図るための「香川県中小企業振興融資制度要綱」に定める融資制度並びに中小企業が環境の保全を図るための「香川県環境保全施設整備資金融資制度」のための預託金貸付、や保証料率を引き下げることにより生じる当法人の保証料収入の減収額等を補てんするものである。

全て、県の施策の一環として実施されており、当法人が県の中小企業施策の重要な

部分を受け持っている。

② 中小企業振興資金保証料補給金

平成 27 年度の中小企業振興資金保証料補給金は 100,170 千円である。

当期のものについて、信用保証実績報告書、保証料補給金交付申請書、申請書、請求書、執行伺書、支出命令書等を 1 件確認し、香川県中小企業振興資金保証料補給金交付要綱に従い、補給金が支払われている旨を確認し、特段内容に疑義が生じる事項はなかった。

③ 中小企業再生支援融資等にかかる損失補償金

平成 27 年度の中小企業再生支援融資等にかかる損失補償金は 2,992 千円である。

当期のものについて、損失補償金交付申請書、請求書、執行伺書、支出命令書等を 1 件確認し、契約に従い、損失が生じた金額に対して県の補償分 1/4 が支払われている旨を確認し、特段内容に疑義が生じる事項はなかった。

④ 中小企業振興融資の原資預託

県の政策として金融機関との協調により、中小企業の事業資金調達の円滑化を図るために、協会経由で金融機関への預託を実施している。預託は年 4 回 4 月、7 月、10 月、1 月に実施され、3 月末に一括償還を受け年度内に完済される。

マイナス金利の影響等により、近年、中小企業振興資金融資額は減少傾向にあるものの、今後の経済情勢の変化に備えるために、現在の預託金額 39,920 百万円を維持するとしている。

当制度は、県、保証協会及び金融機関の協調で成り立っているものであるが、マイナス金利政策による低金利の状況下において、金融機関の収益は減少傾向が続いており、金融機関がペイオフ対策として負担する預託に係る預金コストは、普通預金金利を上回るなど、以前よりも負担感が大きくなっていると考えられる。

(意見) 制度融資の円滑な運用を進めていく観点から、金融機関の負担する預金コストについても配慮する必要があるとあり、預託に係る預金コストを圧縮するための方策を検討する必要があると考える。

当団体は、中小企業金融施策を担う団体であることから、団体は安定的に運営される必要がある。

なお、保証債務に対する基本財産および内部留保（ここでは、収支差額変動準備金、責任準備金とする）の比率について、財政力指数の同水準（0.400～0.500 未満）の団体（岡山県、福島県、長野県、石川県、富山県、新潟県、山口県、奈良県）による比較を実施したところ、香川県が小さく、安全度が高い状況にあるといえる。

グループ	財政力指数 (平成24年度～平成26年度)	団体名	団体数
A	1.000以上	該当なし	—
B	0.500～ 1.000未満	愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、栃木県、群馬県、広島県、三重県、宮城県、京都府、滋賀県、岐阜県	17
C	0.400～ 0.500未満	岡山県、福島県、長野県、石川県、香川県、富山県、新潟県、山口県、奈良県	9
D	0.300～ 0.400未満	北海道、愛媛県、山梨県、福井県、熊本県、大分県、山形県、岩手県、青森県、佐賀県、和歌山県、鹿児島県、宮崎県、長崎県	14
E	0.300未満	徳島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	6
	0.92532	東京都	1

(単位：百万円)										
番号	都道府県	香川県	岡山県	福島県	長野県	石川県	富山県	新潟県	山口県	奈良県
	経常収入	1,382	4,836	3,950	6,128	3,048	2,428	5,994	3,136	2,915
	経常支出	1,422	3,043	3,090	4,616	2,550	1,995	4,180	2,414	2,137
	当期収支差額		159	893	1,378	860	570	1,787	673	868
	総資産の額	121,141	410,922	409,658	626,809	247,804	234,031	565,062	289,306	268,672
①	基本財産	14,148	32,511	21,904	42,892	19,668	17,238	38,204	20,400	18,809
	制度改革促進基金			367			181		191	206
②	収支差額変動準備金	3,906	13,166	5,920	21,446	5,284	6,356	15,232	8,051	7,870
③	責任準備金	600	1,888	2,218	3,300	1,334	1,261	2,964	1,521	1,409
	求償権償却準備金	133	343	223	282	346	174	537	311	175
	退職給与引当金	520	924	818	1,271	637	458	831	849	783
④	保証債務	99,482	313,813	363,455	547,002	211,773	205,085	491,418	253,301	233,660
	雑勘定	2,022	7,975	7,795	10,617	4,390	3,225	8,411	4,681	5,738
	②÷①	27.61%	40.50%	27.03%	50.00%	26.87%	36.87%	39.87%	39.47%	41.84%
	④÷①	703.2%	965.3%	1659.3%	1275.3%	1076.8%	1189.7%	1286.3%	1241.7%	1242.3%
	④÷(①+②+③)	533.3%	659.8%	1209.8%	808.7%	805.6%	825.1%	871.3%	845.1%	831.9%
出所：各信用保証協会のHP公表資料より										

(18) (公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会 (No.41)

管理部署：交流推進部交流推進課 出資(出捐)額：263,000千円 外郭団体

1) 出資の目的・経緯

県が昭和63年度に出捐している。現在は瀬戸大橋記念公園の指定管理者として、財団が管理しているが、財団は、瀬戸大橋開通にあわせ記念公園が開園し、その管理のために設立された団体である。

2) 出資比率

県が100%出捐している。

当初の出捐額は400百万円であるが、その内訳はマリンドーム改修費150百万円、記念公園等管理運営費250百万円とされ、現在出捐額としている263百万円がどの残高であるのか不明である。

財団では、県の出捐額のうち、13百万円は指定正味財産として基本財産にしている

が、250 百万円は一般正味財産として特定資産とされている。

### 3) 財務諸表推移等

正味財産増減計算書		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
経常 収益	特定資産受取利息	824	824	824
	管理運営費	134,096	137,904	137,904
	物品販売事業収益	5,391	5,329	5,638
	利用料金・手数料	3,095	3,348	3,627
	その他	798	330	423
経常収益		144,205	147,736	148,416
経常 費用	事業費	143,322	145,641	146,618
	うち委託費	76,405	71,950	75,393
	管理費	1,392	1,613	1,494
経常費用		144,714	147,254	148,113
当期経常増減額		△ 509	482	303
経常外費用		918	477	-
一般正味財産増減		△ 1,427	5	303

貸借対照表		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
流動資産		28,544	29,066	28,300
うち現金預金		26,791	27,174	26,388
固定資産		265,813	264,339	263,566
うち基本財産		13,000	13,000	13,000
うち特定資産		250,000	250,000	250,000
資産合計		294,357	293,405	291,866
流動負債		9,880	8,923	7,081
正味財産		284,477	284,481	284,785
指定正味財産		13,000	13,000	13,000
一般正味財産		271,477	271,481	271,785
負債・正味財産合計		294,357	293,405	291,866

当財団は、県の施設の指定管理以外の事業は行っておらず、特定資産が必ずしも全額必要とは思われない。

特定資産の公益事業への活用、または、基本財産及び特定資産のうち不要額を香川県に返還することについて、検討が望まれる。

#### (19) (公財) 中国四国酪農大学校 (No.48)

管理部署：農政水産部畜産課 出資(出捐)額：1,000 千円

##### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

昭和 36 年に岡山県立酪農大学として設立されたが、昭和 40 年に財団法人中国四国酪農大学校に改組され、その際に中国四国各県及び兵庫県 10 県で出捐した。

昭和 40 年 8 月に当初の出捐を行い、昭和 44 年度、47 年度にも出捐している。

酪農に特化した教育を実施しており、後継者育成のために香川県からも生徒を送っている。出捐 10 県以外の県からも生徒は受け付けており、明確なメリットがあるかどうかは疑問の余地があるが、他県との関連上、香川県が出捐を解消することは予定していない。

## 2) 出資（出捐）内訳

出資内訳・比率は次のとおりである。

(単位：千円)

出資団体	H27 年度末	割合
岡山県	6,352	41.4%
香川県	1,000	6.5%
その他 8 県	8,000	52.1%
合計	15,352	100%

都道府県からの出捐は基本財産として維持されているが、指定正味財産としては計上されていない。

当初出捐は、昭和 40 年で 51,607,356 円だったが、平成 7 年に時価評価換えを実施し、6,351,898 円に切り下げされている。

## 3) 財務諸表推移等

正味財産増減計算書

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
授業料収入	13,407	16,849	16,451
生乳売払収入	132,287	141,754	155,941
受取補助金	44,766	38,013	34,973
その他	28,367	24,630	39,638
経常収益	218,827	221,247	247,002
事業費	202,269	208,417	232,724
管理費	4,092	5,057	5,603
経常費用	206,361	213,474	238,327
当期経常増減額	12,466	7,773	8,676
経常外収益・費用	△2,907	3,908	2,536
一般正味財産増減	9,559	11,681	11,211

地方公共団体補助金は岡山県の畜産振興事業補助金 25,480 千円が主な内容である。香川県としては補助金の交付は行っていない。

運営状況は厳しく、補助金を差し引くと赤字となっている。

岡山県が補填して、運営を続けている状況といえる。

前身が岡山県立酪農大学であるということもあり、理事長及び副理事長は岡山県の職員が就任しており、岡山県以外の他県と同様に、香川県としては団体の運営に積極的

には関与していない。

酪農大学校自体の運営状況は厳しく、将来追加の出捐が求められる可能性もないとは言えない。

(共通意見 出-1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資(出捐)額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

(20) (公社)香川県畜産協会(No.50)

管理部署：農政水産部畜産課 出資(出捐)額：103,760千円 外郭団体

1) 出資(出捐)の目的・経緯

① 経緯

公益社団法人香川県畜産協会は、平成14年4月に5団体が統合して設立されたもので、香川県、県内市町、県農協、畜産関係団体等の31会員からの出捐及び会費を財源として活動する団体である。

県は、統合前の3団体に出捐しており、それぞれの団体の基本財産は(社)香川県畜産協会へ継承され、それぞれが行ってきた事業実施のための「基金」に寄託することとなり、出資(出捐)証券の代わりに基金拠出証書が交付された。

統合前の5団体	県出捐金(千円)
(社)香川県畜産協会	0
(社)香川県家畜畜産物衛生指導協会	25,000
(社)香川県畜産物価格安定基金協会	53,000
(社)香川県牛乳検査協会	25,760
香川県牛乳普及協会	0
合計	103,760

② 目的

香川県は、国の事業を委託された畜産協会が行う肉用子牛の価格安定事業の実施に関し、運営基盤となる基金への出資(出捐)、畜産協会が行う家畜畜産物の衛生及び防疫業務の実施に関し、運営基盤となる基金への出資(出捐)及び畜産協会が行う原料牛乳検査の実施に関し、運営基盤となる基金への出資(出捐)を行う。

## 2) 出資（出捐）内訳

出資者	(単位:千円)				割合
	肉用子牛	家畜防疫	乳質検査	合計	
香川県	53,000	25,000	25,760	103,760	45.7%
香川県農協	40,500	16,130	12,820	69,450	30.6%
香川県農協中央会	500	2,500		3,000	1.3%
香川県農協信用組合	4,600	2,500		7,100	3.1%
香川県豊南農協	1,100	170		1,270	0.6%
全国共済農業協同組合	2,100	1,250		3,350	1.5%
全国肉用牛振興協会	6,000			6,000	2.6%
(社) 香川県配合飼料協会	500			500	0.2%
(社) 香川県畜産協会	18,200			18,200	8.0%
(社) 香川県獣医師会		1,250		1,250	0.6%
香川県鶏ふ卵協会		750		750	0.3%
香川県動物薬品機材協会		1,050		1,050	0.5%
四国地区乳牛協会香川県支部			11,420	11,420	5.0%
合計	126,500	50,600	50,000	227,100	100.0%

香川県は、特別基金への拠出の金額割合を以って出資比率を算定している。

しかし、合併前の旧香川県畜産協会が、(社) 香川県畜産物価格安定基金協会に出捐していたことから、出資（出捐）の内訳に自己の持分 18,200 千円が含まれている。本来は除いて算定すべきであり、これを除くと 49.7%となる。

当該基金が法令上の「基金」に該当するのか。その場合は社員としての地位と直接結びつくものではないと考えられるが、拠出割合をもって出資比率としていいのかわか疑問である。法令上の基金に該当するのであれば、定款に基金に関する記載が必要であるが、記載はない。

なお、指定正味財産として少額が計上されているが、補助金により購入した固定資産部分が計上されているものである。

財団の基金と正味財産との関連を整理し、そのうえで出資比率を算定する必要がある。

正味財産増減		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
経常 収益	受取会費	13,364	12,894	12,894
	受取補助金	41,452	43,906	45,805
	受託金収益	19,500	37,389	43,110
	事業収益	30,608	32,002	30,943
	その他	16,074	6,879	8,062
経常収益		120,999	133,070	140,814
経常 費用	事業費	117,987	134,625	133,205
	管理費	1,496	520	330
経常費用		119,483	135,145	133,535
当期経常増減額		1,516	△ 2,075	7,279
経常外費用		-	651	21,004
一般正味財産増減額		1,516	△ 2,726	7,258

貸借対照表		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
総資産		1,341,820	1,932,347	2,532,092
流動負債		45,295	49,174	41,316
固定負債		1,119,435	1,708,879	2,309,273
うち肥育安定基金		706,349	1,261,363	2,006,469
うち生産者積立金		137,183	173,177	25,035
うち生産者積立準備金		0	0	2,060
うち特別の積立金		12,995	12,998	13,002
うち償還円滑化積立金		2,051	0	0
うち子牛運営特別基金		108,300	108,300	108,300
うち運営基盤強化基金		100,600	100,600	100,600
うち豚特定疾病防疫基		14,033	14,033	14,033
正味財産		177,331	174,465	181,501
指定正味財産		242	172	123
一般正味財産		177,089	174,293	181,378
負債・正味財産合計		1,342,061	1,932,518	2,532,090

### 3) 出資（出捐）の合理性

当団体については、(独)畜産産業振興機構から補助金を受けて造成した基金があったが、平成24年9月(一部、平成26年3月)までに返還を求める旨の通知に基づき、返還を行った経緯がある。

会計検査院の指摘に基づく措置であり、補助金相当額は返還し、事業に必要な資金は毎年補助金という形で機構から受入れている。

香川県においても、県からの拠出金をどのように取り扱うべきか、平成24年6月に検討を行った上で、拠出金は直ちに返還を求めないことを結論付けている。

その根拠は複数があるが、各拠出金を引き上げると経営基盤が弱くなり、今後安定的な事業推進が危うくなるおそれがあり、県の拠出を引き上げる必要はないと判断されている。

これ以降、資金は増加しており、出捐の対象とされている特別の基金の必要性は下が



っている可能性がある。

(指摘事項) 出捐が負債である基金とされるのであれば、少なくとも2～3年ごとには、県が拠出する必要性について検討することが望まれる。

(21) (公財) 香川県水産振興基金 (No.53)

管理部署：農政水産部水産課 出資(出捐)金：1,204,000千円

1) 出資(出捐)の目的・経緯

この団体は、昭和28年ごろから昭和40年代後半にかけて全国的に発生した有毒化学物質による環境汚染に伴う汚染魚問題と、47年夏に播磨灘を中心に発生した赤潮など、多発する公害などにより多大の被害を受けている県内の漁業者を救済することを目的に昭和49年1月に設立された外郭団体である。

その後、水島重油流出事故や関西空港建設などの折に積み増しされてきた。

昭和57年から、県栽培漁業センターの設置が進められていたが、徳島県の実例に倣い、香川県水産振興基金において種苗生産を行うこととなった。

これらの水産振興策拡充のために順次積み増しされている。

2) 出資(出捐)内訳

出資団体	金額(千円)	割合
香川県	1,204,000	84.8%
漁協	23,434	1.6%
香川県漁連	15,000	1.1%
香川信漁連	7,500	0.5%
市町	100,000	7.0%
漁業者	66,000	4.6%
その他関係団体	4,500	0.3%
合計	1,420,434	100.0%

3) 財務諸表推移等

正味財産増減計算書		(単位:千円)			
年度		H25	H26	H27	備考
経常収益	種苗生産	106,919	109,571	112,932	★
	中間育成	1,000	1,000	1,000	★
	その他	19,435	18,395	16,974	
経常収益		127,354	128,966	130,906	
事業費	種苗生産	107,004	109,619	112,995	
	中間育成	1,000	1,000	1,000	
	その他公益	12,026	10,382	10,200	
管理費		6,286	6,342	6,397	
経常費用		126,316	127,343	130,592	
差引		1,039	1,623	314	

貸借対照表			(単位:千円)
年度	H25	H26	H27
総資産	1,449,633	1,475,689	1,494,589
流動資産	35,512	39,162	37,212
うち現金預金	20,225	23,876	21,926
固定資産	1,414,121	1,436,526	1,457,377
うち基本財産	1,391,668	1,406,343	1,420,434
うち特定資産	22,453	30,184	36,943
流動負債	6,714	8,742	6,477
固定負債	22,453	30,184	36,943
指定正味財産	1,391,668	1,406,343	1,420,434
一般正味財産	28,798	30,421	30,734

当初の出捐が行われた経緯から、基本財産、特定資産として多額の定期預金を有している状態にある。

以前はこの果実を使って公益事業を実施していたが、金利が下がった現在は運用益が減少していることもあり公益事業のボリュームは減少傾向にある。

事業に必要な設備は県から貸与を受けていることもあり、固定資産は保有していない。事業活動自体は、県の委託費等で賄われている。

また、基本財産、特定資産を含めた金融資産の額は14億円と多額であるが、国債のほか、漁業関係の金融機関で運用されており、ペイオフ対策が考慮されていないように思われる。当財団では、資金の運用は慎重に決定され、検討のうえ、漁業関係の金融機関に集中したとのことである。これについて検討したか否かについては、議事録には記載が残されていない。

しかし、県は外郭団体の資金運用指針を定めており、これと実際の運用の決定内容が異なる点について、異なる運用を選択した理由が明らかになるよう、県として把握し、管理文書として保管する必要がある。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

## (22) (一財) 河川情報センター (No.57)

管理部署：土木部河川砂防課 出資(出捐)額：10,000千円

### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

「財団法人河川情報センター」の設立に当たり、各都道府県においては10,000千円ずつを出捐し、香川県もそれに賛同して出捐したものである。

法人の目的は、定款に次のように記されている。

この法人は、河川及びその流域に関する情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供に関する調査研究及び技術開発を行うことにより、情報管理及び情報提供の手法を確立し、その成果を広く国、地方公共団体その他の防災関係機関及び国民社会に提供す

るとともに、その活用の促進を図り、もって水災害による被害の軽減及び危機管理並びに河川の適正な管理及び利用の増進に資することを目的とする。

## 2) 出資（出捐）内訳・比率

全国的に出捐を求めて設立された団体であり、出資比率は少ない。さらに、指定正味財産がゼロであることから、出資による権利はゼロと思われる。その経緯及び対応については、一般財団の項に記載したように、他の財団と共通する。

## 3) 財務諸表推移等

### 正味財産増減計算書

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
基本財産運用益	4,319	8,354	8,354
事業収益	1,626,840	1,753,550	1,742,505
その他	301	1,319	164
経常収益	1,631,460	1,763,223	1,751,023
事業費	1,989,058	1,963,009	2,015,793
管理費	98,620	92,396	91,695
経常費用	2,087,679	2,055,406	2,107,488
当期経常増減額	△ 456,219	△ 292,182	△ 356,465
経常外費用	264	342	0
法人税等	643	643	643
一般正味財産増減	△ 457,125	△ 293,166	△ 357,107

### 貸借対照表

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
総資産	4,163,047	3,935,837	4,237,101
流動資産	1,637,023	1,627,582	1,711,513
うち現金預金	57,931	82,878	82,529
うち未収金	1,557,221	1,531,951	1,637,715
固定資産	2,526,024	2,308,255	2,465,589
うち基本財産	520,000	520,000	520,000
うち特定資産	1,172,128	995,221	1,010,087
流動負債	1,302,731	1,375,781	1,930,344
うち短期借入金	930,000	990,000	1,410,000
固定負債	108,509	101,416	205,224
うち退職給付引当金	99,098	95,014	106,219
うち役員退職慰労引当金	9,412	6,401	10,063

正味財産	2,751,807	2,458,641	2,101,533
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	2,751,807	2,458,641	2,101,533

平成 27 年度の経常損失は 356 百万円であり、正味財産が 2,101 百万円であるので、6 年程度で債務超過に陥るペースの赤字額である。また、短期借入金で平成 27 年度だけで 420 百万円増加し、期末残高 1,410 百万円に達している。各年度における未収金と事業収益の額が同程度で推移している。

未収金の残高が年度の事業収益と同程度で推移している。

財団の持続可能性について、検討が必要な状況であるといえる。

#### 4) 管理状況等

一般財団への移行時に指定正味財産が 0 円とされた一方、出捐の目的外使用も可能な一般正味財産に基本財産及び特定資産の全てが移管されている。

(共通意見 出-1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資(出捐)額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

### (23) (一財) 公園財団 (No.64)

管理部署：土木部都市計画課 出資(出捐)額：50,000 千円

#### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

同財団は、公園緑地の管理に関する総合的な調査研究や技術開発、公園緑地の利用増進のための知識の普及啓蒙及び国営公園等の維持管理業務の充実を図ることを目的とする。

香川県内で国営讃岐まんのう公園(国営の 12 番目の公園)が開園されるにあたり、当財団の前身である財団法人公園緑地管理財団に対し、平成 10 年に 50 百万円の出捐を行った。同時に、まんのう町も 5 百万円を出捐している。

前身の財団法人公園緑地管理財団は昭和 49 年に設立され、平成 24 年 4 月に一般財団法人公園財団へと移行している。

#### 2) 一般財団への移行

平成 24 年の移行時には、特に香川県に対して説明はなかったが、県としては、公益法人等の構造改革が進展する中、公園管理運営業務においても、従来より効果・効率性の発揮を求められるようになり、また、今後も競争環境の激化が想定されることから、事業の安定かつ円滑な展開を目指し、経営の自由度が高い一般財団法人へ移行したと推測している。

当財団の財務諸表は公開されていないが、予算書は公開されている。

公園管理事業の収益を他の公益事業に充てているが、公園管理事業の収支規模が大きく、公園管理事業は入札により受託者が決定されるものであり、この事業の収益性も高いことから、一般財団に移行せざるを得なかったものと思われる。

### 3) 出資（出捐）内訳

出捐者は、国、民間企業等 12 団体、地方公共団体 31 団体（県 15、市町村 16）である。

国営公園が設置されている都道府県で出捐していない県は、1 県あるとのことである。

指定正味財産 943 百万円に対し、香川県の出捐額は 50 百万円であり、出資比率は 5.3%である。

### 4) 財務諸表等推移

年度	(単位:千円)		
	H25	H26	H27
基本財産	1,016,000	1,016,000	1,016,000
投資有価証券	1,007,411	1,006,419	1,006,251
総資産	4,632,030	4,619,486	5,703,361
指定正味財産	943,000	943,000	943,000
地方公共団体寄附金	893,000	893,000	893,000
うち県の出えん金	50,000	50,000	50,000
一般正味財産	1,113,583	1,129,923	1,256,875
一般正味財産増加額	2,900	16,340	126,952
経常収益	6,438,939	6,068,107	7,758,582
うち基本財産運用益	4,270	4,307	5,398
経常費用	6,391,016	5,974,885	7,542,552
経常増減額	47,923	93,221	216,030

一般正味財産の増加額は、平成 26 年度で 16,340 千円、平成 27 年度で 126,952 千円となっており、内部留保を蓄積している。

財団の収益は、国営公園の管理によるものが主要因である。財団ホームページによると、全国 17 箇所の国営公園のうち 13 箇所の管理を行っており、そのほか、国営公園以外の 17 箇所の公園の指定管理者として公園管理を行っている。

国営公園のうち、明石海峡公園、備北丘陵公園については、それぞれ平成 22 年、平成 25 年で管理から外れている。また、常陸海浜公園など 4 公園は、一旦管理を外れ、再度管理を受託している。

このように、公園管理事業は入札により受託者が決定されることなどから、財団の管理する公園数は変動しており、運営は必ずしも安定しているとはいえないが、一方で、ノウハウが蓄積されているのであれば、事業が拡大していく可能性もある。

### 5) 管理状況

香川県では、これまで当該財団に対する受託研究依頼等を要望したことがなく、現状、当該出捐に関連する施策はないとしている。しかしながら、当財団の設立目的は、「公

園緑地の管理に関する総合的な調査研究や技術開発、公園緑地の利用増進のための知識の普及啓蒙及び国営公園等の維持管理業務の充実」とされていることから、香川県は、当該財団の運営と県の関連する施策を整理したうえで、必要であれば、出資（出捐）団体との連携・情報交換を行うことにより、公園マネジメントに利活用することについて、検討が望まれる。

(24) (公財) 香川県下水道公社 (No.66)

管理部署：土木部下水道課 出資（出捐）額：340,000千円 外郭団体

1) 出資（出捐）の目的・経緯

流域下水道事業の開始に伴い、昭和53年8月に財団法人香川県下水道基金として設立され、昭和57年に財団法人香川県下水道公社に名称を変更し、平成25年4月、公益財団法人香川県下水道公社に移行している。

流域下水道施設の維持管理を行っている。

2) 出資割合

香川県のほか、流域下水道事業に関連する市町の出捐を受けている。

香川県からの派遣職員の人件費の一部を、香川県の出捐金を取崩して支払っているため、香川県の出資比率は下がっている。

出資団体	取崩前		取崩後	
	出資額(千円)	割合 (%)	出資額(千円)	割合 (%)
香川県	340,000	89.5	310,200	88.6
流域市町	40,000	10.5	40,000	11.4
合計	380,000	100.0	350,200	100.0

3) 財務諸表推移等

正味財産増減計算書		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
経常 収益	基本財産運用益	4,170	4,065	3,901
	特定資産運用益	41	73	60
	事業収益	1,136,295	1,162,675	1,047,449
	雑収益	0	74	0
経常収益		1,140,507	1,166,888	1,051,411
経常 費用	事業費	1,139,381	1,162,889	1,058,620
	管理費	7,213	8,762	2,799
経常費用		1,146,594	1,171,652	1,061,419
当期経常増減額		△ 6,087	△ 4,763	△ 10,008
経常外収益		4,600	5,000	14,359
一般正味財産増減額		△ 1,487	236	4,350

貸借対照表	(単位：千円)		
年度	H25	H26	H27
流動資産	118,337	148,281	161,352
うち現金預金	118,337	148,279	156,269
固定資産	427,227	432,327	434,590
うち基本財産	363,500	358,500	350,200
うち特定資産	63,145	73,157	83,566
資産合計	545,564	580,608	595,943
流動負債	118,305	148,100	156,976
固定負債	63,145	73,157	83,566
指定正味財産	363,500	358,500	350,200
一般正味財産	614	850	5,201
負債・正味財産合計	545,564	580,608	595,943

経常増減は、少額であるがマイナスで推移している。継続して、指定正味財産の取崩に対応されている。

#### 4) 管理状況等

香川県は、外郭団体及び公益法人としての管理を行っている。

また、県の流域下水道事業特別会計より、浄化センターの維持管理を委託している。平成27年度の財団受託事業収益は1,047,449千円であり、財団の計上収益1,051,411千円のほとんどを占める。

これまでの市町合併に伴い、今後、流域下水道事業の3処理区のうち1処理区を香川県から市町に移管する予定もあり、それに併せて当財団の今後のあり方も検討されると思われる。それにあたっては、決定過程についても明確に記録し、保存する必要がある。

#### (25) (一財)高齡者住宅財団 (No.68)

管理部署：土木部住宅課 出資(出捐)額：5,000千円

##### 1) 出資(出捐)の目的・経緯

当財団の設立にあたり、「高齡化社会をかんがみ、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社等との緊密な連携の下、医療・福祉施策と連携したサービスシステム等を備えた高齡者向け住宅の管理運営を行うことにより、高齡社会に対応した住宅・生活関連サービス等の整備を強力に推進する」という目的に賛同し、他の都道府県と同様に、平成5年に500万円を出資(出捐)した。

当初の出資(出捐)金500万円のうち400万円が基本財産、100万円が運用財産とされている。

##### 2) 財務諸表推移等

当財団の財務諸表等の推移は、次のとおりであり、経常増減が継続してマイナスになっている。

正味財産増減計算書			(単位：千円)		
年度			H25	H26	H27
一般 正味 財産 増減	経常 収益	基本財産運用益	9,844	3,338	5,410
		受取会費	5,490	4,840	4,370
		受取補助金等	17,874	25,957	20,058
		事業収益	422,330	402,961	418,830
	経常収益		499,705	488,844	505,482
	経常 費用	事業費	488,870	492,791	505,611
		管理費	49,595	48,518	39,048
	経常費用		538,465	541,310	544,660
	当期経常増減額		△ 38,760	△ 52,466	△ 39,177
	評価損益等		19,170	15,619	△ 22,770
	経常外収益		533,684	22,121	-
	経常外費用		-	85	-
一般正味財産増減		514,094	△ 14,811	△ 61,947	
指定 正味 財産 増減	基本財産運用益		9,844	18,365	5,410
	基本財産受取利息		9,844	3,338	5,410
	基本財産売却益		-	15,027	-
	基金収益		6,208	14,316	14,575
	基本財産評価損		-	-	△ 9,106
	特定資産評価損益		△ 145	1,294	△ 39,231
	一般正味財産への振り替え		△ 549,592	△ 32,681	△ 19,985
	指定正味財産増減		△ 533,684	1,294	△ 48,337

貸借対照表		(単位：千円)		
年度		H25	H26	H27
流動資産		238,467	368,201	321,367
うち現金預金		165,000	317,889	255,760
固定資産		1,874,637	1,757,940	1,698,044
うち基本財産		318,561	318,561	309,455
うち特定資産		854,354	871,076	822,303
資産合計		2,113,104	2,126,141	2,019,411
流動負債		177,727	182,604	173,546
固定負債		253,204	274,880	287,493
うち退職引当		97,516	111,601	121,756
指定正味財産		830,923	832,218	783,881
出えん金		318,561	318,561	309,455
国庫基金		512,363	513,657	474,426
一般正味財産		851,249	836,439	774,491
負債・正味財産合計		2,113,103	2,126,141	2,019,411

指定正味財産については、一般正味財産への振替及び対応する資産の評価損失に伴い、減少している。経常増減が継続してマイナスになっていることから、正味財産総額も減少している。

### 3) 一般法人への移行



平成 25 年 4 月 1 日の一般財団法人への移行に当たっては、県に対する説明は行われなかったが、県は、当財団が神奈川県などでシニア住宅を運営しており、収益事業費の割合が高いことから、公益法人への移行要件として、認定法が定める「公益目的事業支出割合＝50%以上」の要件を満たしていなかったことによるものではないかと推測している。

#### 4) 管理状況等

当財団では、指定正味財産の額が変動しており、その内容が不明であったため、県を通して財団に質問したところ、平成 13 年 10 月に高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に伴い、同法に定める法定業務として、当財団が家賃債務保証等の債務保証業務を担うこととされたことから、当該債務保証業務の運営経費として、基本財産 12 億円から 3 億円を取崩し、運用資産に充当した旨の回答があった。また、減額後の基本財産に対応する香川県の出捐額は 300 万円とのことであった。

さらに、当財団は、一般社団法人の移行において、限られた移行期間内で移行を行うため、指定正味財産としての各地方公共団体の基本財産額に増減を生じさせないよう、移行前の基本財産 9 億円に係る各地方公共団体からの出捐総額 317,250 千円を新たな基本財産額とし、残り 582,750 千円は、当財団の経営状況に鑑み、取崩して運用資産に充当した旨の説明もあった。

こうした点も、県に対する説明が行われていなかったことなどから、県は、当財団への出捐金に係る「出資による権利」を 500 万円のままとしている。基本財産 317,250 千円に対応するとされている香川県出捐額が 300 万円であるが、基本財産は評価損失等により、309,455 千円と 97.5%の水準に減少している。指定を解除したとされる 200 万円分についても、電話で団体に確認したところ、出資による権利が消滅したという認識ではない、とのことである。しかし、一般正味財産が毎 4～5 千万円前後減少していることを考慮すると、県の出資（出捐）額についても毀損していく可能性があり、今後の運営を注視する必要がある。

(共通意見 出－1) 出捐者として、各団体の事業報告や財務諸表等の情報を収集し、運営状況を把握することは必要である。出資（出捐）額が変動している可能性を把握した場合は、団体に対して状況を確認し、その結果を財産台帳に反映していく必要がある。また、出捐の目的や事業が終了した場合に、財産を処分することについて疑問や懸念がある場合は、団体に対して意見を申し述べる必要がある。

#### (26) (公財)香川県暴力追放運動推進センター (No.71)

管理部署：公安委員会会計課 出資（出捐）額：503,360 千円

##### 1) 概要

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の成立に伴い、同法に規定する団体として、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的とし、平成 4 年に

設立された外郭団体である。県は、一般財源から 300,000 千円に、一般から当財団分として県に寄附された 203,360 千円をあわせて出捐している。

## 2) 財務諸表推移等

### 貸借対照表の概要

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
流動資産	4,448	8,136	7,155
固定資産	688,597	688,145	693,464
うち基本財産	662,360	662,360	662,360
うち特定資産	24,619	23,108	28,970
資産合計	693,045	696,282	700,619
流動負債	76	78	76
固定負債	4,819	4,914	5,382
正味財産	688,150	691,289	695,161
指定正味財産	664,360	673,360	678,360
一般正味財産	23,790	17,929	16,801
負債・正味財産合計	693,045	696,282	700,619

### 正味財産増減計算の概要

(単位：千円)

年度		H25	H26	H27
経常 収益	基本財産運用益	11,781	11,781	11,597
	受取会費	9,876	9,816	9,796
	事業収益	5,598	5,765	5,765
	その他	4,109	1,841	1,847
経常収益		31,364	29,204	29,006
経常 費用	事業費	20,012	22,174	21,973
	管理費	6,160	5,872	6,161
経常費用		26,172	28,045	28,134
当期経常増減額		5,192	1,158	872
指定正味財産への振替		2,000	7,000	2,000
一般正味財産増減		2,762	△ 5,861	△ 1,128
寄付金収入		-	2,000	3,000
一般正味財産からの繰入		2,000	7,000	2,000
指定正味財産増減		2,000	9,000	5,000

寄付等により、順次正味財産が増加している。

平成 25 年度から、寄付により正味財産が増加しているが、これに合わせて一般正味財産から繰り入れを行っている。公益法人会計では、一般正味財産から指定正味財産に振り替えられることはないが、この振替えは、用途を指定して受け入れた寄付金を、誤って一般正味財産として受け入れてしまった部分を修正したものとすることである。

(単位：千円)

	指定正味財産の増加	一般正味財産	寄付
合計	16,000	11,000	5,000
H25	2,000	2,000	0
H26	9,000	7,000	2,000
H27	5,000	2,000	3,000

財務諸表の正味財産の内書き、注記等との整合性について、検討することが望まれる。

### 3) 管理状況等

当財団は、残存期間が10年を超える長期の国債により運用されている金額が4億3千万円と多額であり、外郭団体に対する資金運用指針には沿っていないが、これは、当指針の策定前に購入されたためである。

また、同一金融機関に対して、1千万円を超えて定期預金で運用しており、ペイオフ対策の観点からは分散が望ましい。

(共通意見 出-2) 外郭団体の資金運用の実態に関するチェックリストを作成し、外郭団体に記入を求め、その内容を、毎年度管理部署により確認することが望まれる。

## III 基金

### 1 概要

#### (1) 性質

##### 1) 対象

基金は、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を定めることにより、自治体に設置されるものである。

地方自治法では基金について、次のように記載されている。

自治体は、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」(地方自治法第241条第1項)。

また、第2項以下では、目的に応じて確実かつ効率的に運用すること、基金ごとに収益及び費用を予算計上すべきこと、目的以外では使用できないこと、などを定めている。

このため、自治体の基金は、目的を定めて条例を制定したうえで、一般会計から繰り入れるなどの方法で資金を造成し、その資金については確実かつ効率的に運用し、条例に定めた目的に沿って取崩されて事業等にあてることを求められる。

自治体は、単年度の歳入歳出予算に基づき運営されるため、突発的な歳出の増加に備えたり、複数年度の間の変更量の変化に関する調整を行ったり、特別な目的のために、別途資金をプールする仕組みが必要であり、基金は、そのために設けられた制度といえる。

基金の繰入、取崩は、一般会計や特別会計の予算を通じて行われる。

## 2) 運用

税収や補助金などを原資とする決済性の高い歳計現金に比べ、基金は、特定目的のために積み立てるものであり、資金運用という面から見ると、計画的な運用が可能な資金であると位置付けられる。

確実な運用を求められていることから、利回りが高いことと同時に元本が安全である金融商品を考えてみると、国債など特定の債権による運用に限定されると考えられる。公債は、期間が長い債券ほど利回りは高くなるが、国債も金利の情勢により市場価値は変動するので、基金の目的に沿って取り崩す時に、売却損失が発生することがないように、基金の使用時期に合わせた計画的な運用を行う必要がある。

なお、香川県の全ての基金は、条例により、有価証券での運用も可とされている。

## 3) 分類

地方自治法によると、基金には、次の種のものがあるとされている。

- ① 財産を維持するために設置される基金-山林の維持のための基金など
- ② 資金を積み立てるための基金-財政調整基金など
- ③ 以上の二つを混合した基金
- ④ 定額の資金を運用するための基金

香川県の基金の資金は、②のタイプの基金が主流である。①の財産を維持するために設置される基金としては、埋立地の売却や維持管理を行うための特別会計に関する基金であるが、明確に認識が共有されているようには思われない。④の基金については、現在、香川県にはない。①や④の種類の基金が数多くあれば、資金運用の方法についても別途検討されたと思われる。

## (2) 香川県の基金

### 1) 現況

香川県の基金のうち、平成 27 年度中に動きがある基金数は 39 であり、年度末残高の合計は 65,772 百万円である。各基金の 27 年度末の状況は次のとおりである。

平成 28 年度までに廃止となる、あるいは実質的に事業が終了する 5 基金が含まれ、当該基金の合計残高は、603 百万円である。また、6 基金について、平成 27 年 12 月末で廃止となっている。

29 年度以降も継続する基金の残高は、65,169 百万円である。

(単位:千円)

No.	名称	類型	H28.3 残高	繰替	条例制定
1	財政調整基金	①	17,473,038	可	S39
2	県債管理基金	①	22,013,839	可	S55

3	産業基盤造成基金	④	2,340	可	S39
4	職員退職手当基金	④	703	可	S53
5	長期投資準備基金	④	523	可	H元
6	災害救助基金	①	561,467	不可	S39
7	産業技術開発等基金	④	54,950	不可	S44
8	社会福祉基金	④	1,550,070	可	S45
9	全国植樹祭記念香川県緑化推進基金	④	312,213	可	H元
10	環境保全基金	④	521,188	不可	H2
11	中山間地域等保全基金	③	1,282,811	可	H5
12	森林整備担い手対策基金	③	276,632	可	H5
13	介護保険財政安定化基金	②	999,759	不可	H12
14	直島町風評被害対策基金	④	3,119,195	可	H12
15	森林整備活動支援基金	③	2,263	不可	H14
16	国民健康保険事業運営広域化等支援基金	③	341,620	不可	H14
17	文化芸術振興基金	④	798,658	可	H19
18	特定非営利活動促進基金	④	10,677	不可	H19
19	医療施設耐震化臨時特例基金	③	828,490	可	H22
20	後期高齢者医療財政安定化基金	②	1,851,497	不可	H20
21	子育て支援対策臨時特例基金	③	825,254	可	H21
22	農地集積・集約化促進基金	③	483,565	可	H26
23	地域医療介護総合確保基金	②	2,678,613	可	H26
24	吉野川総合開発香川用水事業基金	④	7,649,444	可	S42
25	番の州地区臨海工業用地造成事業基金	④	1,385,989	可	S43
26	栗林公園施設整備事業基金	④	15	不可	S46
27	大学生等かがわ定着促進基金	④	1,000	可	H27
28	国民健康保険財政安定化基金	②	143,200	不可	H27
小計			65,169,013		
平成28年度までに精算される11基金			603,094		
合計			65,772,107		

No.24、No.25については、それぞれ8,174百万円、1,980百万円、合計10,154百万円を一般会計に繰替運用している。

## 2) 類型

香川県の基金の状況を見ると、基金の成り立ちから、次の4つに区分することが出来るように思われる。①地方財政法に基づく財政調整基金及び減債基金など、法令に規定のあるもの、②介護保険財政安定化基金のように、法令に基づく制度に関し、自治体で

積み立てを求められるもの、③国が指定する事業を複数年度にわたって行うための基金、④自治体が独自に目的を定めて設置するものがある。

③は、国庫を財源として、複数年度にわたって国が進める施策に関する特定の事業を実施するための基金であり、全国の自治体で同種の基金が設置される。事業が終了し、基金に残高がある場合は、残額を国に返還する。

補助金や交付金は年度ごとに交付されるため、毎年国に対して補助申請の手続きを行わなければならないが、このような基金を設けることで、複数年にわたり、計画的かつ機動的に地域の事情にあった事業を行うことが可能となる。④の自治体が独自に目的を定めて設置する基金の中にも、全国に共通して設置されているものもある。

分類ごとの基金数及び残高は、次のようなものである。①の基金数は3と少ないが、県の財源の安定化を目的とする基金を含むため、基金残高はもっとも多額になっている。②の基金も、介護、国保、高齢者医療という保険制度の安定的な運営を目的とする基金であることから、それぞれ金額の規模は大きくなる。

(単位:千円)

類型	①	②	③	④	合計
基金数	3	4	7	14	28
H28.3 残高	40,048,344	5,673,069	4,040,635	15,406,964	65,169,013

### (3) 監査の要点

#### 1) 検討事項

全ての基金につき、次の事項について検討を行った。

- ① 基金設置の経緯及び内容を確認する。
  - ・経緯、目的、財源、根拠、条例の文言、運営上の制限などを確認する。
- ② 残高、収支等の推移を入手する。
  - ・残高が減少傾向にないか、活用されていないものはないか等を検討する。
  - ・元本を取崩して支出するタイプのものか、運用益で事業をするタイプのものかを確認する。
- ③ 管理状況を確認する。
  - ・要綱等は設けられているか。それに沿って事業が実施されているか。
  - ・基金を取崩して実施する事業はどのように決定しているかを確認する。
  - ・事業にかかる契約手続きを検討する。
  - ・積立、取崩、利息運用等は条例に沿って実施されているかを確認する。
- ④ 運用方法について確認する。
- ⑤ 全般的に、基金の活用状況を確認する。
  - ・制度及び運用状況に、基金及び関連政策の目的と一致していない点はないかを確認する。

- ・基金活用の効果はあらわれているか、効果が測定されているかについて確認する。

#### (4) 要点に対する検討結果

監査の検討項目ごとに、監査結果の概要を記す。個別の基金の項では、概要、残高・収支等の推移、運用方法について記載し、それ以外の項目については、特記する事項がある場合のみ記載している。なお、運用方法に関しては複数年にわたる資金運用が望ましい基金を洗い出す目的で検討を行った結果を記載したものである。

##### 1) 基金設置の経緯及び内容の確認

基金の設置経緯が不明であったり、条例等の規定と設置経緯に基づく目的等が矛盾する基金はなかった。

資金の造成内容については、吉野川総合開発香川用水事業基金は、設置から相当年数が経過していることから、造成された金額の根拠は明確ではなかった。

##### 2) 残高、収支等の推移

###### ① 基金事業の実施

基金の残高が減少傾向にあり、現況を前提とすると、数年後の基金を財源とする事業の継続が危ぶまれる基金が見られた。これらは、財政上の理由から、積み立てが困難であるものである。計画的に積み立てることが望ましいのであるが、基金の管理部署の権限で、計画的な積立を実施することが可能な基金はなかった。このため、基金の残高を基準に、基金を財源とする事業をどのように実施していくのかについて検討する必要がある。

(共通意見 基-1) 基金の残高が減少傾向にあり、基金を財源として実施している事業の長期的な持続可能性には課題がある基金については、基金の残高を基準に、基金を財源とする事業をどのように実施していくのかについて、検討を行い、基金事業における中長期的計画の検討が望まれる。

###### ② 残高が非常に少ない基金

平成 28 年度中に精算される基金以外で、残高が極めて少額で、財源として活用ができないものがみられた。

(共通意見 基-2) 残高が低水準で推移している基金については、基金の設置目的を再度確認し、どのような場合に利用するのか、どのような場合に積み立てるのかを明確にし、将来に行われる検討の際にも資するよう、保管することが望まれる。

###### ③ 合理的積立水準

中長期の計画が策定されていないなどの理由により、積み立てられるべき水準が明確でない基金もみられた。基金に多額の資金を固定することは、基金の残高について、望ましい水準が何であり、現況がそれに比べてどのような状況であるのかについて

て、説明できる状態にする必要がある。望ましい水準に対して低い場合は、基金及び基金を使った事業の今後の見通しについて検討する必要がある。

基金に多額の資金が留保される理由については、それが必要であることについて、県民に明確に説明できなければならない。国の制度に基づき積み立てられたものの、利用されたことがない基金については、県独自で適正水準を決定することは困難であるが、県基金である吉野川総合開発香川用水事業基金及び番の州地区臨海工業用土地造成事業基金については、大規模プロジェクトに由来する基金であることから、残額も多額であり、今後の対応が望まれる。

### 3) 管理状況

事業の決定や、歳出の手続きについては、要綱等を定めるなどの方法で、適正に実施される体制が整えられている。

サンプル抽出して検討した事業について、決定及び歳出手続きについて、問題と考えられる歳出はみられなかった。

### 4) 運用

#### ① 預金による運用

基金の資金は、予算課でとりまとめて、6カ月から1年の預貯金により運用している。

運用先は入札により複数金融機関に分けて決定している。運用利益は各基金の資金の額と預けた期間に応じて按分している。

それぞれの金融機関への預金額は、ペイオフ上限額である1千万円を超えるが、万が一金融機関が破綻した場合にも借入金と相殺できるよう、各金融機関からの県の借入額を上回らないようにされている。

県は、運用方法のメリット・デメリットを考慮した上で、短期預金により運用しているが、基金の中には、資金の一部を長期に運用し、運用益を確保することが望ましいと思われるものも見られる。

造成からしばらくは基金の運用益をもって事業を行われていたが、運用利回りの低下に伴い、基金の元本を取崩して事業を実施している基金も見られる。また、基金の運用益を事業に充てるとされる基金もある。これらの基金の資金を、現在のように短期預金だけで運用していることは、基金の目的に沿った運用状況とは言い難い。運用利回りについても考慮した運用を前提とするべきである。

基金の資金運用に関しては、金融機関などにより、各種の手法が紹介されており、大阪府など先進的に導入している自治体も現れている。香川県でも、預金以外の運用についても検討することが望まれる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

なお、個別に基金を検討した際に、緊急の支出に備えた基金であるため、中長期運



用にはなじまないとした基金にしても、複数の基金の資金をまとめて運用することで、一部は運用益についても考慮した運用を行うという考え方も、運用手法の考え方の中で示されている。

## ② 一般会計への繰替

県では、三位一体改革で財政的な危機を迎え、平成 16 年度末に番の州臨海工業用土地造成基金から 1,980 百万円、平成 19 年度末に吉野川総合開発香川用水事業基金から 8,174 百万円が繰替えられている。契約は毎年更新されており、当初から利息は無利息とされている。

基金条例の多くには、「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」という繰替運用の規程が設けられている。この 2 基金も、繰替運用の規定が設けられており、それに基づき、繰替えられたものである。

しかし、基金の繰替え運用は、一時借入と同様に、一般会計の短期間の資金不足等に対応するものである。実際には資金は動いておらず、実質的には 2 つの基金から 101 億円の取崩しを行っている実態にある。

ただし、一般会計への無利息繰替えによっても、現在のところ、基金の事業は、特に支障なく実施されている。

この繰替えについては、一般会計から徐々にでも返済する、などの方法で解消される必要がある。現在の県財政の状況では直ちに解消することは難しいが、いずれにしても繰替えの事実について、常に明確に認識される必要がある。

## 5) 基金の活用

基金について、予算編成の都合で事業の財源とされることがある、という程度の認識しか持たれていない基金がみられた。

特に、基金を財源とする事業につき、管理部署が複数に分かれている基金では、基金と事業の関連を意識していない部署があるようにみられる。

その要因の一つは、予算編成過程の中で財源として基金を取り崩すことなどが決定されていることであり、予算編成自体を行う予算課以外では、総じて管理部署が主体的に基金を管理する意識は低いように思われる。

(共通意見 基-4) どのような事業に基金を活用しているのかについて、予算課だけでなく、基金を財源として行う事業の管理部署においても説明責任を果たせるよう、整理しておくべきである。

## 2 個別の基金

### (1) 香川県財政調整基金

管理部署：政策部予算課 設置：昭和 39 年 財源：県 繰替運用：可

#### 1) 概要

財政の均衡を目的とし、地方財政法により設置しなければならない基金であり、同第7条に、決算剰余金が発生した場合、半額以上を公債の繰上げ償還または基金に積み立てること、とされている。次項の県債管理基金と合わせてこのように、繰入れ額の算定方法は決まっている。このため、基金残高に占める当基金及び県債管理基金の比率は、59%と高い水準である。

取崩の要件は、地方財政法第4条の4に規定され、それに沿って、県条例でも次の4件に該当する場合としており、取崩対象にできる範囲は広い。

- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てる場合
- ② 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てる場合
- ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合
- ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てる場合

予算編成時に想定外であった影響の大きい変動に起因する財源不足に対応する基金であると思われる。

なお、香川県では、財政調整基金、県債管理基金、産業基盤造成基金、職員退職手当基金、長期投資準備基金の5基金を財源対策用基金と位置付けている。

## 2) 推移等

平成27年度までの推移は次のとおり。

(単位：千円)

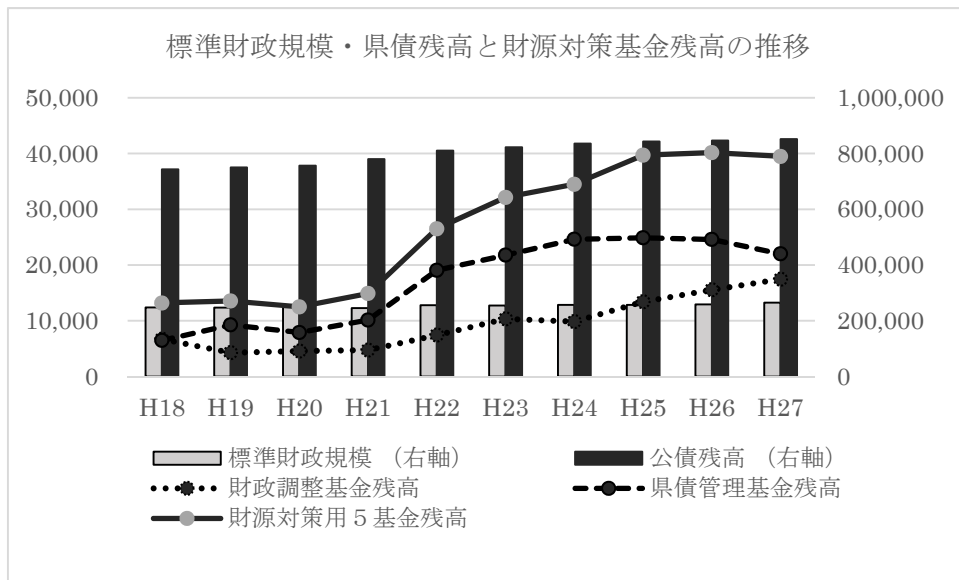
年度	H25	H26	H27
年度当初残高	9,863,734	13,421,409	15,554,510
造成※	3,561,439	3,165,206	1,926,318
取崩	3,764	1,032,105	7,789
期末残高	13,421,409	15,554,510	17,473,038
運用益※	10,100	13,293	14,038

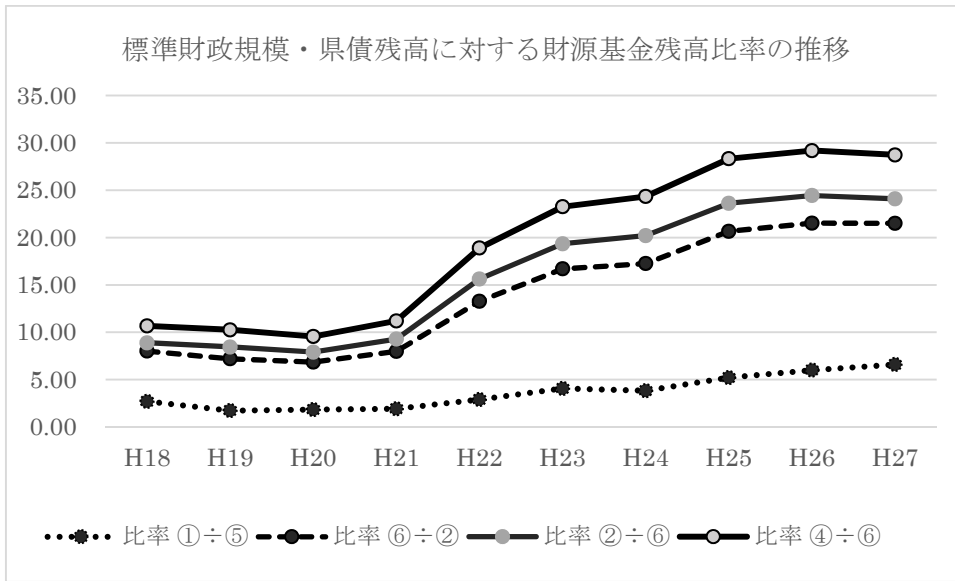
※運用益は、造成額に含まれている。

財源対策用基金に関しては、基金の積立水準の指標として、標準財政規模に対する比率が用いられる。また、本来は債務との関連でも見るべきものであると思われる。

これらの合計額と香川県の標準財政規模、及び公債残高を比べると次のようになる。近年、基金残高は増加傾向にある。

項目		H18	H19	H20	H21	H22
財政調整基金残高 ①	百万円	6,698	4,280	4,581	4,751	7,429
県債管理基金残高 ②		6,490	9,269	7,912	10,138	19,072
その他財源対策用基金残高 ③		7	5	4	4	4
財源対策用5基金残高 ④※		13,195	13,554	12,497	14,893	26,505
標準財政規模 ⑤		248,076	247,320	248,706	245,757	255,641
公債残高 ⑥		743,387	750,299	756,710	780,036	810,516
比率 ①÷⑤	%	2.70	1.73	1.84	1.93	2.91
比率 ⑥÷②	%	5.32	5.48	5.02	6.06	10.37
比率 ②÷⑥	%	0.87	1.24	1.05	1.30	2.35
比率 ④÷⑥	%	1.77	1.81	1.65	1.91	3.27
項目		H23	H24	H25	H26	H27
財政調整基金残高 ①	百万円	10,351	9,864	13,421	15,555	17,473
県債管理基金残高 ②		21,780	24,625	24,895	24,603	22,014
その他財源対策用基金残高 ③		4	4	1,378	4	4
財源対策用5基金残高 ④※		32,135	34,493	39,695	40,161	39,490
標準財政規模 ⑤		254,465	256,962	256,939	258,738	264,862
公債残高 ⑥		822,816	835,711	843,432	846,686	851,645
比率 ①÷⑤	%	4.07	3.84	5.22	6.01	6.60
比率 ⑥÷②	%	12.63	13.42	15.45	15.52	14.91
比率 ②÷⑥	%	2.65	2.95	2.95	2.91	2.58
比率 ④÷⑥	%	3.91	4.13	4.71	4.74	4.64
※④=①+②+③						





### 3) 運用

当基金は、予算編成時に想定外であった影響の大きい変動に起因する財源不足に対応するという性格から、中長期の運用にはなじまない基金であるといえる。

## (2) 香川県県債管理基金

管理部署：政策部予算課 設置：昭和55年 財源：県 繰替運用：可

### 1) 概要

前記財政調整基金と同様に、財政の均衡を目的とする。積立に関する制限はない。

取崩は、「県債の償還の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。」とされ、県債の繰上げ償還を行う場合など、債務返済に限定されている。

財政調整基金と異なり、法令で置くことを義務付けられる基金ではない。独自の公債を発行している大規模自治体では、返還までの期間にわたり、返済額を返済までの年数で割った金額を毎年積み立てることが推奨されているが、香川県はこれに該当する公債は発行していない。

### 2) 推移等

直近3年間について、債務の償還財源としての取崩が繰入を上回っており、残高が漸減している。

	(単位：百万円)									
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
期首残高A	4,407	6,490	9,269	7,912	10,138	19,072	21,780	24,625	24,895	24,603
運用収益	7	31	56	58	50	86	70	69	57	47
積立額B	2,082	5,170	3,450	2,941	8,934	2,708	2,845	3,542	3,108	1,377
うち運用収益	7	31	10	58	14	86	70	69	57	47
取崩し額C	0	2,390	4,807	715	0	0	0	3,273	3,400	3,967
期末残高A+B-C	6,490	9,269	7,912	10,138	19,072	21,780	24,625	24,895	24,603	22,014

### 3) 管理状況

条例には、基金の毎年の積立額は、「一般会計の歳入歳出予算で定める」としか記載されていない。近年は、決算剰余金の 1/2 を財政調整基金に積み立てた上で、残りの 1/2 のうち 9 月定例県議会における補正予算で必要とされる財源を除く金額を県債管理基金に積み立てられている。

一方取崩は、一般会計予算全体の財源不足額について、公債費（県債償還費）のうち財源が不足する額を取崩している。

このため、基金の造成と取崩がともに相当額発生する。

平成 21 年の総務省通知は、大規模な公債を発行している団体を対象としていると考えられるものの、減債基金の性質は共通していると思われ、それによると積立は「各団体における地方債残高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立を行われたい。」としている。

減債基金の残高は適性水準という考え方ではなく、債務の状況に対して計画的に積み立てることを求められている。

その点、香川県の当基金は、年度ごとの不足額を埋める役割を持っており、積立についても、必要額を見積もって積み立てられたものではない。財政調整基金の役割と重複する面はあるが、当基金は、債務の返済に限定して取り崩される。

他の自治体の事例を見ると、四日市市などでは、財政調整基金を必要以上に積み立てることについて、議会等で問題になったこともある。論点は、債務の返済に充てる基金を多額に積み立てるのであれば、繰り上げ返済をすることが望ましい、という点、財政調整基金への繰り入れが他の事業を圧迫することのないように、という点から、財政調整のための基金残高の適正水準を考えるとしたものである。

一方で将来の県民が負担する県債の残高も、平成 27 年度末で 8,516 億円にのぼっている。

香川県では、税収の状況、国からの交付税の水準に県財政は大きく影響を受けることから、過去の経験も踏まえ、債務返済が滞り、財政再建団体になることのないよう、備えているとのことである。

香川県の財政状況をかんがみ、県債残高 8,516 億円に対し、当基金残高 220 億円は少ない、と判断されている。しかし、積立が過剰であると、県債の早期償還あるいは、県の事業実施等を行うべき、ということもいえる。積立額の目安については、判断が難しい。現状では、香川県の年間公債費は、約 600 億円である。

なお、本来の減債基金を置かなくてはならないとされる満期一括償還の債権は、平成 28 年度時点では完済されているが、満期まで計画的に積み立てる部分と、その他の部分に区分して示すことが望まれる。

### 4) 運用

総務省の同通知によると、「確実かつ効率的で有利な運用に努められたいこと。その

際、各団体の地方債管理の適正化、中長期的な公債費負担の平準化、利払い負担の抑制を図る観点のほか、市場公募地方債等の流通市場の育成や安定を図る観点からも、減債基金の運用として地方債証券等の保有や買い入れ償却の活用を積極的に検討されたいこと。」としている。

香川県は市場に流通する公募債は発行していないため、突発的な財政不足の際にも、県債の返済を確保するための基金と位置付けられており、長期間の運用を前提としていない。

なお、「満期まで計画的に積立る部分」については、計画的な運用が可能であると思われるが、香川県では現在その金額はない。

### (3) 香川県産業基盤造成基金

管理部署：政策部予算課 設置：昭和 39 年 財源：県 繰替運用：可

#### 1) 概要

昭和 39 年に近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業の財源に充てることを目的として設置された。このため、取崩対象事業は次のように限定されている。

- ① 道路の整備に関する事業の財源に充てる場合
- ② 水資源の開発及び利用に関する事業の財源に充てる場合
- ③ 港湾の整備に関する事業の財源に充てる場合
- ④ 観光資源の開発に関する事業の財源に充てる場合

#### 2) 推移等

高度成長期に設けられた基金であり、一定の役割を果たしてきたといえる。

残高は少ないが、平成 25 年、26 年の造成・取崩のように、臨時交付金など国庫支出の受け皿になっているとのことである。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
年度当初残高	2,332	1,376,797	2,337
造成	1,374,465	1,360	3
取崩	0	1,375,819	0
期末残高	1,376,797	2,337	2,340
運用益	3	1,360	3

### (4) 香川県職員退職手当基金

管理部署：政策部予算課 設置：昭和 55 年 財源：県 繰替運用：可

#### 1) 概要

職員の退職金に限定して処分できる。

2) 推移等

近年は、積み立て、取り崩しともに実績がない。残高も平成27年で70万円と少額である。退職金はそれぞれの会計で年度ごとに予算化され、支払われている。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
年度当初残高	700	700	701
造成	0	1	1
取崩	0	0	0
期末残高	700	701	702
運用益	0	0	0

3) 管理状況

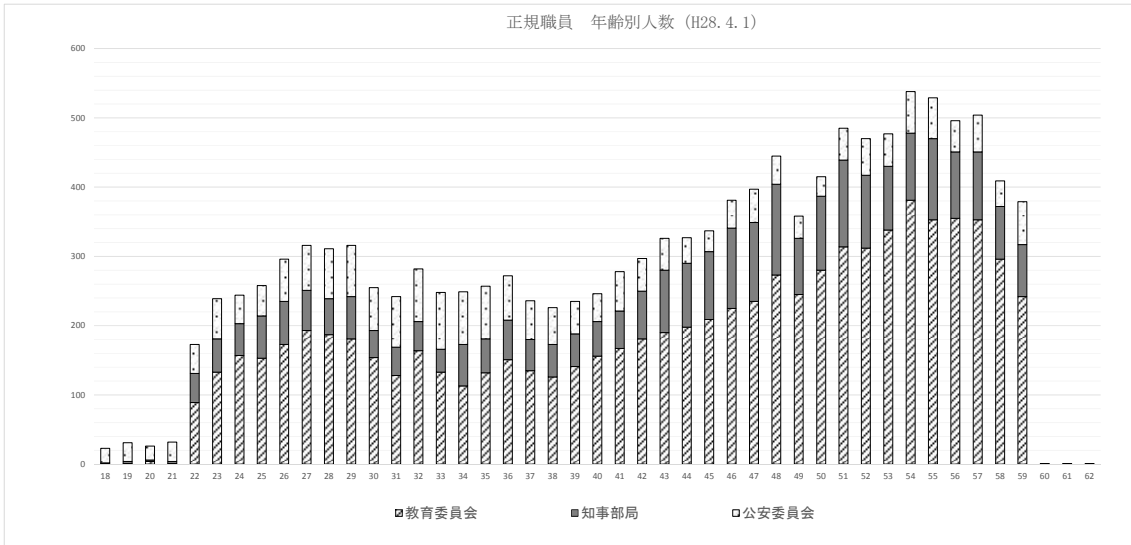
昭和61年前後に退職金がピークを迎えるとして造成されたとのことであるが、どのような計算をしていたのか不明である。最近の知事部局の退職者、退職金支給額の推移は次のとおりであり、退職者が増加する前に基金は底をついていた。

項目	単位	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
定年	人	68	106	106	87	79	79	62	73	66	105
勸奨		38	19	18	17	11	13	16	18	12	7
自己都合等		24	30	21	31	37	40	39	30	27	48
特別職		3	0	1	0	2	0	1	0	2	0
退職者数		133	155	146	135	129	132	118	121	107	160
手当額	百万円	3,153	3,399	3,395	3,007	2,729	2,585	2,292	2,276	1,832	2,633

現状を見ると、今後も基金を維持する必要があるのか疑問であるが、退職者数は、年度により異なり、今後積み立てる額も未定とのことである。香川県の財政では、年度ごとの予算編成にあたり、退職金の一部を起債によって賄わざるを得ない状況が続いており、基金を造成する余裕はない。基金自体は、年度による変動を埋める役割があることから、今後も維持し、財政状況が許せば造成していく予定とのことである。

県全体でみると、職員数の割合が多い教育委員会の影響などから、今後は、3年後から3年間の定年退職者数が多いことが予測できる。

H28.4.1年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教育委員会	1	1	4	1	89	133	157	153	173	193	187	181	154	128	164	133	113	132	151	135	126	141	156
知事部局	1	3	2	3	42	48	46	61	62	58	52	61	39	41	42	33	60	49	57	45	47	47	50
公安委員会	21	27	20	28	42	58	41	44	61	65	72	74	62	73	76	82	76	76	64	56	53	47	40
合計人数	23	31	26	32	173	239	244	258	296	316	311	316	255	242	282	248	249	257	272	236	226	235	246
H28.4.1年齢	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	総計
教育委員会	167	181	190	198	209	225	235	273	245	280	314	312	338	381	353	355	353	296	242	1	0	0	7,954
知事部局	54	69	90	92	98	116	114	131	81	107	125	105	92	97	117	96	98	76	75	0	1	1	2,784
公安委員会	57	47	46	37	30	40	48	41	32	28	46	53	47	60	59	45	53	37	62	0	0	0	2,126
合計人数	278	297	326	327	337	381	397	445	358	415	485	470	477	538	529	496	504	409	379	1	1	1	12,864



基金が本来役割を果たすべき時期までには造成できていないが、今後の造成については、職員の構成年齢、退職率等に基づき、退職金額の長期予測を行い、財政状況を見ながら利用されていくものと思われる。

(共通意見 基-2) 残高が低水準で推移している基金については、基金の設置目的を再度確認し、どのような場合に利用するのか、どのような場合に積み立てるのかを明確にし、将来に行われる検討の際にも資するよう、保管することが望まれる。

4) 運用

本来は、退職金支出予測に基づく資金運用が可能な基金であるが、残高がほとんどないことから、運用について考慮する段階にない。

(5) 香川県長期投資準備基金

管理部署：政策部予算課 設置：平成元年 財源：県 繰替運用：可

1) 概要

番の州、朝日町の土地売却収入を原資として、将来の大規模投資に備えて造成された。「県勢の発展に資する大規模事業及びこれに関連する事業に係る経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」とされている。

2) 推移等

近年は積み立ても取り崩しも実績がなく、残高も52万円と少額である。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
年度当初残高	521	521	522
造成※	0	0	0
取崩	0	0	0



期末残高	521	522	522
------	-----	-----	-----

※造成は全て運用益で、千円未満である。千円未満は切り捨てで表示している。

### 3) 管理状況

長期的展望の下に、県勢の発展に資する大規模事業の計画的な推進を図り、その投資に必要な財源を確保することを目的としており、過去には高松港頭地区再開発事業(サポート)事業を行った実績はあるが、残高水準を見ると、今後大規模事業を行う場合には、プロジェクトごとに特別会計や基金が設けられると思われる。

独立した基金として維持する意義は考えにくい、管理部署では、基金はそれぞれの目的に沿って条例を定めており、廃止の予定はない、とのことである。

(共通意見 基-2) 残高が低水準で推移している基金については、基金の設置目的を再度確認し、どのような場合に利用するのか、どのような場合に積み立てるのかを明確にし、将来に行われる検討の際にも資するよう、保管することが望まれる。

### 4) 運用

残高が少額であることから、運用について考慮する段階にない。

## (6) 災害救助基金

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課 設置：昭和39年 財源：県 繰替運用：不可

### 1) 概要

昭和22年10月18日に施行された災害救助法の規定に基づき、都道府県に積立が義務付けられる基金である。最低限の積立金額を満たさない場合、税収を基に計算した一定額を毎年積み立てることを求められる。

取崩も同法所定の相当規模の災害時の応急的な救助や医療の提供等に限定されるなど、全て法規定に沿って運用される。

### 2) 推移等

(単位：千円)

年度末高推移	H24	H25	H26	H27
年度末基金残高	565,942	565,530	565,308	561,466

平成27年度 積立及び取崩

(単位：千円)

当期積立額	510	運用益部分
当期取崩額	4,352	備蓄物資購入

### 3) 管理状況

基金の対象となる災害が発生していないことから、法定の最低積立額を上回っており、繰入れは行わず、備蓄物資の購入のための取崩のみを行っている。

なお、これらの施策は、本来危機管理課で実施されており、それらと重複のないように、購入されているとのことである。

平成 27 年度末の法で定めた必要額を計算したところ、531,085 千円であり、不足が発生していないことを確認した。

#### 4) 運用

当基金については、取崩対象である法を適用する災害が発生していないことから、概ね 5 億円の残高が維持されている。しかし、いったん災害が発生すると、一時に使用される可能性のある基金であることから、長期の金融商品で運用することは難しいといえる。

#### (7) 産業技術開発等基金

管理部署：商工労働部産業政策課 設置：昭和 44 年 財源：県 繰替運用：不可

##### 1) 概要

産業技術センターの施設整備及び同センターで実施する研究開発の事業費に充てることを目的とし、一般会計から 2 億円を繰入れて造成された。

条例によると、「産業技術の開発及び振興並びに中小企業の振興のため特に必要を生じた場合に限り、これを処分することができる。」とされている。

##### 2) 推移等

近年の推移は次の通りである。

(単位：千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
運用利益※	700	501	177	82	68	103	86	53
取崩額	8,027	11,354	11,713	12,172	10,761	10,167	9,458	4,721
年度末残高	125,296	113,942	102,229	90,057	79,296	69,129	59,671	54,950

※運用利益は、基金の造成には充てられず、直接事業の財源とされている。

##### 3) 管理状況

産業技術センター研究開発等事業の一部に当基金をあてている。

このため、基金取崩については予算編成にあわせて毎年検討している。基金残高の減少に伴い、取崩額も毎年減少している。昨年の基金取崩額と基金残高を比較すると、12 年後には基金は底をつくことになる。

(共通意見 基-1) 基金の残高が減少傾向にあり、基金を財源として実施している事業の長期的な持続可能性には課題がある基金については、基金の残高を基準に、基金を財源とする事業をどのように実施していくのかについて、検討を行い、基金事業における中長期的計画の検討が望まれる。

##### 4) 運用

当基金は、中長期的に運用されるべき基金である。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (8) 社会福祉基金

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課 設置：昭和 45 年 財源：県 繰替運用：可

### 1) 概要

条例では「社会福祉に関する事業の助成を図るための貸付金の財源に充てる場合のほか、基金の目的を達成するため特に必要を生じた場合に限り処分することができる。」とされ、社会福祉に関連する広範な事業の財源として使用できるものとして、昭和 45 年に 2 億円が造成された。

その後、県に寄付されたものなどを財源に順次造成され、次の 5 種に区分されている。

- ① 社会福祉分（昭和 44 年度） 基金設置時から県費により積み立てられ、社会福祉及び保健衛生の向上、幼児教育の振興等の事業の財源とされる。

平成 27 年度は、社会福祉施設金利負担軽減補助、地域福祉推進事業、福祉マンパワー確保対策事業などが行われた。

- ② 地域福祉分（平成 3 年度） 当初の積立には地方交付税が措置されている。高齢者保健福祉施策等を行う民間団体事業への助成を行っているが、平成 27 年度の主要事業は軽費老人ホーム事務費補助 393,267 千円であり、これにより残高はほぼゼロとなっている。

- ③ 次世代育成支援分（平成 17 年度） 毎年 2 億円を一般財源で積み立てており、次世代育成支援対策事業の財源とされ、平成 27 年度は、大学生等奨学事業などが行われた。

- ④ 母子寡婦福祉分（平成 20 年度） 寄付金約 4 億円を造成したもので、母子家庭等関連事業の財源とされる。平成 27 年度事業はない。

- ⑤ ボランティア振興分（平成 24 年度） 県の外郭団体の解散に伴う寄付金約 3 億 2 千万円を造成したもので、ボランティア振興事業の財源に充てられる。平成 27 年度は、香川県社会福祉協議会が実施するボランティアコーディネーター養成事業などが行われた。

### 2) 推移等

近年の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	H24	H25	H26	H27
積立額	564,367	212,749	208,854	215,261
取崩額	102,737	183,371	202,140	702,648
年度末残高	2,001,366	2,030,744	2,037,458	1,550,070

目的ごとの平成 27 年度の残高と 28 年度の予定は次のとおりである。

項目 (単位：千円)	27 年度末 残高	平成 28 年度 積立予定額	平成 28 年予 算繰り入れ	平成 28 年度 予算取崩	平成 28 年度 末予定残高
合計額	1,550,070	203,003	280	280,847	1,472,226
社会福祉分	272,281	2,527	27	80,550	194,258
地域福祉分	546	1	0	0	547
次世代育成支援分	593,892	200,297	0	200,297	593,892
母子寡婦福祉分	356,768	178	0	0	356,946
ボランティア振興分	326,583	0	253	0	326,583

### 3) 管理状況

子育て支援課、長寿社会対策課など複数の担当部署の事業の財源として利用されており、健康福祉総務課により管理されている。これらは、予算課による予算編成過程の中で基金の設置目的に沿った事業の財源への充当が決定されているが、事業の担当部署では、事業の財源である当基金の残高等について十分認識されていない。

事業区分のうち、関係団体の解散に伴う寄付等により造成された母子寡婦福祉分及びボランティア振興分については、それぞれの積立の趣旨を踏まえた活用が求められる。

(共通意見 基-4) どのような事業に基金を活用しているのかについて、予算課だけでなく、基金を財源として行う事業の担当部署においても説明責任を果たせるよう、整理しておくべきである。

### 4) 運用

社会福祉分事業のうち、社会福祉施設金利負担軽減費補助金については、基金の運用益を充当することとしている。これは、独立行政法人福祉医療機構から施設整備等借入を行ったときに、利息が 3% を超える部分の利子補給を行う制度である。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (9) 全国植樹祭記念香川県緑化推進基金

管理部署：環境森林部みどり整備課 設置：平成元年 財源：県 繰替運用：可

### 1) 概要

昭和 63 年に香川県で実施された全国植樹祭を記念し、平成元年に 5 億円を造成して設置された。香川県で平成 29 年に開催が予定されている全国育樹祭の財源として使用される予定である。

### 2) 推移等

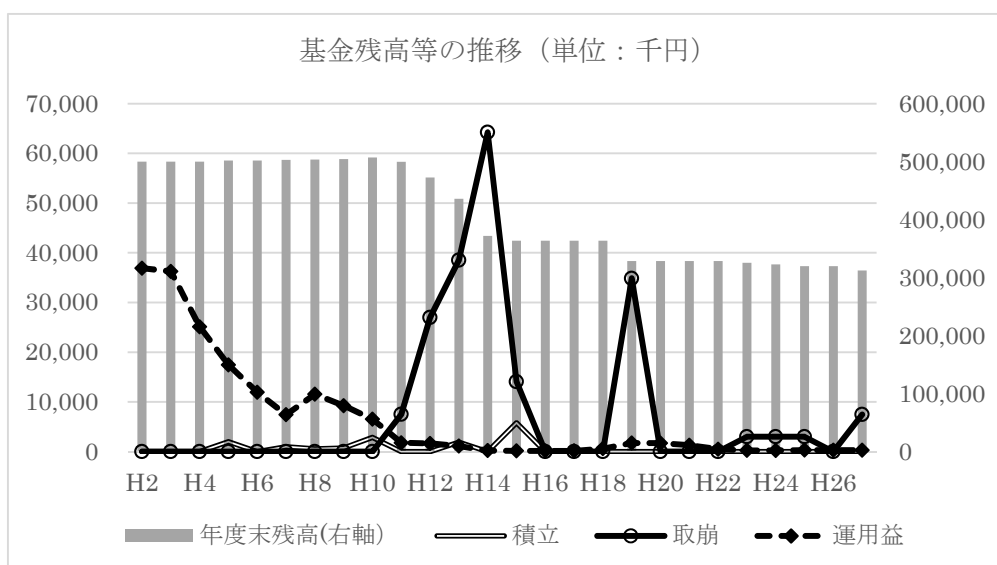
近年の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
積立	0	0	0
取崩	3,000	0	7,475
年度末残高	319,688	319,688	312,213
運用益	333	316	289

※運用益は、直接事業費に充当されている。

長期的にみると、平成10年度までは、基金運用益で事業費を賄っており、平成11年度から基金の取崩により事業が実施されている。



### 3) 管理状況

緑化事業の推進及び緑化思想の普及に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとされており、従来から植樹などの緑化事業が行われてきた。

平成29年度開催の全国育樹祭に備え、基本計画の策定や式典会場の整備に必要な経費の原資としても取り崩されている。

### 4) 運用

当基金は、本来長期計画に基づき運用を行い、運用益で事業を実施することが適当であったと思われる。

全国育樹祭に基金の残高を使用する予定であるとのことであり、今から中長期をにらんだ運用は意味がない。とはいえ、事業実施後に、一定の残金が出るようであれば、基金設置目的を尊重し、今後の基金事業の実施可能性を高めるためにも、中長期の運用を行うことが望まれる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

(10) 環境保全基金

管理部署：環境森林部環境政策課 設置：平成2年 財源：国、県 繰替運用：可

1) 概要

平成元年12月の閣議決定を受け、各都道府県に設置された基金であり、「地域における環境の保全に関し、その活動の基盤の整備及び知識の普及を図り、並びに自主的活動を促進する」ことを目的とする。

国からの補助金200百万円に県負担分200百万円を加えて造成され、この部分については、国の承認なしでは取り崩すことが難しい。

また、その後、個人の寄付金及び、環境省に県有地を売却した売却代金176百万円を造成しており、これについては取崩して事業を行っている。

そのほか、使途を環境事業と指定したふるさと納税についても、当基金に造成され、翌年度の事業に使用されている。

2) 推移等

当初は、概ね運用益によって事業を実施していたが、運用益の減少に伴い、平成23年度から26年度にかけて、県有地売却による176百万円からの基金取崩により事業を実施している。元本も取崩により減少し、利率も下がっていることから、運用益はさらに減少しており、平成27年度462千円、平成28年度256千円(当初予算計上額)と、運用益による事業予算も減少している。ふるさと納税分については、翌年度の事業に充てられている。

(単位：千円)

	造成額	H19	H20	H21	H22
基金造成	400,000				
寄付受入	11,000	△ 10,500			
県有地売却	176,000				
ふるさと納税受入			275	15	14
ふるさと納税取崩			0	△ 275	△ 15
残高	587,000	576,500	576,775	576,515	576,514
	H23	H24	H25	H26	H27
県有地売却	△ 20,500		△ 22,360	△ 21,509	
ふるさと納税受入	195	230	100	797	8,994
ふるさと納税取崩	△ 14	△ 195	△ 220	△ 110	△ 733
残高	556,195	556,230	533,750	512,928	521,189

※平成18年度までの造成額に対応する19年度以降の取崩を表している。

### 3) 管理状況

売却分 176 百万円については、みどり保全課の事業の原資として、取崩されている。

取崩により実施できる事業は、「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及」と「地域の環境保全のための実践活動の支援等の地域に根ざした環境保全活動」を展開するためと広く設定されていることもあり、事業の内容が基金事業として不適當と思われるものはなかった。

### 4) 運用

当基金は、当初造成された 4 億円については、一部を取崩して事業を実施するとともに、その運用益を持って事業が実施される。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (1 1) 中山間地域等保全基金

管理部署：農政水産部農村整備課 設置：平成 5 年 財源：国、県 繰替運用：可

### 1) 概要

平成 5 年に開始した国の制度である中山間地域等保全を実施するための基金であり、財源は、国と県が 1：2 である。香川県でも、香川県中山間地域等保全基金条例を制定し、平成 5 年に基金を設置している。平成 10 年から、棚田事業が追加され、「中山間ふるさと・水と土基金」と、「棚田地域水と土保全基金」に区分経理されている。中山間地域の振興策のうち、長期的な視点から実施されるソフト事業を担う基金である。

### 2) 推移等

中山間ふるさと・水と土基金は平成 9 年まで、棚田地域水と土保全基金は平成 10 年度から 12 年度にかけて積み立てられ、平成 27 年度末での造成額合計は 1,285,530 千円、運用益の合計は 99,254 千円、執行額 101,974 千円であり、運用益の範囲を目安として事業を行っており、近年の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
運用益	1,332	1,273	1,160
執行額	4,216	4,268	4,226
年度末残高	1,288,871	1,285,876	1,282,810

### 3) 管理状況

基金事業は、国及び県の要綱要領により決定される。

平成 27 年度は、香川大学への委託による調査研究事業、研修事業として全国研修への参加費用補助、推進事業として推進委員会の設置運営、ふるさと指導員の活動費補助、写真コンテスト、小学生を対象としたふるさと探検隊などを実施している。

棚田基金事業としては、都市部から募ったボランティアによる棚田の整備や収穫祭の開催に要する費用を助成している。

#### 4) 運用

当基金は、国及び県負担により造成された基金の運用益を基本として実施されている。計画的な資金運用が可能な基金である。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

#### (12) 森林整備担い手対策基金

管理部署：環境森林部みどり整備課 設置：平成5年 財源：国 繰替運用：可

##### 1) 概要

国の森林・山村対策の一環として、担い手育成事業の財源として500億円が予算化され、そのうち香川県には5億円が配分された。これを財源として平成5年に設置された基金である。

林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実施等、森林整備の担い手対策を推進することを目的とする。

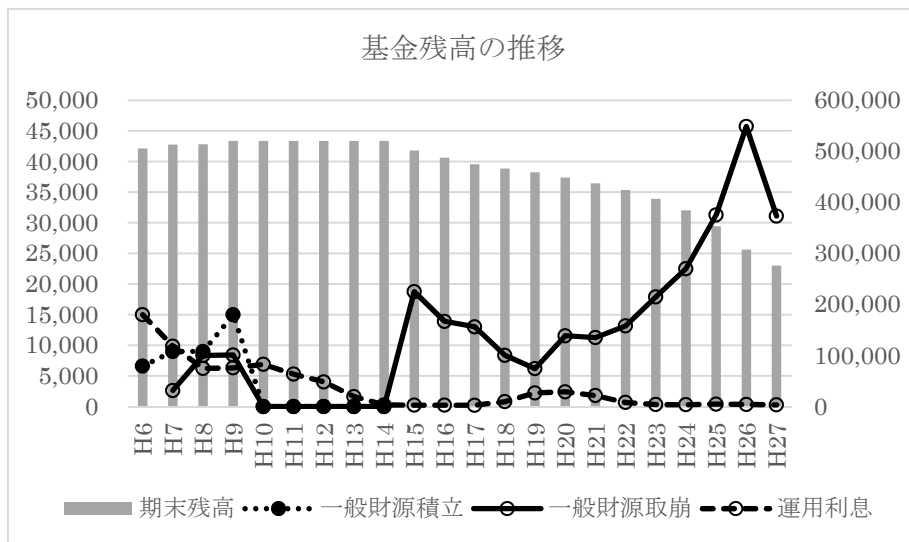
##### 2) 推移等

最近の推移は次のとおりである。近年、取崩対象とする事業も増えている。

(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
一般財源積立	0	0	0	0	0
一般財源取崩	17,898	22,505	31,288	45,723	30,756
年度末残高	406,904	384,399	353,111	307,388	276,632

平成15年度から残高が減少している。





### 3) 管理状況

国の交付金を財源とするため、用途は限定的に明示されているが、各自治体は、その中から自治体の状況に合致する事業を選択する。

香川県では、国の要領を参考に、香川県で実施する事業について、県要領を策定している。

実施事業は、森林組合の意見も取り入れながら決定し、林業従事者に対する福利厚生事業などを行っている。

当初は、運用益の範囲で事業が実施できていたが、事業量が増えているほか、金利低下の影響もあり、元本を取崩して事業費にあてている。

現在の事業水準を前提とすれば、平成40年には基金が底をつく。

### 4) 効果の測定

基金事業の効果は、森林事業従事者の増加や定着率の向上をもって測るものと思われる。その点、従事者数は平成7年の300人弱から平成26年の121人と減少しているが、平成25年に比べると増加に転じている。また、平成元年に60%超であった60歳以上の構成比が平成26年では31.4%と、高齢者の割合も減少している。

### 5) 運用

事業費が不足する状況になった一因には、運用益が極めて低い水準であったことも影響している。平成15年度までは運用益の範囲で事業が実施できており、長期の国債などにより運用していたとすれば、今のような状況にはならなかったであろう。

基金をいつの年度に取崩して事業を行うのか、予測可能と思われる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (13) 介護保険安定化基金

管理部署：健康福祉部長寿社会対策課 設置：平成12年 財源：国・県・市町  
繰替運用：不可

### 1) 概要

介護保険法（平成12年施行）の規定により、各都道府県に設置が義務付けられた基金であり、市町の介護保険財政に年度を単位とした財政不足が発生した場合に貸付事業等を実施するの必要に備えるものである。介護保険は、3年間で1期として再計算されるため、基金を原資とする市町への貸付金も次の期の3年間で返済される。

同法により国、都道府県、市町がそれぞれ3分の1ずつを拠出して造成される。

## 2) 推移等

近年の推移は次のとおりである。(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
年度当初残高	876,363	908,950	981,536
積立	86,667	86,667	23,333
取崩	55,000	15,000	6,000
期末残高	908,950	981,536	999,759
運用益※	920	920	890

※運用益も別途積み立てられている。

## 3) 管理状況

介護保険事業を円滑に行うための法定の基金である。

県は、県内市町3年間の介護給付費の見込総額に対し、国が定めた割合を標準として、県条例で定めた割合により基金への拠出金を算定する。この点については、平成18年度から県条例で定める割合を0としていることから、拠出されていない。

事業内容は各市町介護保険特別会計への貸付及び交付であり、貸付については、別途債権の項で検討している。

なお、財政安定化基金については、介護保険財政の安定化に資する事業(資金の貸付・交付)にのみ充てることが可能とされてきたが、介護保険制度施行後10年が経過し、全国の財政安定化基金には多額の積立金があり、会計検査院の指摘もあったことから、平成23年介護保険法改正により、平成24年度に限り、基金の一部の取崩が可能となり、厚生労働省から標準的な取崩の考え方が示された。

香川県では、平成24年度に厚生労働省が示した考え方に沿って1,588百万円を取崩したため、その後の残高は約10億円で推移している。

## 4) 運用

過去の残高を見ると、10億円前後の期末残高があるため、中長期での運用も考えられるが、各市町の介護保険事業の資金不足に備える基金であるという性格から、現行のような短期運用を選択することも妥当と思われる。

### (14) 直島町風評被害対策基金

管理部署：環境森林部廃棄物対策課 設置：平成12年 財源：県 繰替運用：可

#### 1) 概要

豊島住民と県との公害調停が、平成12年に成立した。調停に基づく豊島廃棄物等の焼却・溶融処理を直島町で行うことが検討され、直島町は、最終的に中間処理施設を受け入れた。その際に県は、デメリットに対して適切に対応すること等を約束しており、

豊島廃棄物等処理に起因する風評被害への対策として当基金が設置され、30 億円が造成された。

#### 2) 推移等

これまでは該当事例が発生しなかったため、平成 27 年度末時点で、3,119 百万円まで元本に利息が積みあがっている。

#### 3) 管理状況

基金設置当初から、風評被害が発生した場合の支給要綱等が策定されているが、現在まで風評被害に該当する事例が発生しておらず、基金の取崩実績はない。

廃棄物等の処理は進むにつれ、今後は、基金の在り方についても相応のプロセスを経て検討されると思われる。それにあたっては、基金の水準を含め、決定の根拠について、後にも説明可能な状況で保管することが望まれる。

#### 4) 運用

結果的に長期間取崩されていないが、風評被害が発生した場合に備える基金であることから、長期運用には適さないものと思われる。

### (15) 森林整備活動支援基金

管理部署：環境森林部みどり整備課 設置：平成 14 年 財源：国 繰替運用：不可

#### 1) 概要

国の森林整備促進の一環として、「森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な活動を支援する事業」を対象とする交付金を造成する基金である。

県では、市町に確認した今後 5 年間の事業計画に沿って国に要望を行い、そのうち交付決定された額を造成している。申請の都度交付され、交付対象事業の財源として取り崩される。運用益等を除き、全額が国費を元に造成された基金である。

#### 2) 推移等

近年の推移は次の通りである。

(単位:千円)

年度	H24	H25	H26	H27
運用益	3	6	5	5
取崩	99	150	150	2,825
期末残高	5,372	5,228	5,083	2,263

#### 3) 管理状況

平成 27 年度の取崩により実施された事業のうち、高松市の事業 290 千円を抽出し、補助事業が適切に検収されていることを確認した。

#### 4) 運用

国から交付された額を、数年間かけて使い切る基金であり、基金規模が小さいことから、現行の短期運用が適当な基金であると思われる。

## (16) 国民健康保険事業広域化等支援基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成14年 財源：国・県 繰替運用：不可

### 1) 概要

国民健康保険は、市町村が保険者として運営する制度であり、安定的な運営を求められる。いわゆる平成の市町の大合併の際には、財政状況や保険料水準が異なる保険者が統合された。このような統合を行う場合には、旧保険者間での保険料の調整が必要になるが、保険料が大幅に上昇するような場合もあり、段階的に行う必要がある。その過程で発生する資金不足への対応や、規模の小さい市町村国保では対応が困難な想定外の給付増加への対応を行い、市町村の国民健康保険が安定的に運営されることを目的とし、都道府県に設置することができるとされている基金である。

香川県国民健康保険財政安定化基金で記すように、平成30年度に予定されている国民健康保険制度の改革により、市町村とともに都道府県が共同運営することとなることから、当基金も平成29年度で終了する。

### 2) 推移等

近年の推移は次のようなものである。

(単位：千円)

年度	H24	H25	H26	H27
積立	255	351	337	308
取崩	0	0	0	0
年度末残高	340,624	340,975	341,312	341,620

### 3) 管理状況

基金の取崩は、保険者である市町村からの請求により行われる。市町村国保の安定化への対応は、都道府県の責務とされてはいるが、基金の設置は義務付けられていない。

香川県では、設置から今に至るまで利用実績がなく、結果的に資金を固定化しただけにとどまっている。当制度の利用は全国的にも低調であることが会計検査院により指摘されているが、市町で基金を必要とする事態が発生した場合には、相当の財政負担が発生する。

当基金は、結果的に利用されなかったが、不測の事態に対応するための基金であることから、利用がなかったことを理由として、設置が不要であったとは言えない。

ただし、香川県内における市町合併の動きが一段落した時点で、残高について、必要な水準を検討するべきではあったように思われる。

### 4) 運用

当基金は、市町村国保からの要請に基づき支出を求められる可能性があることから、本来は長期の資金運用には適さない性格の基金であると思われる。

### (17) 文化芸術振興基金

管理部署：政策部文化芸術局文化振興課 設置：平成19年 財源：県 繰替運用：可

#### 1) 概要

昭和56年4月に設置された香川県美術品取得基金（当初造成額：1億円）を前身とし、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」（平成19年12月）により、基金の範囲を文化芸術振興事業に広げたものである。

県有財産の売却収入の一部などを造成し、文化芸術振興計画（5ヵ年計画）に定めた基金事業費分が取崩される。

#### 2) 推移等

（単位：千円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
前年度末残高	909,905	828,427	552,123	650,822	1,009,293
積立	843	2,224	301,709	403,057	5,507
うち土地売却等	0	0	300,000	400,000	0
うち運用利息	688	607	569	642	910
取崩し	82,321	278,528	203,010	44,586	216,143
うち文化振興	31,808	117,528	84,010	44,434	61,818
うち瀬戸内国際芸術祭の 充実	50,513	161,000	119,000	152	154,325
残高	828,427	552,123	650,822	1,009,293	798,657

#### 3) 管理状況

文化芸術振興計画に沿って実施された事業の原資として、当基金が取り崩されていることを確認した。

現状の基金残高は、年度ごとの事業への充当額（基金取崩額）の概ね2年分から3年分の残高の水準である。

現行の計画は、平成29年度までの5年間を計画期間としており、平成29年度には次期計画が策定されると思われる。

基金の残高が減少しているなかで、現在の水準で基金の取崩による事業実施を継続すると、基金は次の文化芸術振興計画期間内に底をつくことになる。次期文化芸術振興計画の策定にあたっては、計画の目的に沿って、文化芸術振興基金を活用する事業の整理が必要であると思われる。

（共通意見 基-1） 基金の残高が減少傾向にあり、基金を財源として実施している事業の長期的な持続可能性には課題がある基金については、基金の残高を基準に、基金を財源とする事業をどのように実施していくのかについて、検討を行い、基金事業における中長期的計画の検討が望まれる。

#### 4) 運用

当基金は、資金計画が策定されることから、複数年の運用が可能な基金である。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

#### (18) 特定非営利活動促進基金

管理部署：政策部男女参画・県民活動課 設置：平成19年 財源：寄付

繰替運用：不可

##### 1) 概要

他県の例を参考に、香川県でもNPO法人の活動資金に対する支援の必要性を検討した結果、平成19年12月に条例を制定し、平成20年4月から運用が開始された。財源は民間からの寄付である。

##### 2) 推移等

残高は逡増しているが、その水準は高いとは言えない状況である。

(単位:千円)

年度		H23	H24	H25	H26	H27
前年度末		7,634	5,389	4,853	7,760	9,321
積立金額	運用益等	9	4	6	8	8
	寄付金	1,850	1,260	4,265	5,203	5,533
	合計	1,859	1,264	4,271	5,211	5,541
取崩金額	補助金等	4,104	1,800	1,364	3,650	4,185
当年度末		5,389	4,853	7,760	9,321	10,677
寄付件数(単年度)		5	13	8	7	22
寄付件数(累計)		49	62	70	77	99

団体数	H26.3.31 (H26.4.1)	H27.3.31 (H27.4.1)	H28.3.31 (H28.4.1)
NPO基金登録団体数(3.31現在)	20	22	27
NPO法人認証団体数(4.1現在)	337	356	367

##### 3) 管理状況

主に団体指定寄付を受け入れることにより基金が造成される。

前年度の寄付金額からその他のNPO支援施策等に要する経費を控除した金額を基金から取崩し、NPO法人に補助金として交付される。

これらは、県が定めた要綱等に基づき、実施されている。

##### 4) 基金の効果

県のホームページ上では、香川県NPO基金の活用実績等が公表されている。

平成 28 年 3 月 31 日時点の香川県の N P O 法人設立認証数は 367 団体、法人数は全国 39 位、人口 10 万人当たりの法人数は全国 27 位と比較的低い状況にある。現状、ホームページによる公表、パンフレットの配布による広報を行っているが、引き続き、N P O 基金制度自体の認知度を高め、地域の課題を解決する N P O 法人の活動をより充実させていく必要がある。

#### 5) 運用

年度末には、基金残高が 1 千万円程度計上されているが、資金が基金内にとどまらない性質の基金であることから、当基金の残高は極めて少額であり、資金の運用について検討する水準にはない。

### (19) 医療施設耐震化臨時特例基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成 22 年度 財源：国 繰替運用：可

#### 1) 概要

災害拠点病院等の耐震化を促進することにより、災害時の医療提供体制の確保を目的とする厚生労働省からの補助金 5,004 百万円を造成した基金である。その後、総務省からの臨時交付金 2,670 百万円も同種の目的であることから当基金に造成された。補助金による造成総額は 7,674 百万円である。

当該基金については国の平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱等に基づき、県が基金事業に係る計画を作成し、その計画のなかで事業を実施してきた。当初事業終了予定よりは延長されたが、平成 30 年度で終了する見込みである。

#### 2) 推移等

(単位：千円)

年 度	H24	H25	H26	H27
積 立 額	6,180	717,880	5,732	1,256
取 崩 額	1,168,431	1,464,063	605,799	562,785
年度末残高	2,736,270	1,990,087	1,390,019	828,490

#### 3) 基金の効果

当該基金の事業対象は 8 施設で、それぞれ相当の規模の事業である。県立中央病院 1,483 百万円、三豊総合病院及びさぬき市民病院がともに 1,343 百万円などが突出している。続いて坂出市立病院 805 百万円、滝宮総合病院が 803 百万円である。

#### 4) 運用

平成 30 年度には終了する事業であり、検討は不要と考えられる。

### (20) 後期高齢者医療財政安定化基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成 20 年 財源：国、県、広域連合  
繰替運用：不可

#### 1) 概要

都道府県を単位として運営される後期高齢者医療制度（広域連合）の財政リスクに備え、国・都道府県が共同して責任を果たすために法令により設置が義務付けられた基金である。

## 2) 推移等

近年の推移は次の通りであるが、基金設置後の取崩実績はない。

（単位：千円）

年度	H24	H25	H26	H27
基金積立	263,671	264,136	173,961	173,981
取崩	0	0	0	0
年度末金額	1,239,419	1,503,555	1,677,517	1,851,497

## 3) 管理状況

当制度は、国の規定に沿って実施される。広域連合からの申請に基づき、貸付あるいは給付が行われる場合に取崩されるが、平成 28 年 12 月時点で、申請された実績はない。

基金の造成は、標準拠出率によることを原則とする。この標準拠出率は後期高齢者医療制度開始 6 年後までに、7%ほどの給付増加に備えられる水準として国において算定されたものであるが、各都道府県における財政リスクを踏まえ、必ずしもこれによる必要はない。

香川県では、収納不足リスク等と、医療費の予測水準から導き出される要積立額からみて、平成 27 年度末の基金残高 18 億円が十分な水準に達したと判断したことから、平成 28 年度は、運用益部分だけを積み立てることとした。

平成 28 年度において、運用益部分以外の積立を行わなかった理由は次の通りである。

- ・香川県後期高齢者医療広域連合の事業運営が適正であること。
- ・年金からの天引きで保険料を集めている割合が大きいため、収納率が非常に高いため、収納不足リスクは低いと考えられること。

試算及び現況によると、平成 28 年度においては、基金の取崩を必要とする事態は発生しないと思われるが、一方で、団塊の世代が後期高齢者医療制度の対象になると、現在とは比較にならないほどの財源が必要になる可能性があり、また、年金の水準が下がった場合や、無年金者が増えた場合には、天引きによる収納率が低下し、貸付事業ではなく、交付事業が増加する可能性もある。これらの試算は難しい。

## 4) 運用

基金の目的に沿って考えると、その時々の後期高齢者医療制度の現況を見ながら、2 年間の見通しなどに基づき、複数年の運用による運用益の確保が望まれる。

（共通意見 基-3） 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。



## (2 1) 子育て支援対策臨時特例基金

管理部署：健康福祉部子育て支援課 設置：平成 21 年 財源：国 繰替運用：可

### 1) 概要

国の少子化対策の一環として実施された子育て支援対策臨時特例交付金により設置された。使途は、管理運営要領により指定されている中から選択して実施される。香川県では、平成 27 年度、28 年度は、保育所緊急整備事業と認定こども園整備事業を基金対象事業としている。

制度が終了した場合には、残額を国庫に返還する制度である。

### 2) 推移等

当基金の財源は、文部科学省と厚生労働省の交付金である。平成 27 年度までの基金の累計は次のようなものである。

(単位：千円)

	H24	H25	H26	H27
積立	1, 109, 292	14, 728	111, 352	237, 139
うち運用益	999	1, 944	1, 352	799
取崩	361, 482	721, 412	445, 882	258, 714
年度末残高	1, 888, 042	1, 181, 358	846, 828	825, 254

### 3) 管理状況・運用

保育所の建設は市町事業であることから、県は市町からの要望に基づいて対象事業を決定している。

当基金は、保育所建設への交付金に対応している。このため、事業決定から交付までに数年を要している。平成 28 年度実施予定の事業を除いても、基金の残高は 5 億円を超えている。中期的な運用により、基金の残高が増加すれば、子育て支援政策がより充実することになる。当制度が延長されることがあれば、事業実施までの期間における資金運用の方法についても、検討が望まれる。

## (2 2) 農地集積・集約化促進基金

管理部署：農政水産部農業経営課 設置：平成 26 年 3 月 財源：国 繰替運用：可

### 1) 概要

農地集積・集約化対策事業を実施するために、平成 25 年度に設置された基金であり、国庫補助により、平成 26 年度までに造成される。

実施する事業は、①農地中間管理機構事業②機構集積協力金交付事業③農地台帳システム整備事業の 3 事業である。③農地台帳システム整備事業は、平成 27 年度で終了している。

担い手への農地集積・集約化は県の施策でもある。

### 2) 推移等

平成 27 年度の残高は、①農地中間管理機構事業 212,865 千円、②機構集積協力金交付事業 270,700 千円である。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27	H25	H26	H27
基金	農地中間管理機構事業			機構集積協力金交付事業		
積立	131,187	90,577	0	137,803	255,156	0
運用益	0	144	196	0	151	335
取崩し	0	3,611	5,629	0	22,710	100,035
残高	131,187	218,297	212,865	137,803	370,400	270,700
年度	H25	H26	H27	H25	H26	H27
基金	農地台帳システム整備事業			合計		
積立	46,007	0	0	314,997	345,733	0
運用益	0	45	7	0	341	538
取崩し	0	39,674	6,386	0	65,995	112,049
残高	46,007	6,379	0	314,997	595,076	483,565

### 3) 管理状況

基金事業は、平成 26 年度から開始されており、今後元本を取り崩すことにより事業が実施される。国庫補助事業であることから、国の要綱に沿った事業が実施される。

### 4) 運用

基金の取崩により事業が実施されるが、単年度で全額を使用するタイプの基金でもなく、ある程度の中長期を見据えた運用は可能であるように思われる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (23) 香川県地域医療介護総合確保基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成 26 年度 財源：国・県 繰替運用：可

### 1) 概要

平成 26 年度の消費税増収分活用事業として、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき策定される都道府県計画事業の財源として交付された、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金と、香川県の一般財源を基に、基金を設置した。

県は、毎年、関係団体等に対し、当基金を活用する事業要望の照会を行い、これらを整理した後に、国に対し要望を行う。その後、国において、事業内容の精査が行われ、基金配分額が内示される。そのため、各年度で事業規模が異なり、年度ごとに交付金配分額も変動する。

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築が急務の課題とされ、その解決のための財源とされたものである。

## 2) 推移等

平成26年度から開始した事業である。医療分の推移は次の通りである。

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
当期積立額	0	1,486,949	972,638
うち医療介護提供体制改革推進交付金	0	596,231	647,321
うち地域医療対策支援臨時特例交付金	0	394,814	0
うち一般財源（運用益を除く）	0	495,525	323,661
当期取崩額	0	636,828	849,671
うち医務国保課事業	0	594,403	656,606
うち長寿社会対策課事業	0	0	1,247
年度末残高	0	850,121	973,089

介護分は、平成27年度に造成されており、これを合わせた平成27年度末の基金残高は、2,678,613千円である。

## 3) 管理状況（医療分のみを検討対象としている）

交付事業であることから、基金を財源に実施できる対象事業は限定されている。県はこれに沿って関係団体等から要望された事業を整理し、国の内示に都道府県計画を策定し、それに基づき事業を実施する。このため、基金目的外の事業が実施されることは考えにくい。

これまで全て年度後半の交付決定となっており、平成28年度は11月22日となっている。

## 4) 運用

基金の年度末残高は大きいですが、翌年度に事業がずれ込んでいることが主要因であることから、現状どおりの短期資金運用が妥当と思われる。

## (24) 吉野川総合開発香川用水事業基金

管理部署：政策部水資源対策課 設置：昭和42年 財源：県 繰替運用：可

### 1) 概要

昭和48年に一部供用開始された香川用水は、番の州造成事業、瀬戸大橋建設事業とならび、戦後香川県にとって重要な事業である。その中でも当事業は、生活用水の約半分、工業用水、農業用水についても、相当量を供給しており、香川県の最大の課題であった水不足を克服し、県民生活の向上や経済産業活動の発展に大きく寄与する事業であった。

当基金は、吉野川総合開発香川用水事業の健全な運営に必要な財源を確保するために造成されたものであり、残高も一般会計への繰出し（繰替運用）分を加えると、158.2億円と多額である。しかし、それらの造成の財源、経緯等については、基金設置から約50年が経過していることもあり、明らかではない。

なお、吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計において、当基金の事業を行っている。

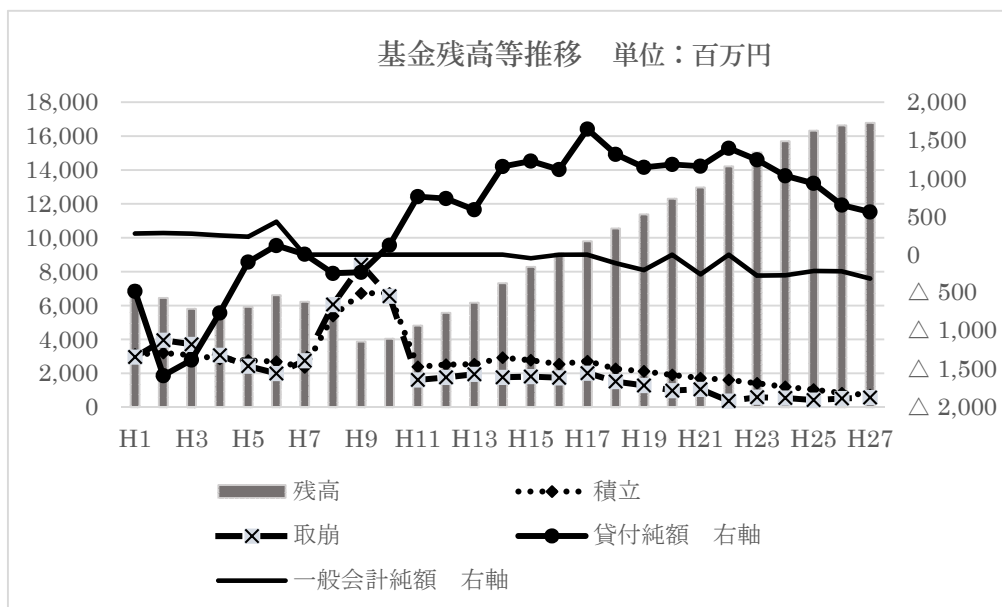
## 2) 現況

近年の推移は次のとおり。

(単位：円)

年度	H25	H26	H27
積立	1,046,551,855	837,786,607	720,167,119
貸付勘定繰入金	1,020,078,999	830,732,545	713,429,122
財産収入	6,743,820	7,054,062	6,737,997
その他	19,729,036	0	0
取崩	425,164,426	518,187,389	576,126,517
貸付勘定繰出金	83,700,000	180,100,000	152,700,000
一般会計繰出金	213,473,158	218,084,835	313,000,000
その他（負担金など）	127,991,268	120,002,554	110,426,517
年度末残高	7,185,803,900	7,505,403,118	7,649,443,720

平成元年以降の推移は次のとおり。基金残高は増加傾向にある。



※貸付純額とは、貸付金回収による収入から貸付による支出を差し引いた純額

※一般会計純額も同様に、一般会計からの繰入金から一般会計への繰出し金を差し引いた純額

### 3) 管理状況

条例によると、次の場合に処分することができるとされている。

- ① 吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が不足した場合
- ② 特別会計の歳出予算に計上される貸付金の財源に充てることにより基金の効率的運用を図る場合

近年の推移表の取崩のうち、一般会計繰出金は、香川用水水源の森保全事業のほか、土地改良課で所管する香川用水関連事業の財源とされたもので、その他は特別会計から直接支払われる香川用水施設の維持管理費であり、これらは前記①に該当する。

取崩のうち、貸付勘定繰出金は、自治振興課で実施する貸付事業であり、当基金の資金運用として貸し付けられたものであり、前記②に該当する。なお、積立のうち貸付勘定繰入金は、当該貸付金の償還金である。貸付の項に記載したように、平成27年度の貸付残高は15.5億円であり、全体の資金量158.2億円に比した貸付残高は10%程度である。

また、一般会計へ繰出（繰替運用）された81億円が無利息であることを考えると、資金が効率的に運用されているとは言いがたい。

当基金の残高は多額であるが、香川用水も、巨額の投資を要したプロジェクトであり、将来にわたって受け継いでいく必要のある重要な施設であるため、基金の残高が充分であるのか、検討することは重要である。また、基金残高に着目すると、長期にわたって使用する予定のない金額があるのであれば、基金の適正な規模を検討する必要がある。

当基金に関連する吉野川総合開発香川用水事業についての資金需要に関する中長期計画は、現在検討中という状況である。

これについては、香川用水幹線水路（共用区間）を、管理する独立行政法人水資源機構が検討委員会を設置し耐震対策について検討を行っているところであり今後、関係機関との調整を図り中長期計画を立てることとしている。

管理部署によると、香川用水幹線水路の補修・改修事業は過去に3度実施しており、総事業費約158億円のうち、香川県負担分は約27億円であったことなどから、今後の老朽化・耐震化対策及び大規模な補修・改修には相当の金額が必要になるため、現在の基金を確保しておくことは重要であるとのことである。

事業計画については、香川用水施設（供用区間）を管理する独立行政法人水資源機構による検討を待つ必要があるが、香川県も何らかの負担が必要なことは確実である。これらの大規模修繕については、過去の実績などから、将来の予測を行うことは可能であると考える。

（意見） 吉野川総合開発香川用水事業に関する老朽化・耐震化対策及び大規模な補修・改修に必要な資金を予測し、基金の必要水準について検討することが望まれる。

また、中長期計画を立てた後には、再度中長期の資金使用予測を行い、運用方法等を

検討する必要がある。

#### 4) 運用

当基金のうち 81 億 7 千 4 百万円については、無利息で一般会計に繰出している。

当基金は、長期間にわたる吉野川総合開発香川用水事業の健全な運営に対応するものであり、基金の残高は多額であるが、前に記した長期計画を立てることにより、中長期の資金使用予測を行うことも可能と考えられる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

#### (25) 香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金

管理部署：商工労働部企業立地推進課 設置：昭和 43 年 財源：県 繰替運用：可

##### 1) 概要

番の州造成事業は、香川用水、瀬戸大橋と並んで香川県の大きなプロジェクトといえる。昭和 43 年に条例が制定され、基金が設置された。番の州埋め立て事業は、日本の高度成長期に、海を運河と見立てて沿岸地域に工場地帯を造成した国を挙げて工業化した時代の流れに沿った事業である。水島航路などの浚渫土が使えたことなどから、通常よりも工事費が大きく削減されたとのことであるが、最近まで、接岸が難しい用地が未売却で残っていた。これらを細分化し、順次整備することにより、物流センターや工場などのニーズに応え、分譲が進んできている。それに伴い、基金の残高も増加している。

##### 2) 推移等

推移は次の通り。

(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初残高	604,275	674,067	619,981	560,976	1,627,035
基金積立	69,792	10,712	12,226	1,120,044	16,765
うち運用益	493	515	654	1,246	1,469
取崩	0	64,798	71,231	53,985	257,811
期末残高	674,067	619,981	560,976	1,627,035	1,385,989

番の州造成特別会計の推移は次の通り。

(単位：千円)

	H25	H26	H27
収入済額	101,734	1,341,273	384,631
分担金及び負担金	2,670	2,401	2,749
財産収入	12,543	1,265,054	16,765
繰入金(基金繰入金)	71,231	53,985	257,811

繰越金	14,262	19,737	107,306
-----	--------	--------	---------

※明許繰越を含む。

### 3) 運用

当基金は、平成 16 年度に県財政が悪化した際、19 億 8 千万円を一般会計に繰出し処理を行っている。

現在の残高は、通常の事業費に比べ多額といえるが、番の州臨海工業団地は、埋立てから 40 年以上が経過していること、南海トラフ地震等に備えて耐震化対応が求められることなどから、インフラ修繕が必要になる可能性があるとのことである。

修繕について事業計画は策定されていない。

(意見) 番の州臨海工業団地の長期修繕計画を策定し、基金が財源としてどの程度必要になるのか、検討することが望まれる。

また、それによって資金計画が策定できたならば、計画に合わせた資金運用についても、検討することが望まれる。

(共通意見 基-3) 全ての基金の資金を短期の預金で運用するのではなく、基金によっては、運用益を追求する運用方法を検討することが望まれる。

## (26) 栗林公園施設整備事業基金

管理部署：交流推進部交流推進課 設置：昭和 39 年 財源：県 繰替運用：可

### 1) 概要

当基金は、栗林公園特別会計に関連する基金であり、特別会計の余剰金を造成し、大規模な修繕や設備投資に備えるものである。

### 2) 推移等

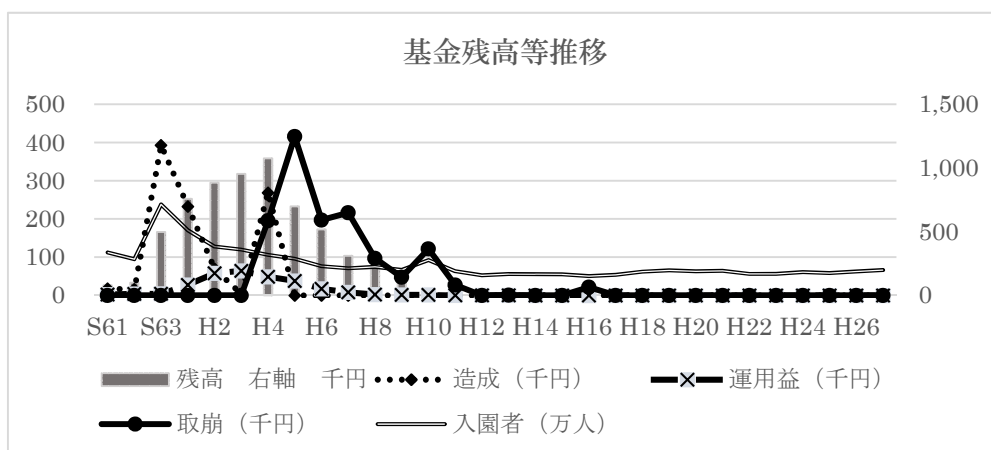
近年は、栗林公園を維持する栗林公園特別会計自体が一般会計からの繰入れがなければ成り立たない状況であり、基金の残高は平成 17 年度から 15 千円で推移しており、基金は造成できていない。

香川県栗林公園特別会計歳入歳出推移

(単位：千円)

年度	H25	H26	H27
収入済額	280,610	280,350	292,237
うち使用料及び手数料	189,419	209,609	226,130
うち他会計繰入金(一般会計)	84,523	63,887	58,275
支出済額(公園管理費)	280,610	280,211	292,237
うち委託料	98,240	103,310	109,480

過去の実績を見ると、昭和 63 年の瀬戸大橋供用開始を挟んで、平成 60 年度から多額の造成が行われてきたが、平成 5 年から園池や建物の改修、改築が行われ、基金は底をついている。



### 3) 管理状況

当基金は残高も少なく、運用益分を造成するのみである。栗林公園の入園者数が大幅に増加すれば、当基金への繰入れが可能になると考えられる。桜・紅葉時のライトアップなどのイベントが開始されたことなどから、入園者数は、平成16年度の502千人で底を打ち、増加しているが、栗林公園自体の集客目標及び予測と各種イベント等実施費用との関連で入園料の水準をどうするのか、という維持管理計画が必要であるように思われる。

(共通意見 基-2) 残高が低水準で推移している基金については、基金の設置目的を再度確認し、どのような場合に利用するのか、どのような場合に積み立てるのかを明確にし、将来に行われる検討の際にも資するよう、保管することが望まれる。

### (27) 大学生等かがわ定着促進基金

管理部署：政策部政策課 設置：平成27年 財源：国・県 繰替運用：可

#### 1) 概要

将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援することを目的とした国の制度に基づく基金であり、平成27年に設置された。

(独)日本学生支援機構の第一種(無利息)奨学金貸付の返済の一部を当基金から奨学生に代わって行う制度であり、対象は理工系の学生あるいは卒業後、観光関連分野への就業を予定している学生に絞っており、その中から大学等を卒業後、特定業種(香川県産業成長戦略の成長のエンジンとなる分野の業種)での就業・県内に居住する者とされている。このほか、(独)日本学生支援機構の第一種(無利息)奨学金の要件を充たすことが前提である。

奨学金特別会計を通して造成、取崩が行われる。

#### 2) 推移等

奨学金の返済が開始するのは平成30年以降である。平成27年度の造成は150万円であり、取崩は50万円であった。



### 3) 管理状況

平成 27 年度に、平成 28 年度の大学等への進学者等から当基金の奨学金返還支援制度の対象者の選抜が始まっている。

奨学金貸付自体は、(独)日本学生支援機構が実施し、その返済の一部を当基金から負担する。県は初年度進学者 100 名+在校生 10 名を募集したが、応募者は 45 名であり、このうち実際に対象になった者は 37 名であった。

県の募集枠に比べ、応募者が少ない理由は、制度の条件が厳しいことによると分析しているが、今後も、周知などにより裾野を広げ、利用者を増やす努力を続けるものと思われる。

### (28) 香川県国民健康保険財政安定化基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成 28 年 3 月 財源：国 繰替運用：可

#### 1) 概要

平成 30 年度に予定されている国民健康保険制度の改革に伴い、都道府県に設置が求められた基金である。

香川県は、この基金を財源とし、県内市町の国民健康保険特別会計の資金不足に対する貸付事業等を行うことになる。

#### 2) 推移等

財源は全て国庫補助金であり、次の予定で順次造成される。平成 27 年度については、平成 27 年 6 月 1 日の被保険者数により、香川県には、全国枠 200 億円のうちから、年度末に 143,200 千円が配分された。

年度	H27	H28	H29	H30～H32	合計
配分予定額（億円）	200	400	1,100	300	2,000

#### 3) 運用

当基金は、平成 30 年度まで使用する予定はない。

基金対象事業の開始後については、緊急的な貸付が発生する可能性があるとのことである。制度の運用内容自体も不確定の部分があり、資金運用の方法についても、開始後に検討されることになる。

### (29) 精算される基金（28 年度まで）

平成 27 年度中に動きのある基金のうち、次表の 11 の基金は 28 年度までに精算される。

(単位：千円)

No.	名称	H28.3 残高	交付金総額	条例制定
1	地方消費者行政活性化基金	0	256,367	H21
2	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	123,519	1,084,500	H21

3	森林整備・林業再生基金※	43,917	127,000	H21
4	緊急雇用創出基金	101,179	12,906,668	H21
5	地域自殺対策緊急強化基金	0	235,230	H21
6	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	0	1,869,159	H21
7	介護職員処遇改善等臨時特例基金	0	4,109,887	H21
8	高等学校等修学等支援基金	0	451,280	H21
9	地域医療再生臨時特例基金	288,555	10,371,903	H21
10	海岸漂着物地域対策推進基金	0	160,000	H25
11	再生可能エネルギー等導入推進基金	45,923	1,804,642	H25
合計		603,094	33,376,636	

※森林整備・林業再生基金は第2期3年間の合計

これらの基金は、国の特定の施策を実施するために、単年度の補助金ではなく、複数年度にわたって使える交付金等として受け入れ、基金とされたものである。

それぞれの国の補助要綱等に沿って、県でも同種の要綱等を策定し、事業が行われてきた。

#### 1) 地方消費者行政活性化基金

管理部署：危機管理総局くらし安全安心課 設置：平成21年

平成21年度より国の地方消費者行政活性化事業が開始され、香川県は2億円の地方消費者行政活性化交付金の交付を受け、基金を造成したものである。

毎期の交付措置へと変更されたことから、平成27年12月末に残高（1,083,085円）を国庫に返納し、基金残高はゼロになっている。

平成26年度の取崩対象事業1件を抽出し、交付申請書等を閲覧し、香川県消費者行政活性化事業補助金交付要綱に沿って交付されていることを確認した。

平成26年度では、食品表示等問題への対応や高齢者の消費者トラブルの防止等に関する事業（23,243千円、うち県10,622千円、17市町への交付12,621千円）が主なものであった。

#### 2) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課 設置：平成21年 繰替運用：可

地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する障害者支援施設などの社会福祉施設等の安全を確保することを目的とし、社会福祉法人等が行う耐震化又はスプリンクラー設備の整備を促進する臨時特例交付金を財源に設置された。平成21年から24年にかけて、総額1,084,500千円が交付された。

この交付金は、平成26年度末までに着手したものを対象としているため、対象事業が完了後、平成28年12月28日までに基金の残額を国庫に返還して終了している。

平成 27 年度末現在の基金残高は 123,519 千円であり、平成 28 年度に 15,123 千円取崩し、国庫への返還額は、平成 28 年中の運用利息 221 千円を加えた 108,618 千円となる。

平成 27 年度事業のなかから 1 件を抽出し、補助要綱に従って入札等が実施されていることを確認した。

### 3) 森林整備・林業再生基金

管理部署：環境森林部みどり整備課 設置：平成 21 年 繰替運用：可

地球温暖化などを受けた国の事業を実施するための交付金を造成する基金である。国の森林整備促進の一環として、森林組合等が実施する事業に対して国部分の助成を行うものであり、国費を財源とする。

各事業主体の事業予定を元に策定した事業計画を基に国からの支出が決定される。

制度制定から現在までに平成 21 年～23 年、24 年～26 年の 2 期の計画が策定された。

計画対象事業として使用されない場合には、利息を含め、国に返還されるが、事業期間は平成 28 年度までであり、平成 29 年度に未執行分の約 180 万円が国に返還される予定である。

### 4) 緊急雇用創出基金

管理部署：商工労働部労働政策課及び健康福祉部健康福祉総務課 設置：平成 21 年

国（厚生労働省）の再就職支援対策事業である緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成され、後に生活、就労、住宅等の必要な支援を行うため住まい対策拡充等支援事業分も追加された。

27 年度には雇用失業情勢の回復等により、事業は東日本大震災の被災県を対象としたものを除き終了している。27 年度末時点の残高 101,179 千円は、平成 28 年度に国へ全額返還される。

（意見） 香川県緊急雇用創出基金制度及び事業が平成 27 年度に終了しているにもかかわらず、監査時点（平成 28 年 6 月 21 日）では HP が更新されておらず、利用者に誤解を与える恐れが生じている。適時に情報の更新を行い、住民目線に立った情報提供を行う必要がある。

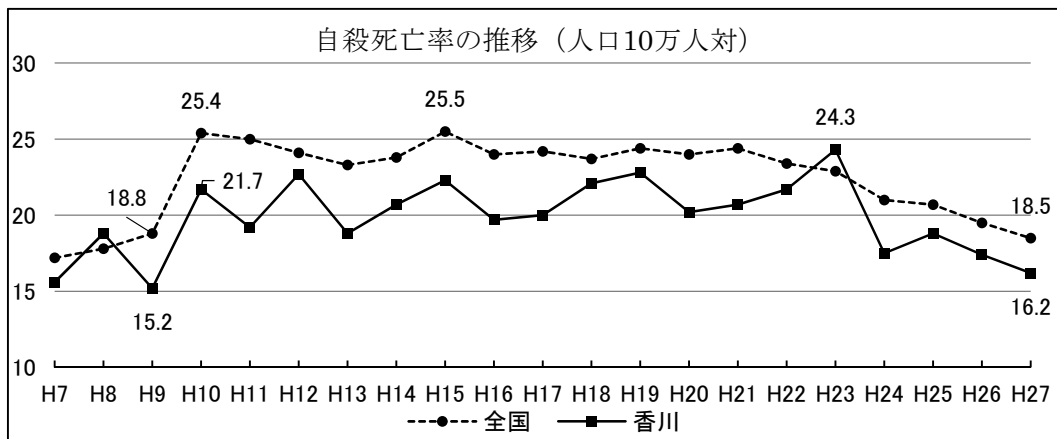
### 5) 地域自殺対策緊急強化基金

管理部署：健康福祉部障害福祉課 設置：平成 21 年

いわゆるリーマンショック後、自殺者の増加が課題となり、国の施策として自殺対策が実施された。平成 21 年度に内閣府からの交付金 140,329 千円をもとに設置され、厚生労働省からの交付金平成 22 年 7,171 千円を追加造成した。その後、内閣府交付金は数次にわたって造成されている。

国の指定メニューの中から、相談事業、人材育成、心の健康づくり事業などを実施してきたが、平成 26 年度で当交付事業は終了された。平成 27 年度中に内閣府の残高 24,330 千円を取崩しており、平成 28 年度中に精算される。

当事業との直接の関連は証明できないが、平成 10 年以降、200 人前後で推移していた香川県の自殺者数は、平成 24 年以降は減少している傾向が見られる。



#### 6) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

管理部署：健康福祉部長寿社会対策課 設置：平成 21 年

厚生労働省の高齢化対策事業である介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を元に造成したものである。

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備やスプリンクラー等の防火安全設備を対象事業として支援するものであった。

特例期間の終了により、残額 11,746 千円（介護基盤及び介護支援）、同残高 17,394 千円（地域支え合い体制づくり事業）は国庫に返還されている。

平成 21 年度～平成 27 年度の事業期間の基金積立額は、1,569,851 千円（介護基盤 1,376,902 千円及び介護支援 192,949 千円）、492,257 千円（地域支え合い体制づくり事業）であった。

事業は、市町の介護保険事業計画に沿って実施され、同計画の推進に資したものである。

#### 7) 介護職員処遇改善等臨時特例基金

管理部署：健康福祉部長寿社会対策課 設置：平成 21 年

厚生労働省高齢化対策事業として、介護職員処遇改善等臨時特例交付金が都道府県に交付され、基金の造成を求められた。

円滑な施設開設のための開設準備経費に対する支援及び介護職員の処遇改善支援を事業内容とするものであった。

事業期間は平成 21 年度～平成 27 年度であり、基金造成 4,109,887 千円であった。  
事業期間終了に伴い、残額 20,726 千円は、国庫に返還されている。

#### 8) 高等学校等修学等支援基金

管理部署：教育委員会事務局高校教育課 設置：平成 21 年

当基金は、私立学校通学生徒の学費に当てられる高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を元に設定された。この交付制度は、公立学校の学費無償化と同時に設定されたものである。当初終了予定から延長されたが、平成 26 年度で事業は終了し、平成 27 年度に精算されている。

平成 23 年度からは、被災児童生徒を対象とする就学支援等臨時特例交付金についても同基金で実施されたが、平成 27 年度に精算されている。

高等学校授業料減免事業等支援臨時 特例交付金	被災児童生徒就学支援等臨時 特例交付金	合計
440,453,812 円	11,748,504 円	452,202,316 円

このうち、高等学校授業料減免事業にかかる推移は次の通りである。

年度 (単位：千円)	H23	H24	H25	H26
積立額	50,739	2,083	85,646	87
取崩額	65,324	78,152	85,017	79,479
年度末残高	159,979	83,910	84,539	5,147

※平成 27 年度に全額返還

基金事業終了後も、経済的な理由で就学が困難になった生徒に対する支援は、他の制度により実施されている。

#### 9) 地域医療再生臨時特例基金

管理部署：健康福祉部医務国保課 設置：平成 21 年度

地域医療再生計画に基づく事業を実施するための地域医療再生臨時特例交付金約 104 億円を造成した基金である。事業は、平成 27 年度に終了し、残高は運用益を合わせて精算され、国庫に返還される。

近年の推移は次のようなものである。

(単位：千円)

年度	H24	H25	H26	H27
積立額	7,085	978,200	5,049	2,102
取崩額	1,555,002	2,872,902	1,209,007	2,876,023
年度末残高	6,261,135	4,366,433	3,162,476	288,555

当基金は、地域医療再生計画に基づく事業の財源であり、計画が適正に実施されているならば、基金も政策目的に沿って適正に実施されることになる。

#### 1 0) 海岸漂着物地域対策推進基金

管理部署：環境森林部環境管理課 設置：平成 25 年

当基金は、地域の環境問題を解決するため平成 21 年度に設置された地域グリーンニューディール基金による海岸漂着物等対策事業終了後の平成 25 年に、国庫からの地域環境保全対策費補助金 160 百万円を財源に設置されたものである。平成 26 年度をもって事業を終了し、残額 4,900 千円は国に返還された。

事業を大きく分けると、海岸漂着物等の回収・処理事業と、発生抑制事業とに分類できる。香川県では、回収・処理事業に比べ発生抑制事業が多いことが特徴である。例えば平成 26 年度の事業内容を見ると、回収・処理事業が 38,893 千円であることに比べ、広報活動、人材育成、漂着物に対する研究委託費等 55,323 千円である。

#### 1 1) 香川県再生可能エネルギー等導入推進基金

管理部署：環境森林部環境政策課 設置：平成 25 年

当基金は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）が実施された。これは災害時の避難所等防災拠点施設で再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーを導入する事業を支援するもので、県への補助金 18 億円を活用し、基金を造成したものである。

平成 27 年度をもって事業を終了し、残額 46 百万円は国に返還される。

交付要綱により、対象事業は限定されており、その中から県が実施する事業を選択する。

公共施設再生可能エネルギー等導入事業については、対象経費の全てが基金から拠出され、高松市の浄水場など、3 年間で 66 箇所の整備に使われた。民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業については、事業費の 3 分の 1 が補助されるが、結果的に利用はゼロ件であった。香川県では、要綱等を定め、外部者 4 名で構成される評価委員会で事後評価も実施している。

評価委員会の議事録を閲覧した。また、平成 27 年度の事業のうち三豊市事業を抽出し、案件の選定から支払いまでの手続きが規程に沿って実施されていることを確認した。

国に返還される金額は、46 百万円程度であり、総額の 18 億円はほぼ使い切っており、ニーズの高い事業であったといえる。

#### IV 債権

##### 1 概要

###### (1) 性質

###### 1) 規定

債権とは、一般的には特定の相手（債務者）に対して給付を要求できる権利とされている。自治体の債権は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」（地方自治法第240条第1項）とされ、「その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」（同第2項）。このため、自治体は、債権を回収するなど、資産保全を行わなければならない。一方、第3項では、債務者が無資力である等の場合、「その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。」としている。

また、第4項では、地方税、過料、電子記録債権、預金、歳入歳出外現金、寄附金、基金は対象外とされている。

###### 2) 法律上の分類

自治体の債権には、行政を担当する公的団体特有の公債権のほか、私債権もある。公債権は督促手数料の請求が可能であり、不服申し立てや時効の取扱いなども私債権とは異なるが、債権によっては、公債権か私債権かの区分などが明確ではないものもある。

公債権のうち、税などには、法令の規定により強制徴収が認められているものがあり、これらは強制徴収公債権と位置付けられる。

債権の発生を把握してから回収、回収困難部分の処理まで、それぞれの性質の違いに対応した処理手続きを構築することが求められる。

なお、債権毎の回収手順の概略は、財団法人東京市町村自治調査会「自治体の債権管理に関する調査報告書」（平成22年3月）冒頭の表にまとめられている。

債権	金銭債権	公債権	強制徴収公債権	税、介護保険料、保育所保育料など
			強制徴収できる債権 滞納処分により回収する。	
金銭の給付を目的とする権利	自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利	公法上の原因(賦課・処分)に基づいて発生する債権。時効期間経過により消滅する	非強制徴収公債権	行政財産使用料、塵芥処理手数料、し尿汲取手数料など
			地方税の強制徴収の例によることはできず、民事執行法に基づき、司法手続きにより回収する。	
	私債権			県営住宅・水道使用料など
	私法上の原因(契約等)に基づいて発生する債権			
その他の債権				預金など
上記以外の債権				

### 3) 対象

自治体の債権の大部分は、税、使用料や負担金、手数料などの収入未済分であり、そのほか契約に基づく貸付金債権、財産売払いの対価の収入未済分、給付の返還に関する収入未済額などがある。

ここでは、県財政事情に掲載された債権を対象とするため、契約に基づく貸付金債権のみを対象としている。これらは、全て私債権である。

### 4) 未収残高・債権残高の認識

自治体の一般的な処理上で未収と認識される金額と、公会計上での債権残高と、一般企業会計での債権残高との違いを説明する。

5年間にわたり、毎年度100円ずつ返済される条件の債権を例として考える。自治体では毎年度、100円を調定し、一部のみ入金している債権があり、平成27年度分としては、3月末までに20円、4月に入って20円が入金されていると仮定する。この場合、自治体で決算未収としては、4月入金20円は入金とされる。公会計は、調定されていない残高300円も債権として認識する点は企業会計と同じであるが、4月入金の取扱いは公会計でも同様である一方、企業会計等では、3月末日で実際には入金されていない部分は、債権として認識される。このため、公会計と企業会計でも、債権残高が異なることになる。

計算条件	年度内返済額	H26	H27	H28	H29	H30	合計
	返済予定額	100	100	100	100	100	500
	調定済額	100	100	-	-	-	200
	年度内返済額	40	40	-	-	-	80
	うち4月5日返済額	0	20	-	-	-	20
残高	決算未収計上額	60	60	-	-	-	120
	公会計債権残高	60	60	100	100	100	420
	企業会計債権残高	60	80	100	100	100	440

### (2) 香川県の債権の状況

香川県の平成27年度の債権の内訳は次のとおりである。

No	名称		回収事務のみ	残高(千円)	件数
1	香川県自治振興資金貸付金	県		1,555,185	9
2	瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	県		109,679	1
3	地域総合整備資金貸付金	国		448,219	2
4	直島町風評被害対策融資資金(第2号資金)	県		50,000	1
5	社会福祉基金施設等整備資金貸付金	国		2,300	1



6	災害援護資金貸付金（国の制度）	国		0	0
6	災害援護資金貸付金（県の制度）	県		0	0
7	香川県介護保険財政安定化基金貸付金	国		52,667	2
8	母子福祉資金貸付金	国		501,182	724
8	父子福祉資金貸付金	国		2,375	4
8	寡婦福祉資金貸付金	国		19,850	24
9	児童扶養手当返納金	国		0	0
10	保育学生修学資金貸付金	県	※	1,261	5
11	看護学生修学資金貸付金	県		514,215	670
12	医学生修学資金貸付金	県		503,280	95
13	かがわ中小企業応援ファンド事業資金貸付金	県		9,450,000	1
13	かがわ農商工連携ファンド事業資金貸付金	県		2,010,000	1
14	中小企業高度化資金貸付金	国		2,236,442	13
15	小規模企業者等設備導入資金貸付金	国	※	112,520	9
16	香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金	県		1,829	65
17	農業改良資金貸付金	国		23,782	18
18	就農支援資金貸付金	国		188,967	83
19	沿岸漁業改善資金貸付金	国		96,399	30
20	高等学校定時制課程及び通信制課程在学生 修学資金貸付金	県		5,138	15
21	香川県高等学校等奨学金	県		2,357,130	4,454
22	香川県大学生等奨学金	県		714,688	472
23	香川県地域改善対策高等学校等奨学資金	県	※	719,111	1,038
財政事情 合計					
24	林業・木材産業改善資金	国		8,132	2
25	獣医学生資金貸付	県		0	0
26	高松空港ビル株式会社	県		(367,600)	1

### (3) 監査要点

全ての債権につき、次の事項について検討を行った。

① 制度の経緯及び内容を確認する

・経緯、目的、財源、根拠、条例、運営上の制限などを確認する。

② 残高、収支等の推移を入手する。

・残高が減少傾向にないか、活用されていないものはないか等を検討する。

- ③ 管理状況を確認する。
- ・ 決裁プロセスを確認する。貸付までのスピード等は妥当かについても検討する。
  - ・ 残高・回収管理方法を確認する。
  - ・ システムで管理している場合、信頼性確保の方法を確認する。
  - ・ 管理台帳と債権総額が一致することを確認する。
  - ・ 納期限を過ぎたものの対応を確認する。
  - ・ 返済の免除規定が設けられている場合、その手続きをチェックする
  - ・ 担当が変わっても手続きが継続されるよう、マニュアル等が作成されているか確認する。
- ④ 制度及び運用状況に、貸付の目的と一致していない点はないか確認する。
- ・ 全般的に、制度が目的に沿って実施されるよう設計され、貸付及び回収事務が実施されているか確認する。

以上の点について、確認した結果の概要は次のようなものである。

1) 規定の整備

貸付事務に関し、要綱等が定められ、チェックリスト等により、事務が規定通り実施される体制にあることを確認した。

また、1件以上を抽出し、実施体制が実際に有効に運用されていることを確認した。

2) 管理システム

貸付台帳（おおむね電算システムで管理されている）等が適正に管理され、残高が照合されていることを確認した。貸付件数が少ないものについては、担当者がエクセルやアクセスにより管理されているものがある。

自治体の通常の決算業務では、返済期限が到来し、年度内に調定された金額に対して、実際には入金されていない金額を未収部分として把握する。

この自治体会計に対応して電算システムが設計されているため、それぞれの電算システム上では、返済期限が到来していない合計金額が把握できていないものがある。このため、貸付金という債権の総額が把握できないものがある。

また、個別の貸付状況を管理することはできても、その合計を行うことが出来ない電算システムも散見された。

これらのシステムでは、合計額は表示されるが、その内訳については一覧表という形では表示されないことから、1件1件の明細を合計しなければ合計額の検証ができない。

（共通意見 債－1） 債権の管理にあたっては、個別の貸付等の債権残高、回収額の合計額を把握する必要がある。

（共通意見 債－1） 債権管理システムの導入や改正を行う際には、調定された未回収債権だけでなく債権の一覧表も作成し、債権残高等の合計数値が把握できるよう、債権管理システムに必要な基本情報を定めることが望まれる。

債権管理システムを構築するうえの重要事項の整理を担当する部署がないことから、債権管理システムが必要な情報を網羅するべく構築されることができない体制にない。

また、それに加え、年度の会計上の未だ調定されていない債権を含み、出納整理期間中に返済されたものを控除しない債権残高とも照合することが望まれる。

### 3) 貸付事務の検証

貸付リストなどから1件以上の抽出を行い、貸付事務が規定に沿って実施され、証書等の必要書類が保管され、予定通りに償還され、利息等が正しく計算されていることを確認した。

### 4) 延滞債権への対応

債権回収事務のうち延滞債権への対応、回収不能債権の処理が香川県のマニュアルに沿って実施されていることを確認した。

福祉目的の貸付金などで、制度の目的に沿った回収業務が行われているかを確認した。

### 5) 貸付件数・残高の推移

貸付実績が減少しているものについて、減少理由を確認し、制度設計に改善が必要であったり、制度自体の廃止も検討するべきものがないかについて検討した。

### 6) 貸付条件

貸付対象、貸付額、利率、回収年数等について、政策目的との整合性を検討した。

#### ① 保証人

貸付条件のうち、保証人の取り扱いについては、概ね共通している。制度の趣旨に反するような保証人についての条件が付されている貸付はなかった。このため、それぞれの項目には記載していない。

#### ② 延滞利息

延滞利息は、各債権条例に定められている。

これは、延滞した債権が回収されたのちに、本来の債権回収期限から、実際に回収した間の日数により計算し、請求される。

#### ③ 利息

医師等の養成に関する貸付金は、県内就業により免除されることを前提としているため、返済される場合の通常の利息が条例により10%以下と高率で設定されている。

同種の制度である獣医師養成の制度では、指定期間の就業をしない場合には、返還は求めるものの、無利息とされている。医師、看護師については、県内への就労を促進するという貸付制度の趣旨から、高率に定められている。

県では、他県の制度などと比較したうえで、金利の有無やその水準を決定しているが、その決定根拠が必ずしも事務を担当する者に引き継がれていない。

(共通意見 債－２) 貸付制度ごとに、金利の水準を決定した根拠を明確に示せるよう、記録する必要がある。

その金利については、今後金利が上昇した場合にも、制度の趣旨を踏まえて決定してることが望まれる。

例えば、公表された金利情報を用い、TIBOR+9%で丸い数字、などと金利変動に対応して決定意図を損なわないような算定式をあらかじめ決めておくことによることなどが考えられる。

#### ④ 返済免除

県内の人材養成を図るために、県内で就労等をする、返済の一部または全部を免除する規定を設けている貸付業務がある。

これについて、例えば一定期間内に就労する、あるいは一定期間就労するなどを条件としているが、いったんその条件をクリアしなければ、全く免除を受けられない制度がほとんどである。

いったん香川県を離れたり離職しても、再度就労等すれば一定金額を免除するような規定改正について、検討されていくものと思われる。

また、近年、就学のための貸付の返済が、若年者の生活設計の支障になっていることが報道されている。

福祉目的の貸付などでも、もともと回収が難しく、民間金融の補完のような役割を持つ貸付について、回収が困難になったからといって通常の債権と同様の、回収を最優先とする回収手続きを行うことは、自立促進などの制度の趣旨には沿わない面もある。

自立支援や教育充実目的の貸付などについて、金銭による回収に代え、県の指定する作業やプログラムへの参加をもって返済するシステムについても、検討することが望まれる。

#### ⑤ 完済後の借用書の取り扱い

債権によっては、完済後も借用書を返還しないものがある。

完済通知を送付することから、必ずしも借用書の返送は不要とのことであるが、通常は、借用証書は、返還されるものである。

(意見) 完済後の借用書は返還することを原則とすることが望まれる。

なお、現在保管している完済者の借用書を返還することまでは不要と考える。

## 2 債権管理体制の構築

### (1) 管理体制

香川県では、税務課を担当部署として、債権管理体制を構築している。

その一環として、平成20年には未収金マニュアルが策定され、その後適宜改訂されている。

このマニュアルは、県職員がアクセスできる県庁内 LAN の「未収入金ナビ」に掲載されており、未収入金の管理システムも掲示されている。

管理ツールは税外債権を管理するとして、税務課で登録した部署だけが利用することができる。

財政事情に掲載された債権のうち、管理システムに登録されているのは、児童扶養手当返納金及び次の債権のうち、延滞している部分である。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
看護学生修学資金貸付金
中小企業高度化資金貸付金
香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金
高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付金
香川県高等学校等奨学金
香川県大学生等奨学金
香川県地域改善対策高等学校等奨学資金

これらの貸付金を含め、債権はそれぞれの部署で、管理ソフトあるいは管理台帳により管理されている。

## (2) 実効性の確認

税務課では、毎年 2 回、管理部署を対象に説明会を開催しているが、管理部署で、実際にマニュアルに準拠して未収入金の事務が行われているかどうかは確認しない。

今回確認したところ、極めて貸付数の少ない貸付金等では、必ずしもマニュアルに沿って処理していない例が見られた。

(意見) 件数の少ない債権であっても、回収状況についての管理は必要であり、債権回収マニュアルの簡易版を作成することについて、検討が望まれる。

また、説明会だけではなく、個別の債権について、税務課で回収事務を行うこともあり、その都度相談を受けている。現行では、30 万円以上の債権について、税務課での回収対象とすることを検討できるとしている。

税務課では、運用状況について説明会時にアンケートを取るなどの方法により、運用状況を確認するとともに、マニュアルに改善すべき点がないかについて、定期的に検討することが望まれる。

## (3) 政策目的に対応した回収事務

自治体が行う貸付の制度は、民間金融ではできない分野を政策的に実施するもので、もともと滞納が発生しやすい債権もある。これらの債権では、滞納に対しても、制度の

目的を重視した回収事務を行わなければ、本体の政策目的が果たせないものがある。例えば、自立を支援するための福祉関連の貸付金では、たとえ返済自体は可能であったとしても、将来の生活設計を重視して、義務教育終了後でも、子供の教育費を優先するなど、貸付金の返済負担が自立を阻害しないよう、返済を猶予することが貸付制度の目的に沿う場合もある。

この点、債権回収マニュアルは、「滞納者の言い分を聞く交渉ではなく、行政側の土俵（回収方針）で交渉する。」ことを原則とし、債権の回収に当たり、法令等に照らして実施すべき手続きを記載している。これは、個々の事情を考慮したうえでなお、返済に応じない債務者等を対象としているとのことであるが、福祉等の貸付については、制度上の猶予など以外の配慮が求められる場合もあり、ややマニュアルから外れた回収業務にならざるを得ないものが見られた。

使用料など、税外の未収金については、最大の回収努力を行うべきである。しかし、政策目的をもって貸し付けた福祉関連の債権等については、回収マニュアルを厳密に適用すると、貸し付け目的自体が損なわれる例も見られ、返済努力を怠る債務者に対する回収を想定した回収マニュアルの規定が、実態にそぐわないものもある。

回収に関して実施しなければならない手順のみを記し、福祉目的等の貸付金の回収事務にも使用できるようなマニュアルの編成や、マニュアルの対象とする未収金を限定するなど、何らかの対策を考えることが望まれる。

### 3 個別の債権

#### (1) 香川県自治振興資金貸付金

管理部署：政策部自治振興課 財源：県基金

##### 1) 経緯

昭和42年に吉野川総合開発香川用水事業基金の効率的な運用を図るため、香川用水整備に係る土地改良事業等への貸付として開始したが、その後、県内市町の事業振興のための貸付として制度化された。

吉野川総合開発香川用水事業基金条例には、「特別会計の歳出予算に計上される貸付金の財源に充てることにより基金の効率的運用を図る場合」に取崩できるとされており、それに基づく貸付事業である。

市町等の実施する公共施設整備事業等に対する貸付である。

##### 2) 貸付条件等

- ・貸付対象 一般分、特別分（①過疎・準過疎団体の行う公共施設整備事業、②コミュニティ施設整備事業、③定住自立圏共生ビジョン等に基づき実施する事業、生活密着施設整備事業、④災害対策関連事業のうち災害緊急対策事業、⑤合併市町が市町建設計画に基づき行う公共施設等整備事業）
- ・貸付利率 一般分は財政融資資金の利率、特別分は財政融資資金の利率から1%控

除（財政融資資金の利率が2%以下の場合は、財政融資資金の利率の1/2）

・償還期限 特別分①12年以内を除き、10年以内

### 3) 推移

	H25	H26	H27
貸付高（百万円）	83.7	180.1	152.7
件数	8	15	9
貸付金残高（百万円）	2,736.3	2,103.6	1,555.2
償還高（百万円）	995.1	812.8	701.1

合併市町が市町建設計画に基づき行う公共施設等整備事業に対する貸付ニーズが減少し、償還高が貸付高を上回ることから貸付金残高は減少傾向にある。

### 4) 管理状況

県職員が汎用ソフトで作成した管理台帳を用い、担当課で管理し、定期的にバックアップもとっている。

職員が作成した管理台帳システムの正確性について、作成者以外が確認する検証作業は行っていないが、貸付金額の入力に誤りが生じていないか、セルフチェックすることで誤りがなくことの確認を実施している。

件数、貸付先が市町であること等を考慮すると、管理状況は妥当であると思われる。

平成27年度末残高につき、管理台帳と債権総額は一致していた。

### 5) 延滞債権

貸付先が市町であることから、延滞債権が発生することは想定していない。

### 6) 総括

低金利にも対応した貸付利率となっている。

現状では、償還金額が貸付金額を大幅に上回っていることから基金の効率的な運用としての性格は薄れているが、市町の資金手当ての手段として重要なものであり、引き続き市町と連携を図っていく必要がある。

貸付金残高は減少しており、今後も減少するのであれば、当貸付事業の必要性や対象について、検討する必要がある。

## (2) 瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金

管理部署：交流推進部交通政策課 財源：県

### 1) 概要

瀬戸大橋線は、本州と四国を結ぶ唯一の鉄道であり、年間約800万人が利用する大動脈であるが、茶屋町-岡山間が単線区間であることから、利便性の向上が困難であった。このため、四国地域の活性化を図るため、複線化により輸送力を強化し、所要時間を短縮することを目的とし、平成15年に第3セクターである瀬戸大橋高速鉄道保有(株)を設立した。複線化事業費として、四国四県と岡山県から、次の金額を貸付けたものである。

香川県の出資（出捐）額を併せて示す。

（単位：千円）

団体名	貸付金	出資額	合計
香川県	109,679	32,000	141,679
岡山県	78,744	0	78,744
愛媛県	61,870	18,000	79,870
高知県	19,685	0	19,685
徳島県	11,249	0	11,249
西日本旅客鉄道㈱	0	50,000	50,000
合計	281,227	100,000	381,227

2) 貸付条件

貸付期間 40 年、無利息、一括返還

3) 管理状況

出資の項に記すように、当団体は 27 年度末で 511,967 千円の債務超過の状態にある。

財務諸表の概要

（単位：千円）

年度		H25	H26	H27
損 益	売上高	81,000	81,000	81,000
	販売費及び一般管理費	152,933	146,102	130,260
	営業損益	△ 71,933	△ 65,102	△ 49,260
	当期純損益	△ 72,076	△ 65,258	△ 49,420
貸 借 対 照 表	資産合計	1,242,357	1,143,661	1,047,976
	うち構築物	1,201,684	1,104,399	1,016,235
	負債合計	1,639,645	1,606,208	1,559,944
	うち長期借入金	281,228	281,228	281,228
	うち預かり保証金	1,355,128	1,315,271	1,275,415
	純資産	△ 397,288	△ 462,546	△ 511,967
	うち資本金	100,000	100,000	100,000

貸付に対応する資産は複線化のための設備 1,018 百万円であり、その貸付料 81 百万円に対し、経費が 130 百万円のため、毎年欠損額が出ている。

当県及び愛媛県職員も取締役として参加し、経営状況を確認している。

法人税法の取扱と、会計上の経費の発生が異なることから、法人税法上の経費がまかなえる水準で賃料が設定されている。このため、当面は会計上の赤字が続くことになる。平成 26 年 3 月期から 28 年 3 月期の予定損失額は、それぞれ 73 百万円、61 百万円、50 百万円であり、概ね当期純損失の金額と一致しており、最終的には回収できるものと思われる。



### (3) 地域総合整備資金貸付金

管理部署：健康福祉部医務国保課 財源：県

#### 1) 概要

当貸付制度は、ふるさと融資と呼ばれ、地域振興に資する民間事業者の支援を目的として、全国的に実施されている。

貸付対象費用から補助金等を控除した額のうち、35%以内に対して自治体が行う無利子融資で、残りの融資は、民間金融機関から調達する制度である。審査や申請書様式等の策定などは、(一財)地域総合整備財団が行っている。

県は、財団が行った総合的な調査・検討の結果の通知を受けて、審査に合格した案件(事業者)に対して貸付を行う。

1件当たり概ね500万円以上の貸付で、無利息、据置期間最長5年を含むと償還期間は最長15年であり、1回の申請における貸付は、その申請事業の進捗に応じて4年に分けてもらうことができる。

貸付にあたり、協調して融資を行う金融機関が連帯保証人となる。

#### 2) 貸付実績

平成元年9月に開始された制度であるが、香川県での利用実績は4件であり、平成27年度末の残高は、医務国保課分2件で、448,219千円(当初融資1,392,000千円)である。

#### 3) 管理状況

件数が少ないことから、汎用ソフトで管理表を作成して管理している。貸付先からの報告を求める制度でもあり、延滞債権が発生した実績はない。また、発生した場合も、協調融資を行った金融機関が連帯保証人となるため、回収不能になることはない。

### (4) 直島町風評被害対策融資資金

管理部署：環境森林部廃棄物対策課 財源：県

#### 1) 概要

直島町で行われている豊島廃棄物等処理に起因する風評被害が発生した場合、経済的被害を受けた、又は受けた可能性のある漁業者に対する融資事業を実施する直島町に対し、県が予算の範囲内で必要な資金を貸し付けている。

#### 2) 貸付条件

直島町に対する貸付要綱は作成されているが、現在まで、風評被害が発生していないため、漁業者に対する融資実績はない。

融資事業を実施するに当たり、直島町が債務保証機関に出資(出捐)を行うために必要な資金として、香川県は、直島町に無利息で5千万円を貸し付けている。

#### 3) 管理状況

貸付先が自治体であり、風評被害の案件も発生していないことから、特に管理は不要

と考えられる。豊島廃棄物等の処理事業が終了した後、廃止が検討されると思われる。

#### (5) 社会福祉基金施設等整備資金貸付金

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課 財源：県

##### 1) 概要

社会福祉基金の創設と同時期に開始された貸付制度である。貸付対象事業は、国の要綱により補助対象事業とされた社会福祉施設等施設整備事業や、補助対象外である施設・設備整備事業及び用地取得事業で、事業費の一定割合を社会福祉法人等に貸し付けるものであり、上限額も設けられている。

返済については、1年以内の据置期間が設けられ、貸付対象事業の種別に基づき、13年以内又は10年以内とされている。貸付金利については、独立行政法人福祉医療機構の貸付利率や市中金利動向を踏まえ、平成10年2月以降、原則年2回（4月、10月）見直しを行っている。当初から市中金利より低い水準で設定されていたが、金利低下とともに金利メリットは減少している。

##### 2) 残高等

平成15年度の新規2件以降、新たな貸付は発生していない。平成28年度当初の貸付残高は2,300千円であり、平成28年度中に完済予定である。

##### 3) 管理状況

社会福祉基金助成要綱に沿って事務処理が行われている。

過去に滞納が発生した実績はない。

件数が少ないことから、汎用システムにより、管理を行っている。

##### 4) 課題等

当該貸付金は、制度の周知と利用向上が課題であると思われる。

#### (6) 災害援護資金貸付金

管理部署：健康福祉部健康福祉総務課（国の制度）財源：国3分の2 県3分の1  
（県の制度）財源：県

##### 1) 概要

国の制度は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、市町が行う被災者への貸付の財源として、県が市町に貸し付けるものである。

県の制度は、平成16年度の台風15号、16号、18号、21号及び23号による水害時において、国の制度の対象とならない被災者に対し市町が行う貸付の財源として、県費による貸付制度を設けたものである。

##### 2) 貸付条件等

国の制度は、市町が災害により一定以上の被害を受けた者に対し、所得制限を設けて生活の建て直しに資するための貸付を行い、その財源について県が市町に貸し付ける。

国の制度であるため、対象等は法律等に詳細に定められている。市町は、条例等に基づき、貸付を実施する。

県の制度は、対象となる被害世帯等の範囲を広げているが、その他の条件は、国に準じて実施されている。

市町が行う災害援護資金の貸付には、返済猶予期間、無利息期間、支払免除規定などが設けられており、市町は償還された災害援護資金に相当する額を県に償還する。

### 3) 推移等

次に記すように、平成 16 年以降対象災害が発生していないため、新規の貸付が実施されず、平成 27 年度末には全て回収されている。減免の累計額は、1,314 千円である。

(単位：件、千円)

項目		H23	H24	H25	H26	H27
国 制 度	貸付件数	12	12	12	12	0
	貸付金残高	225,887	163,007	99,456	33,876	0
	減免金額	1,000	0	0	0	0
県 制 度	貸付件数	9	9	9	9	0
	貸付金残高	26,824	19,120	10,877	2,775	0
	減免金額	0	0	0	0	0

### 4) 管理方法

残高は、汎用ソフトにより担当課で作成した表によっており、市町ごとに償還額、未償還額の残高、香川県から国への償還額及び未償還額を管理している。

市町が償還を免除した場合には、市町が償還を免除した額と、香川県が国から償還を免除された額(市町が償還を免除した額の 2/3)につき、それぞれ合計額を記載している。

## (7) 香川県介護保険財政安定化基金貸付金

管理部署：健康福祉部長寿社会対策課 財源：県基金

### 1) 概要

介護保険制度は、各市町が保険者として実施しており、3 年ごとに再計算し、保険料が改定される。

市町介護保険の資金需要に備えて、香川県介護保険財政安定化基金を財源に行われる貸付である。

なお、基金の造成の財源は、国、県、市町が 3 分の 1 ずつを負担している。

### 2) 貸付条件等

介護保険法に基づく制度である。市町に対して、年度を単位とした保険料収納不足額及び給付費増加額による財政不足額を基準として貸付けるものである。返済については、次の事業運営期間(3 年間)に保険料を財源として毎年 3 分の 1 ずつ均等償還され

る。利息は無利息である。

3) 貸付残高

52,667千円、2件（綾川町46,667千円、三木町6,000千円）

4) 管理状況

市町への貸付であり、償還も年に1度ずつ計3回のため、歳入歳出の手続きのほか、特別な管理は不要と判断している。

汎用ソフトで一覧表を作成して管理している。

(8) 母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

管理部署：健康福祉部子育て支援課及び保健福祉事務所

財源：国3分の2・県3分の1

1) 概要

母子福祉資金貸付制度は、昭和28年に「母子福祉資金の貸付け等に関する法律」に基づき実施されている。寡婦福祉資金貸付制度は、昭和57年の法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改められる）に伴い追加され、父子福祉資金貸付制度は、平成26年の法改正（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められる）に伴い追加されている。

当貸付事務は法に基づき実施され、県は、市の行う貸付事務の一部と町の区域の貸付事務、及び高松市に移行する前に行われた貸付の回収を行っている。

貸付の申し込みは、市町を通して行われる。当貸付は、自立支援という目的もあることから、貸付を受けることがその後の生活改善に資するものか、県の福祉担当専門職員が、申請者と面談して相談の上、所内のメンバーで組織する貸付審査会の審査を経て貸付決定されている。

現在回収が滞っているものの多くは、このような対応が行われる以前のものであり、事業開始の貸付に関する古い記録等を見ても、審査が充分に行われなかったのではないかと思われるものもある。

これらの人たちは、既に高齢者になっており、回収はさらに困難になっている。

2) 貸付条件等

① 対象

母子・寡婦・父子世帯の父母等が対象であり、貸付制度によって、それぞれに貸付のための条件が設定されている。

貸付額は、種類により細かく分類されており、このうち、県で実績がある主なものは次のとおりである。

項目	事業開始	事業継続	就学支度	修学	修業	就職支度
貸付限度額 (千円)	2,830	1,420	40~590	月額27 ~81	月額68	100

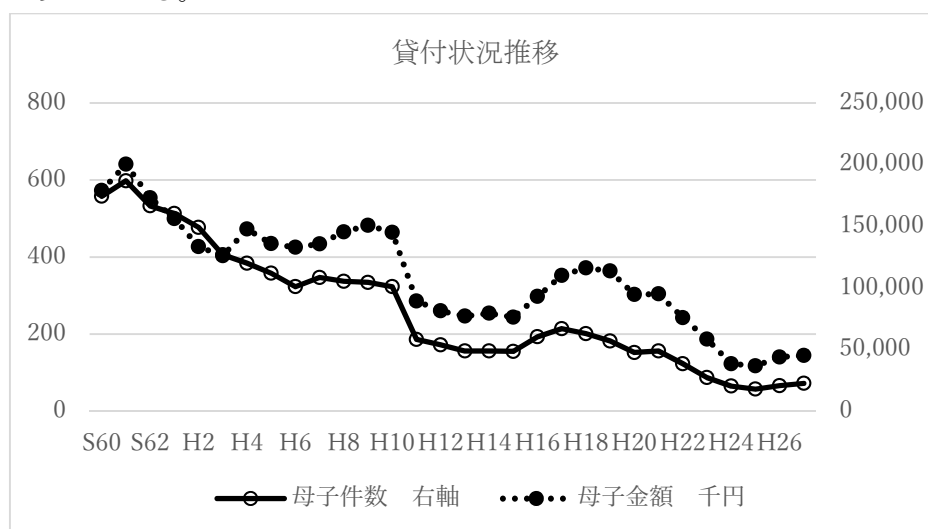
② 貸付数

平成 27 年度の新規貸付の状況は次のようなものである。

区分	件数						金額(千円)		
	母子		寡婦		父子		母子	寡婦	父子
	総数	うち 新規	総数	うち 新規	総数	うち 新規			
修学資金	44	19	2	0	3	3	32,548	1,920	2,088
就学支度	17	17	0	0	1	1	6,989	0	287
技能習得	5	3	0	0	0	0	1,782	0	0
修業	1	1	0	0	0	0	300	0	0
生活	5	4	0	0	0	0	3,570	0	0
合計	72	44	2	0	4	4	45,189	1,920	2,375

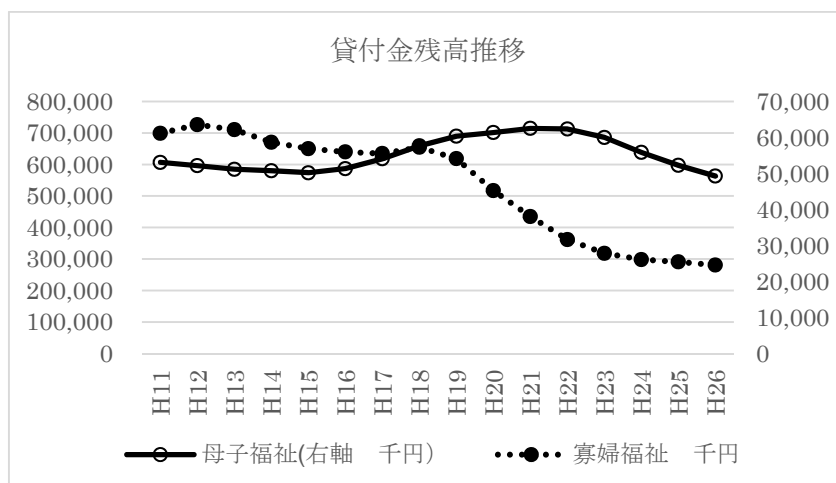
3) 推移

また、母子福祉貸付の推移を見ると、平成 18 年を挟んで増加しているが、その後減少している。



貸付残高は次のように推移している。多くの貸付金は返済が長期間にわたること、また、延滞する比率も高いことから、新規貸付の減少ほど残高は減少しない。

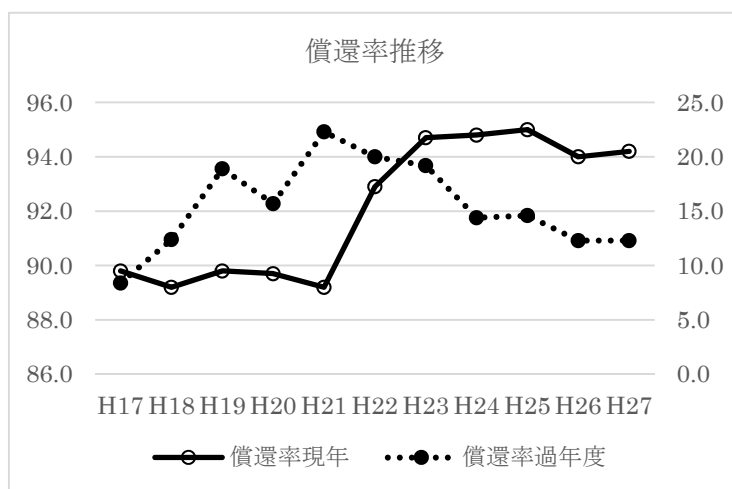
貸付金残高推移							単位:千円
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
母子福祉	701,464	714,759	712,616	686,045	638,483	597,364	563,482
寡婦福祉	45,245	38,041	31,663	27,839	26,118	25,476	24,586



償還率の推移は次のようなものである。現年度の償還率は上がっているが、過年度分は下がっている。

(単位：%)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
現年	89.8	89.2	89.8	89.7	89.2	92.9	94.7	94.8	95.0	94.0	94.2
過年度	8.4	12.4	18.9	15.7	22.3	20.0	19.2	14.4	14.6	12.3	12.3
合計	53.9	56.2	60.2	60.3	61.1	64.6	67.2	66.3	67.1	66.1	66.2



事務所ごとの残高は次のとおりであり、中讃保健福祉事務所、東讃保健福祉事務所の残高が多い。

					単位：千円
区分	事務所名	25年度末残高	26年度貸付高	償還額	26年度末現在高
		A	B	C	D (A+B-C)
母子福祉資金	小豆総合事務所	70,190	3,256	11,309	62,137
	東讃保健福祉事務所	104,423	6,438	16,284	94,578
	中讃保健福祉事務所	329,504	25,461	38,521	316,444
	西讃保健福祉事務所	93,247	8,710	11,634	90,322
	小計	597,364	43,865	77,748	563,482
寡婦福祉資金	小豆総合事務所	1,967	720	493	2,194
	東讃保健福祉事務所	11,415	384	1,704	10,095
	中讃保健福祉事務所	9,842	1,152	461	10,533
	西讃保健福祉事務所	2,252	0	488	1,764
	小計	25,476	2,256	3,147	24,586
合計		622,841	46,121	80,895	588,068

#### 4) 管理状況

管理部署である子育て支援課は、数値の取りまとめや規定の策定を行い、貸付及び回収の事務は保健福祉事務所で行う。

件数の多い東讃保健福祉事務所及び中讃保健福祉事務所を抽出し、貸付事務、回収事務、延滞管理事務について管理状況を確認した。

貸付からそれぞれ3件を抽出し、貸付事務が規則等に沿って実施されていることを確認した。また、滞納管理の方法についてヒアリングにより確認し、3件ずつを抽出し、滞納の回収について、現況が把握され、適切に対応されていることを確認した。

当貸付金は、自立支援を目的として母子、寡婦、父子世帯に貸し付けられる。一旦滞納すると、回収が困難になることが多い。回収業務についても、福祉支援の一環として、福祉事務所の職員が行う。しかし中には、年金から支払う、という回答のあるものなど、母子寡婦父子福祉とは直接関係のない対象者も見られる。件数が多い修学資金などについては、県外に在住する者も多い。

本来は、母子寡婦等の福祉対象ではなくなった世帯に対する単純な債権回収作業に多くの時間を割くことは望ましい状況ではないが、母子寡婦等福祉対象外とする線引きが難しく、また、依然として何らかの福祉を必要とする世帯である、という判断から、福祉事務所の職員により回収されている。

貸付にあたっては、将来の返済を考えて、現在の家計の状況、卒業後の収支予測などを作成し、返済が自立を圧迫しない範囲で貸付けている。

これらの判断を行うために作成された書式は、保健福祉事務所ごとに作成している。各保健福祉事務所の担当者は、県内専門職の研修などで顔を合わせるため、情報交換を行い、書式を変えるなど工夫しているとのことである。監査時点では、各福祉事務所の様式は異なっていたが、今後、情報交換により、各部署の様式の良い点を評価し、統一された様式が検討されてゆくものと思われる。

当債権の管理は、システムを用いて実施しているが、年度末の合計債権額、年度ごとの回収額、その内訳を連動して表示することができない。

(共通意見 債－1) 債権の管理にあたっては、個別の貸付等の債権残高、回収額の合計額を把握する必要がある。

債権管理システムの導入や改正を行う際には、調定された未回収債権だけでなく債権の一覧表も作成し、債権残高等の合計数値が把握できるよう、債権管理システムに必要な基本情報を定めることが望まれる。

### (9) 児童扶養手当返納金

管理部署：健康福祉部子育て支援課 財源：国3分の1・県3分の2

#### 1) 概要

当債権は、母子家庭等を対象とする国の社会保障制度として給付された金員のうち、受給要件を満たさなくなったことから返納される債権である。一旦給付された扶助費の返還を要する場合は、年金をさかのぼって受給して受給要件を満たさなくなった場合などが多いが、事実婚であったことがわかったようなケースもある。

世帯所得が一定水準以下の世帯が対象となる手当であることから、その返納金についても資金負担能力に欠ける場合が多く、滞納が多くなる債権である。

#### 2) 件数等

平成27年度末で6件であった。

最近5年間の新規返納理由と金額は次のようなものである。件数、金額ともに増加している。年金が相当さかのぼって支給される場合には、返納額も多額になるが、支給された年金を原資に返済できれば、延滞にはつながらない。

(単位：件、千円)

原因	年度	H23	H24	H25	H26	H27
年金	件数	0	2	1	3	3
婚姻・事実婚		1	1	0	2	3
監護なしなど		1	0	1	1	0
合計		2	3	2	6	6
年金	金額	0	456	98	1,781	2,640
婚姻・事実婚		42	528	0	442	592
監護なしなど		83	0	139	41	0
合計		125	984	238	2,264	3,232

過年度分を含む年度ごとの調定額と、不納欠損額、収入未済額を比較すると次のようになる。収入未済額が減少していることで、不納欠損額、調定額も減少している。なお、前表は調定理由の発生年度別内訳であり、実際の調定年度は翌年度になることがある。



(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
調定額合計	7,851	5,799	3,680	3,156	2,740
収入未済額	5,303	3,279	1,843	891	526
不納欠損額	884	1,082	1,219	940	646

### 3) 管理状況

残高は一覧表で管理されている。回収記録が個別に作成されていることを確認した。

このうち、修正液を使用して修正されているものがあったが、誤記を修正したものであり、記載内容を隠ぺい、歪曲する意図を持ったものではなかった。しかし、今後の記載方法には注意する必要がある。

管理台帳は汎用ソフトで作成されている。債権の総額については、その時点のものはわかるが、決算上の未収額と照合したことはないとのことであった。平成27年度末債権につき、照合を依頼したところ、合致していた。

(共通意見 債－1) 債権の管理にあたっては、個別の貸付等の債権残高、回収額の合計額を把握する必要がある。

### 4) 不納欠損処理

当債権は、所定の手続きを経たのち、5年を経過すると不納欠損処理を行う債権である。回収は困難と思われるものも見られるが、5年経過までは不納欠損処理しない。

平成27年度の不納欠損処理金645,820円のうち、平成21年度に調定された629,829円の処理について、伺い書を閲覧し、内容を確認した。

## (10) 保育学生修学資金貸付金

管理部署：健康福祉部子育て支援課 財源：県

### 1) 概要

学費が安く設定されていた県立の保育士養成施設の閉鎖に伴い、私立の保育士養成施設の受講者を対象に、平成22年度から3年間の期間に限って実施された限定的な制度であり、新たな貸付はない。

### 2) 貸付条件等

#### ① 対象

香川県内の保育士養成施設に在籍する香川県民で、学業成績が優秀であり、経済的な理由により修学することが困難である者とされ、判断を要する要件であるが、それぞれ客観的な基準を設けている。

なお、香川県の保育士養成施設は8施設である。

#### ② 貸付額、返済等

30万円を1回のみ貸し付ける。卒業後、直ちに保育所等に就業し、1年間勤務した場合、返済を免除される。それ以外の場合は、年間3パーセントの利息を付して返

済する。返済は、一括あるいは3年間6分割かを選択できる。

### 3) 残高

平成22年度から24年度の貸付の状況は次の通りであり、初年度には保育士養成施設の在学生全員が対象であったため件数が多いが、その後は、新入生のみが対象であったため減少している。

貸付年度	H22	H23	H24	合計
貸付件数(件)	19	8	5	32
貸付金額(千円)	5,700	2,400	1,500	9,600

平成27年度末の貸付残高及び件数の推移は次の通りである。

	H25	H26	H27
残高(千円)	5,108	2,611	1,261
件数	18	8	5

### 4) 貸付事務

貸付自体は終了しているため、当初の貸付書類を閲覧した。

平成22年分貸付ファイルから、3件を抽出し、契約書、住民票、成績証明、印鑑証明、チェックリスト、所得証明、所得水準検証計算書等が添付され、条件に一致しているか審査のうえ貸し付けられている。

### 5) 管理状況

返済については、汎用ソフトで作成した管理台帳を用いて管理している。債権の総額と個別の管理表との合計は照合されていない。決算上の未収とは照合されているが、照合時点の情報や照合結果についても、保存することが望まれる。

(共通意見 債－1) 債権の管理にあたっては、個別の貸付等の債権残高、回収額の合計額を把握する必要がある。

### 6) 免除

多くの者は、卒業後、県内の保育園に就労し、1年間勤続することで返済を免除される。

平成22年度の貸付者ファイルから、前の3件と異なる3件を抽出し、免除に関する資料が添付され、就労を確認後に免除手続きを取っていることを確認した。

返済することとなった10名について、1年間就労しなかった理由を確かめたところ、退学が多く、退職、結婚による転出、理由は分からないが保育士登録しなかった者などがそれに次いで多く見られた。

卒業後、就職先がなく、就労できない場合にも返済を求める制度であるが、当貸付制度が設けられた間(今に至るまで)継続して保育士は不足していたため、就業する意思があったにもかかわらず、保育士の募集が少なく、就職ができなかった者に対し、制度の趣旨に反した返済を求める事態は発生していない。

なお、完済通知を発行することから、借用証書については、完済後も県で保管されている。

本来は、返還することが望ましいと思われ、管理事務について見直すことが望ましい。

(意見) 完済後の借用書は返還することを原則とすることが望まれる。

ただし、今後の完済について検討することで足りると思われる。

#### 7) 延滞債権の管理

当貸付事業は、3年間に限って実施されたため、当債権は、県の税外未収金として認識されておらず、県の未収入金マニュアルが適用されていない。

延滞債権は1件であり、回収に向けた対応は行われているが、その経過は担当者の記憶によっているため、台帳等に記録し、保管する必要がある。

件数の少ない貸付金であっても、未収入金管理が十分に行える体制整備が必要である。

また、この貸付事業は、県立の保育士養成施設の閉鎖に伴い実施されたものではあるが、保育士が不足していることも貸付制度が設けられた理由である。

現在返済中の者についても、制度の目的を考えると、保育士の免許を取得した者については、香川県の保育所に再度勤務すれば、返済を免除することなどについて検討が望まれる。

#### (1 1) 看護学生修学資金貸付金

管理部署：健康福祉部医務国保課 財源：県（ただし平成28年度から地域医療介護総合確保基金事業（国3分の2））

##### 1) 概要

看護職員養成施設等に在学する者に対して修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、主として県内における看護職員の充足及び資質の向上を図る目的で、昭和37年度に創設された。

##### 2) 貸付条件等

###### ① 対象

看護職員養成施設又は大学院研究科修士課程に在学し、かつ、卒業後、条例規則で定めた施設等において、看護職員の業務に従事しようとする者であること。

一定の要件を満たすと、返還免除の規程により当該貸付金を返さなくてもよいことから利用率の高い制度であったが、平成20年度以降は、免除規定が外され、利用者も減少した。香川県看護協会等の要望を受け、平成28年度の貸付からは、卒業後5年間県内の医療機関等で勤務することで、返済を免除するとされた。

###### ② 貸付額

平成20年度～平成27年度までは、貸付額は、月額4万円、6万円、8万円、10万円から選択でき、返済期間は月4万円、6万円の場合は貸付期間の2倍、月額8万円、

10万円の場合は4倍に相当する期間と定められていた。

毎月10万円を4年間借り入れた場合、返済期間の4倍の16年間、毎月2万5千円を返済することになる。

平成28年度からの貸付額は、准看護師課程25万円、その他5万円と定額である。

香川県内の医療機関等で5年間勤務すると、返済は免除されるが、それができない場合や、退学した場合、看護師等の免許が取れない場合などには、借り入れと同期間で返済することとしている。この場合の貸付利息は年率10%と高い水準に設定されている。

例えば、県立保健医療大学の看護学生であれば就学期間は4年間であるため、毎月5万円を入学時から借入れると、借入総額は240万円になる。卒業後看護師として就労しなかった場合と、4年間香川県内の指定医療機関に勤務した場合を比較すると、就業しなかった場合は利息が10%、就業すると就業期間中は返済猶予期間となり、その間の利息は0%であるが、貸付期間に相当する期間に就業した場合には、一部免除がある。

(単位：万円)

勤務期間	ゼロ	1年間	2年間	3年間	4年間
返済額	240	240	240	240	240
就労期間中利息額	0	0	0	0	0
合計	240	240	240	240	240

なるべく長い年数を勤務するインセンティブをつけるよう、勤務期間による返済の免除について、利用者の状況を見ながら、より短期間でも少額でも免除される制度にすることについて、検討することが望まれる。

香川県内で5年間就労することを条件として、返済を免除することとされているが、免除を受けられない場合の貸付利息は10%と高率である。制度の趣旨を考えたとしても、返済を免除されないだけで十分ともいえるが、看護職員については、医師以上に勤務先を変更しやすい環境にあることから、当貸付金については、県外に就職した場合等の利子を高め設定することで、県内就職を確保する必要があると考え、医学生修学資金制度が他の都道府県の例を参考に設定した10%にしたとのことである。

また、その根拠に合理性があるのであれば、例えば金利が10%に上昇した場合には、当制度の趣旨は達成できない。

(共通意見 債－2) 貸付制度ごとに、金利の水準を決定した根拠を明確に示せるよう、記録する必要がある。

その金利については、今後金利が上昇した場合にも、制度の趣旨を踏まえて決定していくことが望まれる。

例えば、公表された金利情報を用い、TIBOR+9%で丸い数字、などと金利変動に対応して決定意図を損なわないような算定式をあらかじめ決めておくことによることなどが考えられる。

### 3) 推移等

	H23	H24	H25	H26	H27
貸付件数(人数)	790	724	704	683	670
貸付金残高(千円)	619,648	576,709	555,074	531,612	514,215

### 4) 貸付事務

毎年予算の枠内で、20名程度を上限とし、面接なども行い、審査のうえ、貸付を決定している。

書類が整っていること、貸付要件を満たしていることをチェックしたのち、貸付を行う審査は、3名の県職員が実施している。面接にあたっては、看護師等を目指す理由、貸付希望理由、卒業後の就業希望、学業に関する点など多岐にわたるチェック項目を設け、これに沿って面接調書を作成し、保管する。

平成27年度の申請書ファイルから、5名を抽出し、必要書類が添付され、その内容が審査され、審査基準に合致していることを確認した。

### 5) 管理状況

個人別の管理には、「看護学生修学資金貸付金システム」を用いて管理している。貸付決定番号、氏名、住所、養成施設の名称、学年、貸与開始日、月額、保証人などの基本情報のほか、返済金の予定額と実際の返済額の対比、延滞の場合の納付実績と延滞金計算、延滞の場合の交渉記録など、さまざまな局面で必要な内容が管理できるシステムである。しかし、当システムでは、個人別の状況はわかるが、一定時点での残高や入金額の合計が把握できないことから、システムから個人別の情報をCSV形式でダウンロードし、それを加工して汎用ソフトにより貸付台帳及びその合計表を作成し、合計管理に使用している。

(共通意見 債-1) 債権管理システムの導入や改正を行う際には、調定された未回収債権だけでなく債権の一覧表も作成し、債権残高等の合計数値が把握できるよう、債権管理システムに必要な基本情報を定めることが望まれる。

### 6) 滞納

平成28年度時点での滞納者は6名であり、金額は2百万円弱である。

これらについては回収が非常に困難とまでは言えない状況であると判断されており、不納欠損処理は行われていない。滞納管理は、マニュアル等の規定に沿って適切に行われていた。

県としては、当貸付は看護職員を確保するために行う各種の政策であり、滞納回収については、マニュアルでは、回収することを第一の目的として行うことを原則としているが、それだけでは本来の政策意図は達成できないようにも思われる。

今後、平成 20 年から 27 年の間の貸付対象者が就業することで、返済者数が増加する。それに伴い、滞納件数が増える可能性が高くなる。この期間の貸付額は最高月額 10 万円で、返済期間は借入期間の 2 倍から 4 倍としている。このため、返済期間が長期化することもある。長期的な視点で県内の医療体制の充実を図るのであれば、滞納が発生する前に、きめ細やかな相談体制をとり、個別になるべく無理のない形で看護実務に従事してもらえよう、対応することが望まれる。

(意見) 延滞案件が発生しないような相談体制の構築と、案件に適時に対応するための体制づくりが必要ではないか、検討することが望まれる。

また、返済が開始した事例に対しても、県内に再就職すれば免除される制度を設けるなど、より柔軟な対策についても検討することが望まれる。

## (12) 医学生修学資金貸付金

管理部署：健康福祉部医務国保課 財源：県(ただし平成 27 年度までは国の負担あり)

### 1) 概要

香川県の地域医療を支える意欲に富んだ医学部生に対して、その修学等に必要な資金を貸し付けることで、地域医療を担う人材を育てることを目的とし、平成 19 年に創設された。

全国的な医師不足を解消するため、大学医学部の定員増加が行われ、香川大学でも定員増加を図った。その際に対象学生が地元に着し、実効性が高まるようにとの香川県の判断で、増加定員のうち一部について、県の支援を行うこととしたものである。

他県でも実施されている施策である。

### 2) 貸付条件等

#### ① 対象

香川大学医学部医学科推薦入試「県民医療推進枠」の入学者。定員 5 名で、出身県は問わない。

香川大学医学部医学科一般入試「地域医療推進枠」の入学者。定員 9 名で、出身県が、四国 4 県と岡山県の者。

これらの枠に欠員が生じた場合には、公募による選考を行う。上限は欠員の範囲内で、出身県、大学は香川県に限らない。

#### ② 貸付額等

貸付額は、月額 120,000 円であり、対象期間は、貸付を決定した年の 4 月から大学卒業月(最長 6 年間)である。

#### ③ 免除

医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始し、これを終了した後、引き続き、貸付期間の 1.5 倍の期間、香川県内の指定医療機関で勤務すると、返済は免除される。

#### ④ 返済

退学や大学卒業後2年以内に医師免許が取得できなかったとき、あるいは県内指定医療機関等での勤務条件を満たさなくなったときには、免除を受けられないことになり、一括での返済を求め、さらに10%の金利が付される。

10%の根拠は明確に記録されていないが、他の都道府県の例を参考に、県内での勤務を奨励する制度の趣旨により決定されたものとのことである。また、例えば金利が10%に上昇した場合には、当制度の趣旨は達成できない。

(共通意見 債-2) 貸付制度ごとに、金利の水準を決定した根拠を明確に示せるよう、記録する必要がある。

その金利については、今後金利が上昇した場合にも、制度の趣旨を踏まえて決定してることが望まれる。

例えば、公表された金利情報を用い、TIBOR+9%で丸い数字、などと金利変動に対応して決定意図を損なわないような算定式をあらかじめ決めておくことによることなどが考えられる。

### 3) 他県との比較

当制度は、香川県独自の制度ではあるが、他県でも医師不足の状況は共通しており、ほぼ同様の施策が実施されている。

返済免除の規定について、近隣県と比較すると、香川県では、医療機関は指定するほか、内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医以外を選択する場合は、県と協議をすることとしている。

産科医、小児科医の不足は全国的に報道されている。香川県でも不足するのであれば、例えばこれらの科については、指定医療機関以外の個人医院等への就労でも可とすることも考えられる。

香川県内の状況は、担当課で十分把握しており、県内の医療関連団体とも十分に協議し、免除の要件について決定されているが、他県の例も見ながら、継続的に検討することが望まれる。

(意見) 当貸付制度が県内医療のニーズに応えるものになっているか、関連団体との協議を含め、地域医療計画改定の都度などに検討する必要がある。また、検討を行ったことについて、文書にして保存することで、将来の施策決定にも資すると思われる。

### 4) 推移等

平成19年から、毎年14名程度に新規に貸し付け、6年間の在籍後、1.5倍の期間を勤務すると返済を免除される制度のため、現在のところ、毎年14名程度増加している。

年度	H24	H25	H26	H27
貸付件数(人数)	54	68	81	95
貸付金残高(千円)	216,000	300,960	390,960	503,280
貸付額(千円)	70,560	84,960	98,640	112,320
返済額(千円)	0	0	8,640	0

#### 5) 貸付事務

既入学の学生 14 名への新規貸付に関する伺い（平成 27 年 12 月 11 日付）を閲覧し、その関連資料、申請書等所定書類一式を閲覧し、貸付事務が規定等に沿って実施されていることを確認した。

#### 6) 管理状況

医学生修学資金貸付制度固有の管理システムはなく、担当課で汎用ソフトによる合計管理表と、個人別の貸付台帳を作成している。

県内医療機関への一定期間の就業により、免除を予定している貸付であるため、返済管理は数件にとどまると予測しており、今後は卒業後の就業状況を把握することが主業務になると考えられる。

#### 7) 返済

義務年限期間等の要件達成による全額返済免除は、平成 29 年度以降から順次行われることになる。

卒業生が指定医療機関には就業しないなどの理由による一括返済は、今までのところ平成 26 年度の 1 件のみであり、8,640,000 円の元金とその利子 2,679,079 円が一括で返済されている。

当制度は、県内で医療に従事する医師を確保するための施策であるが、医師一般の所得水準から考えると、貸付及び高率の利息により、就業をコントロールすることは難しいという意見もある。

地域医療に長くかかわってもらうためには、地域医療への関心をより高める教育が必要である。当貸付については、貸付決定時だけではなく、毎年面談により、貸付者の状況をヒアリングしている。これにあたり、対象学科での履修内容について、また医療機関での研修の在り方について、制度の実効性が保てるよう運営されているかについても、併せて検討する必要がある。もし課題があると考えられる場合には、大学側にも履修方法について検討を求める必要がある。

（意見） 就学生が地域医療に対する関心を持続し、またそれに必要な技能を習得できる履修内容が設定されているか、常時検討すること、またその検討内容を保管し、事後の事務に役立てることが望まれる。

### (13) かがわ中小企業応援ファンド事業資金貸付金・かがわ農商工連携ファンド事業資金貸付金

管理部署：商工労働部産業政策課 財源：独立行政法人中小企業基盤整備機構

#### 1) 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が地域中小企業応援ファンド融資事業及び農商工連携ファンド事業を開始したことを受け、外郭団体である（公財）かがわ産業支援財団で当事業を実施しているものである。



事業の財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの無利子借入金に県負担分をあわせて、(公財) かがわ産業支援財団に貸し付けたものである。

財団では、それぞれの資金の運用益により、ファンドの目的に沿った助成等の事業を実施しているとのことである。

それぞれの財源は、次の通りである。(単位：千円)

財源	かがわ中小企業応援ファンド	かがわ農商工連携ファンド
独立行政法人中小企業基盤整備機構	9,440,000	2,000,000
香川県	10,000	10,000
貸付額	9,450,000	2,010,000

## 2) 貸付条件

無利息であり、かがわ中小企業応援ファンドについては平成 29 年 9 月 24 日を期限として、かがわ農商工連携ファンドについては平成 31 年 7 月 26 日を期限として、全額一括償還される。

## 3) 管理状況

実施要領に沿って貸付手続きを行っている。

助成交付要領承認申請書 (H19.9.7)、貸付決定書 (H19.9.13)、貸付契約証書 (H19.9.25)、有価証券等担保差入書 (H19.9.27) を確認し、かがわ中小企業応援ファンド支援事業計画実施要領に沿って貸付事務が行われていた。

## 4) 検討事項

財団では、かがわ中小企業応援ファンドの運用益により、次のような中小企業向けの各種助成支援事業を行っている。①新規発掘・事業化支援(新分野等チャレンジ支援事業)、②研究開発支援(地域企業研究開発小規模助成事業)、③販路開拓支援(地域企業国内販路開拓支援事業、地域企業海外販路開拓支援事業)、④人材育成支援(ものづくり産業スキルアップ助成事業)、⑤生産性向上支援(ものづくり産業生産性向上支援事業) ⑤総合支援(成長のエンジンとなる分野支援事業、特定地場産業活性化ブランド確立支援事業、経営革新支援事業、創業ベンチャー・地域密着型ビジネス支援事業)

また、かがわ農商工連携ファンドの運用益により、新商品等開発支援事業や販売力強化・ブランド化支援事業に対し助成されている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド融資事業貸付期間は、平成 19 年度から 10 年間であり、平成 29 年度に償還する必要がある。今後、かがわ中小企業応援ファンド事業資金貸付金および、かがわ農商工連携ファンド事業資金貸付金償還後には、運用益財源がなくなることから、中小企業向けの資金助成制度のあり方について早急に検討する必要がある。

#### (14) 中小企業高度化資金貸付金

管理部署：商工労働部経営支援課

財源：国及び県（平成20年度以降、国が貸付額の80%）

##### 1) 経緯

独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく貸付制度であり、前身の制度は昭和48年から実施されていた。

##### 2) 貸付対象

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合や出資会社を設立して、工業用団地・卸団地、ショッピングセンター等を建設する事業や、第三セクターや商工会が地域の中小企業者を支援する事業に対し、資金と診断助言の両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が一体となって支援する制度である。

##### 3) 貸付条件

建設資金に対する貸付であることから、貸付期間は、20年以内（うち据置期間3年以内）、貸付限度額は貸付対象事業費の80%以内、金利は年利0.5%但し特別な法律の認定を受けた事業については無利子（平成28年4月1日現在）とされている。

経営状況の悪化により約定償還ができない貸付先に対しては、「経営改善計画書」及び「診断報告書」を作成し、一定の条件を満たせば、独立行政法人中小企業基盤整備機構の承認を受けて償還額を減額することや、最長で10年間最終償還期限を延長することができる。

##### 4) 推移等

近年の推移は次の通りであり、残高、件数ともに減少傾向である。直近の貸付は、平成22年度に実施した2件（丸亀町ABC街区アーケード、片原町東部アーケード）であり、それ以降、貸付は行われていない。

当制度の貸付対象である団地形成や商店街の環境整備、協同組合の施設集約化などの建設整備が時代の流れとともに終焉したことのほか、国の別施策として中小企業者向けの補助金の交付などによる資金助成制度が導入されていることによる。

返済期間が長いことから、近年の貸付は少ないものの、平成27年度の貸付先件数は13件である。

年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27
貸付金期首残高	百万円	5,610	4,758	4,099	3,337	2,642
新規貸付金額		0	0	0	0	0
償還金額		852	659	762	695	405
貸付金期末残高		4,758	4,099	3,337	2,642	2,237
残債権貸付金額		9,630	9,595	9,415	8,506	8,249
償還割合		%	50.6%	57.3%	64.6%	68.9%

##### 5) 管理状況

中小機構が作成している「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」等各種マニュアルのほか、県の「香川県中小企業高度化資金貸付にかかる担保等の基準」、税外未収金全般に対する対応方針に沿って管理されている。

汎用ソフトを用いて、管理しており、データ管理上の問題となる事項は見受けられなかった。

調定対象（当年度収納予定額）ごとの貸付債権管理台帳から1件を抽出し、確認したところ、当該管理台帳の調定額と償還金受入明細の償還元金額は一致していた。

#### 6) 延滞

回収延滞が発生しているものが1件ある。債権管理台帳を確認したところ、適時に電話による督促等を行い納付されており、規定等に沿って適切に対応されていた。

また、国の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則及び、香川県中小企業高度化資金貸付要綱によると、貸付期間は原則として20年であるものの、当初の最終償還期限の延長が必要と認められたときは、上限10年の延長が認められている。

平成28年度においては、貸付期間20年を経過し、償還期限10年延長するものが3件ある。定期的なモニタリングにより、貸付条件変更先については、中小企業基盤機構のアドバイザー派遣事業の活用など積極的な経営改善に向けた相談対応を行い、経営改善計画の検討・診断を実施している。また年度末には、貸付先の状況や担保資産の保全状況、県としての今後の対応方針を検討しており、債権管理にかかるプロセスが確立されている。3件はいずれも履行期限を延長することにより、返済負担を軽減し、回収可能額が増加すると判断されたものである。

#### 7) 課題等

中小企業高度化資金貸付金の貸付は、平成22年度以降行われておらず、現在は債権回収事務が主業務となっている。

比較的大規模な融資制度を担っており、その中に一部、最終償還期限の延長に伴うリスケジュール債権が発生している。引き続き、貸付金の回収に向けて、継続的な事業性の判断、助言による運営診断による支援を行うとともに、香川県中小企業高度化資金貸付にかかる担保等の基準等に基づく適切な担保評価を行うことが望まれる。

### (15) 小規模企業者等設備導入資金貸付金

管理部署：商工労働部経営支援課 財源：国及び県

#### 1) 経緯等

小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備投資導入を促進することを目的とし、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく制度融資として平成12年に貸付を開始したものであるが、平成26年度末に廃止され、現在は回収業務のみ実施されている。

## 2) 制度の概要

小規模企業者等が行う設備投資の1/2を上限とする無利子貸付制度である。適用要件として、連帯保証人2名以上や不動産担保が必要とする場合があるなど、一般の融資と比べると貸付条件は厳しかった。

貸付に当たっては、まず国から県へ貸付金の1/2の無利子貸付が行われ、県負担分を合わせて一般会計から中小企業高度化資金特別会計に拠出する。その後、特別会計から(公財)かがわ産業支援財団へ同様に無利子で貸付けられ、企業への貸付自体は同財団が行っている。

## 3) 推移等

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27
貸付件数(単位：件)	-	4	-	1	-
貸付額	-	80,300	-	9,800	-
貸付残件数(単位：件)	31	29	20	11	9
貸付残高	181,657	184,646	114,451	84,376	53,660
1件当たり貸付額	5,860	6,367	5,723	7,671	5,962
県からかがわ産業支援財団への貸付残高	431,811	368,450	257,954	174,510	112,520

## 4) 貸付事務

直近の貸付審査につき、平成26年度のサンプルを確認したところ、香川県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱に沿って、適切に実施されていることを確認した。

## 5) 管理状況

契約書に基づく設備資金貸付金償還計画表を作成し、(公財)かがわ産業支援財団からの債権回収を管理している。年度末に小規模企業者等設備導入資金貸付対象事業実績報告書、小規模企業者等設備導入資金貸付事業・設備利用状況報告書等により(公財)かがわ産業支援財団から報告を受ける。

これらは汎用ソフトにより管理されている。

## 6) 延滞等

現在の債権について、延滞しているものはないが、過去に回収ができなくなった債権について、財団に対して損失補てんが行われていた。

県と財団との間では、毎年、設備資金貸付事業損失補償契約書が取り交わされている。

これによると、財団が未収債権を償却し欠損が生じた場合に、財団の債権回収に故意または重大な過失がない場合において、県により損失補償されるというものである。

平成22年のサンプルを確認したところ、財団担当者への面談、契約関係書類、債権管理台帳、手形決済状況、経緯書、および破産関係書類を査閲により、損失補償調査調書を作成し、当該損失補償金を拠出に至っている。よって、損失補償の合理性を確認したうえで補填されていることを確認した。

新規融資はないものの、最終償還予定は平成 34 年 12 月であり、引き続き、(公財)かがわ産業支援財団と連携し、適正な債権回収を行う必要がある。

(16) 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金

管理部署：商工労働部労働政策課

財源：平成 8 年度までは国及び県 平成 9 年度から県

1) 概要

同和対策事業の一環として、昭和 62 年から平成 17 年まで、就労支援政策として実施された事業である。従来給付制度として実施されてきたものが、昭和 62 年から貸付事業とされ、平成 9 年から県単独事業として継続されていた。

その後、同和対策単独事業の見直しの中で、平成 14 年度に、返還期間を 20 年から 30 年に延長したうえで、貸付制度自体は終了した。それ以降は、回収業務のみを行っている。

2) 現況

平成 27 年度末残高は、2,212,345 円、65 件 56 名である。

昭和 62 年から今に至るまでの貸付、回収状況は次のようなものである。所得水準による 5 年間の返済免除規定が設けられており、貸付額に占める免除額の比率は高い。

								(単位：千円)		
項目	合計	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7
貸付残件数	211	11	48	31	26	14	12	9	12	9
貸付総額	16,097	573	2,491	1,802	1,699	1,272	931	588	1,329	758
返還免除額	12,851	528	2,301	1,712	1,429	1,048	797	558	1,034	607
返済額	1,035	31	66	42	197	160	10	0	62	14
貸付残高	2,212	14	124	49	73	65	123	30	233	137
うち滞納額	384	3	0	14	0	0	34	0	84	51
項目	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
貸付残件数	7	4	6	7	2	1	5	3	2	2
貸付総額	565	462	513	865	120	202	551	542	510	324
返還免除額	431	462	455	580	120	202	184	125	170	108
返済額	8	0	0	285	0	0	54	50	34	22
貸付残高	126	0	58	0	0	0	313	367	306	194
うち滞納額	117	0	0	0	0	0	11	70	0	0

3) 免除

当貸付は、ある年の所得が一定水準以下である場合、その翌年から 5 年分の返済を免除する。

平成 27 年度では、56 名について住民票を入手している。

免除要否の検討は、債権が残っている者のうち、免除期間 5 年の間にあるもの以外のものについてのみ行われるため、平成 27 年度では、7 名について調査を行っている。

県で作成した調査表に入力することで、適否が判定される。

平成 27 年度については、2 名について免除されている。

免除されない者については、一定の所得があるため、回収をより厳格にするべきであるようにも思われ、人権同和政策課と協議のうえ、回収事務にあたることが望まれる。

また、所得調査では、収入申告なし、というものについては免除該当と判断している。また、申告しているものについても、その後の修正申告や更正による所得増加には対応していない。

回収に関しては、厳格さには欠ける傾向があるが、そもそも 1 年の所得判定で 5 年間免除される制度であり、調査の結果、免除されることが多くなっている。

判定の後、免除することが決定した場合には、免除額や期間を記載した決定通知を送付するが、その後 5 年間は、特に通知はしない。このため、借りた側から見ると、返済すべき残高につき、自分で十分管理していなければ分からないことになる。少なくとも、次の判定の前年などに、残高の状況と、翌年判定を行うことなどについて、通知することが望まれる。

(意見) 債務者に現在の状況を通知し、債権の状況について認識を共有することが望まれる。

#### 4) 管理状況

貸付時点から今に至るまでの間に、良好な管理が行われていない時期があることが、現在の管理方法に影響を与えている。

例えば、平成 17 年度調定債権について、平成 28 年 5 月に催告を送付したが、内容が誤っていたため、6 月 14 日に再送している。相手先は 3 件である。

また、催告の発送はこの時初めて行われたことから、様式なども条例や細則等に指定がなく、担当課で作成したとのことである。このため、その後の催告書と比べると様式がまちまちである。

催告書には、延滞金について記載される。これについては、返済されてから、返済日までの日数で請求するが、もともとの納付期限がわからないものについては、延滞金が算定できないことから、金額は記入されていない。

管理部署が汎用ソフトで作成した台帳を使用しており、合計表は出力できるが、個人別明細の合計表は作成できない。

(共通意見 債－1) 債権の管理にあたっては、個別の貸付等の債権残高、回収額の合計額を把握する必要がある。

54 名について、台帳から残高を入力し、合計表と照合することを依頼したところ、一致していた。

(意見) 催告書の様式、管理台帳の残高を照合することなどについて記載した管理規程を定めることが望まれる。

### (17) 農業改良資金貸付金

管理部署：農政水産部農業経営課 財源：国及び県

#### 1) 概要

農業改良資金助成法に基づき、昭和31年度から開始された制度であるが、平成22年10月1日以降は、農業改良資金融通法に基づく貸付に移行し、貸付主体も日本政策金融公庫となったことから、県では回収業務及び貸付資格の認定業務のみを行っている。

貸付の財源は、国が3分の2で、県は3分の1を負担する。資金が回収されると、就農支援資金特別会計を通じて、財源に応じて一般会計への繰戻し、国への償還を行う。

#### 2) 残高

平成27年度末の残高は、23,782千円（18件）である。

#### 3) 管理状況

現在の貸付残高は、香川県農業協同組合を通じた転貸のみであり、実際の回収業務は同団体が行う。また、全件について、基金協会の保証が付されているため、回収不能による損害は発生しない。

債権の管理は、汎用ソフトを利用して行われている。年度ごとに香川県農業協同組合から残高確認が行われる。県でもこの書面により、県が管理している残高を確認している。

### (18) 就農支援資金貸付金

管理部署：農政水産部農業経営課 財源：国及び県

#### 1) 経緯等

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、平成6年度に開始された制度であるが、平成26年4月1日付けで廃止された。平成30年度までは、経過措置が設けられているが、現在は回収のみを行っている。また、農業者に対する貸付業務は、香川県農業協同組合及び香川県農地機構が行っている。

貸付の財源は、国が3分の2で、県は3分の1を負担する。

平成26年度から開始した新たな制度では、県は貸付業務を行わない。

#### 2) 残高

平成27年度末の残高は、香川県農業協同組合分が181,728千円（79件）、香川県農地機構分が7,239千円（4件）であり、合計額は188,967千円（83件）である。

#### 3) 管理状況

管理システムが平成26年度から使用できなくなり、汎用ソフトにより個別管理を行っている。回収業務は香川県農業協同組合及び香川県農地機構が行う。債務者から回収できない場合、香川県農業協同組合分は基金協会の保証が付されており、香川県農地機構分は香川県農地機構が負担する。

### (19) 沿岸漁業改善資金貸付金

管理部署：農政水産部水産課 財源：国及び県

#### 1) 経緯等

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、昭和 54 年に創設された無利息貸付制度である。経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等育成確保資金に対する貸付制度であり、当初は特に生活改善資金として、水洗トイレの普及や台所の近代化等の資金需要が高かった。借入の金利も高く、漁業者の生活環境の改善が遅れていたことも制度制定要因の一つであったとのことである。

#### 2) 貸付条件等

漁業者に対し、条件に合致する貸付について、無利息で融資する。

回収期間は貸付の種類、限度額によって異なり、2年から10年の範囲で償還期間が定められている。また、据置期間が1年から3年の範囲で設けられている場合もある。

全て国の要綱に沿って実施される貸付事業である。

#### 3) 推移

近年の推移は次のとおりである。

(単位：件、千円)

	H23	H24	H25	H26	H27
貸付件数	8	2	7	5	3
貸付額	24,580	4,060	38,360	57,660	3,320
償還額	19,713	19,112	16,666	26,504	26,870
貸付残高	82,151	67,099	88,793	119,949	96,399
次年度繰越額	126,317	141,399	119,735	88,599	112,189

平成 27 年度末に貸付残高がある件数は 30 である。

貸付件数は減少傾向にあるが、その理由としては次のようなものがあげられる。

- ・漁業者の高齢化により、資金需要が減少している
- ・水洗トイレや台所の近代化などの生活環境の改善はほぼ終わっている
- ・市場金利が低下しており、他の制度資金（漁業近代化資金）借入は利率 1.3%程度、県からの利子補給も考慮すると 漁業者の負担は利率 0.1%程度（金利情勢により変動）+保証料 0.5%程度で借入が可能である。
- ・沿岸漁業改善資金貸付制度を利用した場合、他の補助金は利用不可であるが、現在は省エネのエンジンを取得した場合半額補助が出る場合があるなど、他の借入制度を利用し、金利を負担したとしても、補助金との併用を考えたほうが有利な場合があり、利用件数が減少している。
- ・当貸付は無利子であることから、資金使途が限定されており、従来の機械の更新には使えない、などの制限がある。

#### 4) 貸付事務

伺書、貸付手続きを確認したところ、必要な資料はチェックリストを作成し、漏れな



く入手出来るように管理されていた。手続が、香川県沿岸漁業改善資金事務取扱要領に基づいて行われていることを確認した。なお、借用証書については、返済完了後返還している。

#### 5) 管理状況

管理台帳は、貸付年度ごとに作成されており、回収見込み額と実績が記載されている。残高についてそれぞれの年度の合計額と、債権総額が一致していることを確認した。

これらは汎用ソフトで作成されている。

回収は、香川県信用漁業協同組合連合会に委託しており、現在のところ滞納は発生していない。

### (20) 高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付金

管理部署：教育委員会事務局高校教育課 財源：県

#### 1) 経緯等

勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対する修学奨励費貸与に関する補助事業として昭和49年に開始されたものである。

当初は国からの補助事業として実施されていた。

#### 2) 貸付条件

県内に住所がある定時制課程または通信制課程就学者であり、世帯所得が一定額以下であるものに対する制度である。

貸付額は、月額5,000円、10,000円、14,000円/月額のいずれかから選択するため、最大で年間の貸付額は168,000円である。

返済期間は、貸付を受けた月数を通算した期間に相当する期間内とされている。

卒業により返済は免除されるが、卒業前に退学すると返済を求める。その際には、返済計画を策定し、契約書を作成する。返済する場合も無利息であるが、延滞利息の定めはある。

所得水準が一定以下の世帯の子弟の中でも、勤労学生などに対して、一定の教育水準を維持することで、高水準の労働力を確保するという国策にかなう制度である。最終学歴が中学卒、高校卒、大学卒ということが就労の条件とされる職種や企業が多いなど、教育水準により就労機会が限定されることから、経済的な事情により、教育を受ける機会を損なわれることがないように設計された制度である。

災害、疾病その他やむを得ない事情の場合は返済を猶予(原則1年最大5年)するとともに、心身の著しい障害がある場合は免除する旨の規定がある。返済義務が発生する場合とは、本人の都合により退学を選択した場合と考えられる。

貸付けた者に対しては、継続して修学できるような相談体制はとられている。

また、退学に至った場合にも、当制度を利用したために再修学が困難になるようなこ

とがあれば、制度設計についても、検討されるものと思われるが、現在のところ、そのような事例は発生していないとのことである。

### 3) 推移

最近の推移は次の通りであり、平成 27 年度末に残高のある貸付件数は 15 件である。

(単位：件・千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
貸付 件数	26	31	25	25	21
貸付額	4,228	4,340	4,214	3,682	3,500
債務免除 件数	13	12	9	8	11
債務免除額	5,068	4,648	3,416	2,464	4,060
返済 件数	3	3	1	3	1
返済額	756	252	112	308	126
貸付残高	4,788	4,228	4,914	5,824	5,138

### 4) 貸付事務

申請書、審査書類が添付されている資料について、条例等規則に沿っているか確認した。また、支給要件として本人の収入金額が 279 万円以下である、又は保護者の収入が非課税収入額の 1.92 倍以下である必要があるが、汎用ソフトにより申請者ごとに調書を作成し、要件に該当することを確認している。

### 5) 管理状況

回収管理は、汎用ソフトにより作成した個人ごとの貸付台帳により行っている。卒業により免除されるため、回収が必要になる場合は中途退学の場合のみである。件数が少ないため、残高の管理は汎用ソフトによっている。

### 6) 滞納

1 件のみ。香川県マニュアルに沿って管理されている。

## (2 1) 香川県高等学校等奨学金

管理部署：教育委員会事務局高校教育課 財源：県

### 1) 経緯等

平成 14 年度に、勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対する県の高等学校等奨学金制度が一般対策として新設され、国庫補助 (1/2 補助) を受けて、学年進行で実施することになった。

また、学業等に優れた生徒で経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に高校奨学金を貸与してきた旧日本育英会は、国の特殊法人等整理合理化計画により、平成 16 年 4 月 1 日に解散し、その業務は (独) 日本学生支援機構に承継されたが、旧日本育英会の高校奨学金については、平成 17 年 4 月から県に移管された。これに伴い、県の高等学校等奨学金は、従前の県の高等学校等奨学金、旧日本育英会の高校奨学金の 1

制度2メニューとした。さらに、利用者数や利用者の所得分布状況、国の交付金の見通し等を把握できたことから、平成18年から2メニューを一本化し、制度改正（旧日本育英会の奨学金の成績要件の廃止、生活保護基準を1.5倍から2倍に引き上げなど）を行った。

## 2) 貸付条件等

### ① 対象

貸付の条件は、以下のとおりである。

- ・高等学校、中等教育学校後期過程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等過程のいずれかに在籍していること
- ・県内に住所を有する者の子弟であること
- ・高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付金、日本学生支援機構奨学金及び母子父子寡婦福祉資金による貸付を受けていないこと
- ・世帯収入が一定水準以下であること

世帯収入の水準は、平成18年度に条件が緩和され、世帯全員の年間収入の合計額が生活保護基準の2.0倍以下とされている。

### ② 貸付額

貸付額は、国立又は公立か私立か、及び自宅通学か自宅外通学かによって異なり、月額5,000円から35,000円の範囲で選択できる。貸付期間は高等学校修学期間である。

### ③ 返済

返済期間は、貸付を受けた奨学金の額によって年賦の最低額が定められており、概ね6～15年の範囲で返済が行われる。例えば200,000円以下の奨学金の額であれば年賦の最低額は30,000円と定められており、返済期間はおおむね7年程度となる。

返済はその後大学等に進学した場合には大学卒業まで猶予される。

無利息貸付であるが、他の債権同様に、延滞すると県所定の延滞金を支払う必要がある。(年10.95%)

## 3) 推移等

貸付件数、残高の推移は次のとおりであり、平成27年度末に残高のある貸付件数は4,454件である。

(単位：件・千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
貸付件数	1,224	1,170	1,265	1,339	1,322
貸付額	331,794	318,891	343,139	362,837	357,617
債務免除額	-	-	722	981	2,951
返済額	112,703	151,059	175,659	201,786	214,102
残高	1,721,906	1,889,738	2,056,496	2,216,566	2,357,130

未収額 現年分	28,504	22,601	30,319	39,780	42,308
未収額 過年度分	22,122	36,460	42,846	53,335	66,123
未収額合計	50,627	59,061	73,165	93,114	108,431

貸付件数は、平成 16 年度と平成 18 年度に増加している。

育英会移管分については、全国総額 2,000 億円を配分することとされており、平成 17 年から平成 26 年の間に総額 1,394,182 千円が交付されている。

#### 4) 貸付事務

奨学金に関する条例施行規則及び取扱要領に提出書類の様式等や事務の詳細が定められている。

申請時の貸付金申込書、住民票謄本及び収入等を証明する書類及び決定後の借用証書、返還計画書、連帯保証人確認書が添付され、事務処理が行われていることを平成 27 年度ファイルの中から 2 件抽出し確認した。なお、貸付手続チェックリストを用いて担当者 2 名によるチェックを行い、手続に瑕疵がないように努めている。

また、奨学金は将来返済を要する貸付であることを貸付時に十分説明を行い、奨学金申込時に返済期間及び返済額を提示して、本人及び保護者に理解を求めている。

#### 5) 管理状況

残高及び回収管理は「奨学金管理システム」により管理している。

システム内には、個人別の管理台帳があり、住所氏名連帯保証人といった情報から、毎月の返済額及び返済計画が記載されている。

また、同システム内の返還台帳には返済計画表と実際の返済額が記載されており、滞納案件に関する交渉記録も合わせて表示される。督促状もシステムから出力される。滞納が発生した場合は翌月の 20 日頃に督促状が出力される。

管理台帳と債権総額を照合したところ、一致していた。

返還台帳から 1 件を抽出し、残高一覧の未収金残高と一致することを確認した。

#### 6) 滞納管理

納期限が過ぎたものは、奨学金管理システムで出力される。

これらの対象者につき、督促状を送付し納付を促す。支払忘れ等による場合はすぐ回収できるが経済的理由等から困難な場合には、滞納が続くこともある。その場合には、本人や保護者への電話による連絡を行い、必要に応じて納付書の再発行やいつまでに振込が行われるか等の確認を行っている。

また、連絡が取れない場合など回収が困難と思われるケースは、税務課に移管する旨を警告し、税務課との協議のうえ、同課に移管している。

県マニュアルに沿って業務を進めており、交渉の記録は管理システム内に記録している。

当制度は、最終学歴が中学卒、高校卒、大学卒ということが就労の条件とされる職種や企業が多いなど、教育水準により就労機会が限定されることなどから、経済的な事情

により、教育を受ける機会を損なわれることがないように設計されたものである。

また、当制度は、所得水準が一定以下の世帯の子弟に対しても一定の教育水準を維持することで、高水準の労働力を確保するという国策にかなう制度でもある。

しかし特にリーマンショック後数年間の就職難により、奨学金の返済が、その後の生活設計に大きな足かせになることが課題とされている。

また、扶養と学資の提供は保護者が行うことを前提として設計されているが、憲法が保護者に求める教育は義務教育までであることとは矛盾するともいえる。義務教育を終えた県民がより高度な教育を希望する場合には、県が責任を持って行う、という考え方もある。高等学校の学費の無償化はこのような考えにたって国の施策として実施されたものと思われ、この奨学金は、学費以外の教材費や生活費に充てられるものである。

県としては、滞納が発生した段階で一律に全額返済を求めることはせず、督促を行い債務者の状況に応じて回収スケジュールの相談を行い、場合によっては分割返済に応じる等の対応を行い、返済に負われて生活設計が困難になるようなことのないように配慮している。また、平成 27 年度からは、回収を開始する時点で、連絡をして状況を確認しているとのことである。

滞納に至った場合、個人ごとの事情や返済中の状況を把握し、例えば香川県の指定する活動に参加すれば一部返済を免除するなど、公平性を保ちながら、制度を利用したために生活設計が困難になるようなことのないよう、制度設計を常に検討することが望まれる。

## (22) 香川県大学生等奨学金

管理部署：政策部政策課 財源：県

### 1) 概要

香川県独自の奨学金制度として平成 23 年 3 月に設けられた。

(独)日本学生支援機構が行う第一種奨学金(無利息)・第二種奨学金(利息付)の奨学金制度等があるが、全ての希望者に対してはいきわたらないことから、年間 100 人程度に対して奨学金の貸与を行うこととしたものである。

修学の機会を与えるという奨学金制度の本来の目的のほか、県内における優秀な人材の確保を図ることも目的としている。

### 2) 貸付条件等

#### ① 対象、貸付額

次の条件を満たす者を貸付対象として、学校種別や、国立又は公立か私立か、及び自宅通学か自宅外通学かによって異なり、月額 30,000 円から 132,000 円(ただし、県内の大学院博士課程の場合)の範囲で貸し付ける。これは、保護者等が香川県に在住している高校生等であって、大学等に進学するものを対象とし、貸付金額は、(独)日本学生支援機構の第一種奨学金に準じて規定されている。

- ・大学生、短期大学生、大学院生、専修学校生(専門課程)、高等専門学校生(第 4, 5 学年)であること
- ・保護者等が県内に住所を有していること
- ・高等学校等での成績が優秀であること
- ・(独)日本学生支援機構の第一種奨学金のほか、香川県が実施する他の修学資金等の貸付を受けていないこと
- ・保護者等の所得金額が県の定める基準以下であること

貸付金額は、学校種別や、国公立か私立か、また自宅通学か自宅外通学かによってそれぞれ定められている額(低い額と高い額の2種類)から奨学生が選択する。さらに、県内大学等に進学する場合は高い方の金額に1万円を加算したものを選択できる。

## ② 返済

返済期間は、貸付総額に応じて年賦の最低額が定められており、奨学金の総額を年賦の最低額で除した期間(最長 20 年)を返済期間の限度として個別に決定する。概ね、貸付期間の3倍から4倍の期間となる。

例えば、大学4年間毎月45,000円を借りた場合、総額は2,160,000円であり、年賦の最低額は150,000円である。例えば22歳で卒業し、年賦180,000円の返済額と仮定すると、23歳から35歳までの12年間で毎月15,000円を支払うことになる。

## 3) 免除・猶予

死亡又は心身に著しい障害を受けた場合には支払いが免除されるほか、県内で居住し、就職した場合は一部免除する次のような制度が設けられている。

奨学生が卒業後6ヶ月以内に県内で居住、就業し引き続き3年間経過した場合、返還額の一部(15,000円×貸付月数(県内大学10,000円加算を受けた場合は25,000円×貸付月数))を免除する。3年経過するまで、一部免除部分は3年間返済を猶予し、確定した場合には免除する。

なお、地元定着の促進という観点から、返還免除の要件を卒業後6カ月以内の県内居住・就業としているが、今後本格化してくる4年制大学に進学している奨学生の卒業後の動向等をみながら、期間設定のあり方など当該要件の見直しについて検証・検討していく必要があるとの認識である。

平成24年度から開始された貸付であり、監査実施時点で免除決定者は2名である。

## 4) 推移等

制度創設以来の推移は次のとおりであり、平成27年度末に残高のある貸付は、472件である。

(単位：件・千円)

年度	H24	H25	H26	H27
貸付 件数	171	107	104	93
貸付額	108,172	167,852	213,888	234,413
債務免除額	-	-	-	-
返済額	-	-	2,874	6,762
貸付残高	108,172	276,024	487,038	714,688
未収額 現年分	-	-	65	108
過年度分	-	-	-	59
未収額合計	-	-	65	166

平成 24 年度は、平成 23 年度入学生も対象としたため、人数が多くなっている。

#### 5) 貸付事務

毎年 300～350 名程度の申込に対し、実際に大学等に進学する者が 100 名程度になるように、120～130 程度を内定する。

連帯保証人確認書が添付され、事務処理が行われていることを平成 27 年度ファイルの中から 1 件抽出し確認した。

また、奨学金は将来返済を要する貸付であることを貸付時に十分説明を行い、奨学金申込時に返済期間及び返済額を提示して、本人及び保護者に理解を求めている。

なお、平成 28 年 4 月に政策課に移管された業務であり、マニュアルやチェックリストの作成は今後行っていくとのことである。

(意見) それぞれの申請書が適正に審査されたことがわかるよう、チェックリストを作成することが望まれる。

#### 6) 管理状況

前に記した高等学校奨学金のシステムを修正して使用しており、管理条項は高等学校奨学金と同じ。

#### 7) 滞納

平成 24 年度に貸付を開始した制度であるため、まだ貸付中の者が多く、返還が本格的に開始していないことから、回収の対象者は限定されている。

なお、滞納に至った場合はもとより、返済が滞納する前に、本人の生活状況に応じた返済に係る相談ができる状況にしていく必要があると認識されている。

未収入金管理表を入手し、滞納額が債権一覧表と一致していることを確認した。

地元定着の促進という側面を考えると、県外に流出した若者の香川県への定着が必要であるが、今の制度では、卒業から 6 ヶ月を超えて県内に戻った場合には、返済免除を受けることができない。制度設計時に様々な検討が行われた結果、今の制度設計が行われているが、適宜制度改正が必要ではないかについても検討されるものと思われる。

## (23) 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金

管理部署：教育委員会事務局人権・同和教育課 財源：第一種 国 2/3 県 1/3

第二種 県単独

### 1) 概要

高等学校や大学等への進学する能力を持ちながら、経済的な理由により進学後修学が困難な県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟に対し、奨学資金を無利子で貸与することにより、社会において有為な人材の育成を図り、対象地域における住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする制度である。

昭和 38 年度に開始され、当初は返済を求めない給付事業であった。昭和 57 年度より貸付とされた。なお、当制度にかかる特別措置法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は平成 14 年度に失効し、その後県単独の制度として運用していたが、特別対策事業の見直しにより平成 17 年度末を持って廃止された。それ以降は返還及び免除の事務のみを実施している。

### 2) 現況

平成 27 年度末残高は、725,110 千円、1,038 名である。

最近の回収状況は次のようなものである。所得水準による 5 年間の返済免除規定が設けられており、貸付額に占める免除額の比率は高い。

(単位：千円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
債権額	1,026,370	957,146	902,017	843,156	789,750	725,110
返還免除額	51,460	55,012	39,589	33,639	34,240	42,989
返還額	15,642	14,211	15,541	25,222	19,166	21,651
未収額	1,316	3,200	3,823	5,038	5,685	6,015

### 3) 免除

当貸付は、平成 14 年 3 月末までの国庫補助対象であった第一種奨学資金（国 2/3、県 1/3）、第二種奨学資金（県単独）及び、平成 14 年 4 月から平成 18 年 3 月末までの新制度の奨学資金（県単独）の 3 種類が存在している。ある年の所得が一定水準以下である場合、第一種及び新制度の奨学資金はその年から 5 年分の返済を免除する。第二種は所得が一定水準以下の場合、全額を免除する。

免除を受けようとする場合には、高等学校等奨学資金返還債務免除申請書、世帯収入状況調書及び所得証明書の提出が必要である。

申請の受付は各市町が担当しており、県は入手した申請書を基に奨学資金返済債務免除調書を作成し、免除規定に合致しているかどうかを判断し、免除可能な場合は免除の通知を個別に発送するよう市町に依頼する。

### 4) 管理状況

債権の残高は、「地域改善対策高等学校等奨学資金貸与台帳」と、汎用ソフトで作成し



た「地域改善対策高等学校等奨学資金個人別返還状況表」により管理している。貸与台帳と管理台帳が一致していることを確認することで、入力ミスや誤りのないことを確認している。

回収については、台帳をもとに納付書を作成して債務者に送付している。入金については、会計システムの情報を管理台帳に入金として記載するとともに、台帳にも入力している。

未納がある場合は、月末締めで督促状を作成し、翌月 15 日ごろに発送している。紙面の台帳とエクセルで作成された台帳につき、1 件を抽出し金額が一致することを確認した。

残高については、期末時点の債権総額のプリントアウト等は残していないため、年度末残高と台帳が一致していることは確認できなかった。

(意見) 管理に使用する計算シートについて、少なくとも年度末時点の情報が後から確認できるよう、その時点の情報を保管する必要がある。

#### (24) 林業・木材産業改善資金

管理部署：環境森林部みどり整備課 財源：特別会計

##### 1) 概要

当資金は、国の制度に基づき、昭和 51 年から行われてきた融資である。林業・木材産業の経営改善等を図ることを目的とした貸付を行う。

国 2：県 1 で負担する特別会計への拠出を財源とし、特別会計で貸し付け事業が実施されている。

##### 2) 貸付条件等

対象は、林業及び木材関連業であり、新たな経営や生産方式を導入する場合などに貸し付ける制度である。

貸付利息は無利息であり、貸付限度額は、個人であれば 15,000 千円、企業 30,000 千円、森林組合など団体は 50,000 千円である。

返済は据え置き期間 3 年の後、最長 12 年間で返済する。

前に記したように、特別会計で実施される事業であるが、返済が進んだことから、平成 27 年度末の特別会計の造成額が 60,758 千円であることに比べ、貸付額は少額である。

##### 3) 推移等

平成 3 年から 10 年にかけて、小規模なきのこ栽培に関する貸付が散見され、1,000 万円台の貸付は 2 件のみである。

平成 27 年度末には、延滞債権 1 件と、27 年度の貸付 1 件の合計 2 件のみであり、債権残高は 8,132 千円で、うち延滞額は 132 千円である。

##### 4) 貸付事務

平成 27 年度の貸付 1 件について、国及び県の要綱に沿って貸付が実施されていることを確認した。

なお、7 百万円を超える貸付については、金融機関を経由して貸し付けられる。

このため、貸し付け要件に該当するかの検討、保証人、購入予定器具の見積りなどを添えて、県林業事務所から妥当という回答を得た後に、銀行に対して資金を提供している。

当制度は新規事業などを対象とするものである。貸付先は、従来から森林の整備はしているが、木材を出荷していなかったことから新規事業にあてはめて融資している。やや拡大解釈のようにも思われるが、合理的な範囲内と思われた。

事業計画を見ると、林業による年間収入は 120 万程度であることに対し、5 年間で毎年 160 万円ずつを返済する計画をたてており、貸付に関する事業計画としては、計画自体にやや問題があるように思われる。

購入機器の耐用年数が 5 年であることから、返済も 5 年間で行われるとのことであるが、林業の生産物である材木の生産までに要する期間が 60 年以上要する。5 年程度の短期間での収支が合わないのは止むを得ないことであり、その間林業を支えるためには兼業していなければいけないものではないとのことである。林業単独でキャッシュフローは成り立っていないが、上記の条件を勘案し、借入者の所得等を確認したうえで、回収可能と判断されている。

きのこの栽培のための貸付などでは、数年で回収できるものもあると思われるが、制度が本来目的としている森林の維持のための貸付業務は、相当大規模で常時収穫できる森林があるような業態でなければ、回収期間内でのキャッシュインは得られない。

このような状況下でも、林業を守るために、民間の金融機関では実施できない金融を担う制度であることから、むしろ、制度の目的に合致した貸付といえる。

管理部署でも、これらを総合的に判断し、貸付を実施している。

## 5) 課題等

当融資制度は、新規の事業開始等を対象とするものであり、林業のウエイトが高いとはいえない香川県では、きのこの栽培の開始など、小額な投資に利用されてきた経緯がある。

それも、平成 15 年度以降は、非常に利用が少なくなっており、平成 19 年度以降、平成 27 年度の 1 件まで貸付は実施されてこなかった。また、小額であることから回収期間も短く、平成 27 年時点では、滞納している 1 件 132 千円を加えても、8,132 千円の残高である。

この貸付に関する事業計画を見ると、林業の収入(所得ではない、総売り上げ)に対して返済額の方が多いため、林業は、融資の回収期間程度の短期間では事業として成立していない現況が伺える。

特別会計に造成された 60,753 千円については、このような理由から、長年使用され

てこなかったが、貸付先として森林組合等の団体への貸し付けることを想定しており、その際、融資額の最大額として想定している 5,000 万円程度の貸付を行っても、なお、小規模な貸付に対応できる水準とされている。

## (25) 獣医学生修学資金貸付

管理部署：健康福祉部生活衛生課 財源：県

### 1) 概要

通常の職員募集では獣医師職員が大幅に不足していたことから、平成4年に設けられた貸付制度である。

通常の職員募集で概ね獣医師職員受験者を確保できているため、平成9年以降、貸付希望者の募集は行っていない。

### 2) 現況

債権残高も平成22年度以降、ゼロである。

獣医学生5・6年生を対象に、月額84,000円を修学資金として貸し付け、貸し付け年数の5倍の年数を県職員として勤務すれば免除する制度である。

平成4年から8年にかけて14名に貸し付けられており、うち3名が県に就職せず、1名が途中で退職している。

貸付は最大2年であるので、最大10年を勤務すれば返済を免除される。

県の指定期間に就業しないと、全額の返済を求められる。就業後も年限を充たさず退職すると、一部返済を求める。

返済する場合には、借り入れた年数と同じ年数により返済することとされている。

### 3) 今後

平成22年で貸付金の償還は終了しているが、今後も獣医師職員が大幅に不足する可能性がないとは言い切れない事から条例を廃止せず、制度自体は残している。

古い条例であるため、延滞利息が14.5%であったり、月額84,000円は消費税5%を前提として計算されていたり等、現況と合致していないと思われる点がある。

(意見) 利用実績がないにもかかわらず、貸付制度を残しておくのであれば、制度の内容についても継続して検討することが望まれる。

## (26) 高松空港ビル株式会社

管理部署：交流推進部交通政策課 財源：県

### 1) 概要

高松空港ビル株式会社は、高松空港を運営する第三セクターである。空港ビルの設備増設などに必要な資金の一部は、香川県から貸付けられている。

しかし、これらの貸付金は、返済計画も立てられているものの、無利息であり、しかも年度末である3月31日にいったん返済されている。

このため、年度末に債権残高が残らず、透明性に欠ける問題取引と考えられる。

(指摘事項) 県から第三セクターに対する貸付金のうち、年度末に一旦返済させて債権として認識しない無利息の長期債権がある。

## 2) 現況

平成 27 年度末の洗い替え金額は 367,600 千円である。

借入により整備した施設の減価償却等に合わせ、資金の再借入額も、遞減している。

平成 28 年度末の金額は 326,600 千円の予定とされており、平成 31 年度には完済予定である。

## 3) 管理状況

第三セクターの運営状況を見て、返済予定を早めたりしているとの事である。

平成 26 年度末の当法人の流動資産現金預金残高は 417 百万円であり、売上 866 百万円の半分近くの水準である。

継続して利益を出しており、自力での調達も可能と思われる。第三セクターとはいえ、株式会社の形態をとっていることから、県から供与された利益は、他の株主にも帰属する。無利息で貸し付けられる要件は厳しく設定される必要があり、また、その結果は県民に公表されるべきである。

県は、キャッシュフロー計算書等も作成させ、資金計画を検証するなどの方法で、県民に説明可能な貸付事務を行うべきであった。

項目	平成 3 年～31 年返済合計額 (千円)
旅客ターミナルビル増築	13,814,400
5 番スポット固定橋・P B B 増設	1,610,600
6 番スポット固定橋、コンコース、 P B B 増設	2,367,200 3,852,600
3 番スポット P B B ダブル化	1,186,800
合計	22,831,600

## V 無体財産権

### 1 概要

#### (1) 性質

地方自治法第 238 条 1 項では、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を公有財産としている。

これらの形のない資産に関する権利を無体財産権という。

#### (2) 監査の要点

香川県が資産として管理している無体財産権は、特許権、著作権、商標権、育成者権の 4 種である。

これらは全て知的財産権であり、それぞれの法令等に基づき登録などの手続きを行

うことで権利が保全される。

それらの手続きは、登録料などの支出を伴うため、登録等を行うか否か、更新するか否か等を、判断する必要がある。また、無体財産も他に利用させることが出来るが、その条件や範囲は、資産の性格や県が資産を保有する目的（政策）に合致している必要がある。

また、公有財産であることから、目的に沿って活用されることが期待される。

このため、監査の要点としては、

- ・無体財産権は、適切に保全される手続きが行われているか。
- ・登録・更新を行う対象は、適切に選定されているか。
- ・無体財産権の利用対象、条件は適切に判断されているか。
- ・無体財産権は、取得の目的に沿って、適切に活用されているか。

## 2 商標

### (1) 概要

#### 1) 概要

商標権は、商標法に基づき、指定商品又は指定役務について登録商標の使用を独占し、その類似範囲についての他人の使用を排除する権利である。商標が他人に無断使用されるおそれがあるときは、商標登録して商標権を取得しておくことが望ましい。そうすることにより自らの継続的な使用が確保され、他人による商品サービスに対するただ乗りを防ぐことができる。

特許庁へ商標登録出願（申請）をした後、登録要件を満たしているか否かの審査を経て商標原簿に商標の設定登録が行われるという行政手続きを経ることにより、商標権が発生する。

登録することにより、その商標を使用する者に対し、使用を差し止めることができる。差し止めに応じない場合には、損害賠償の請求も可能である。

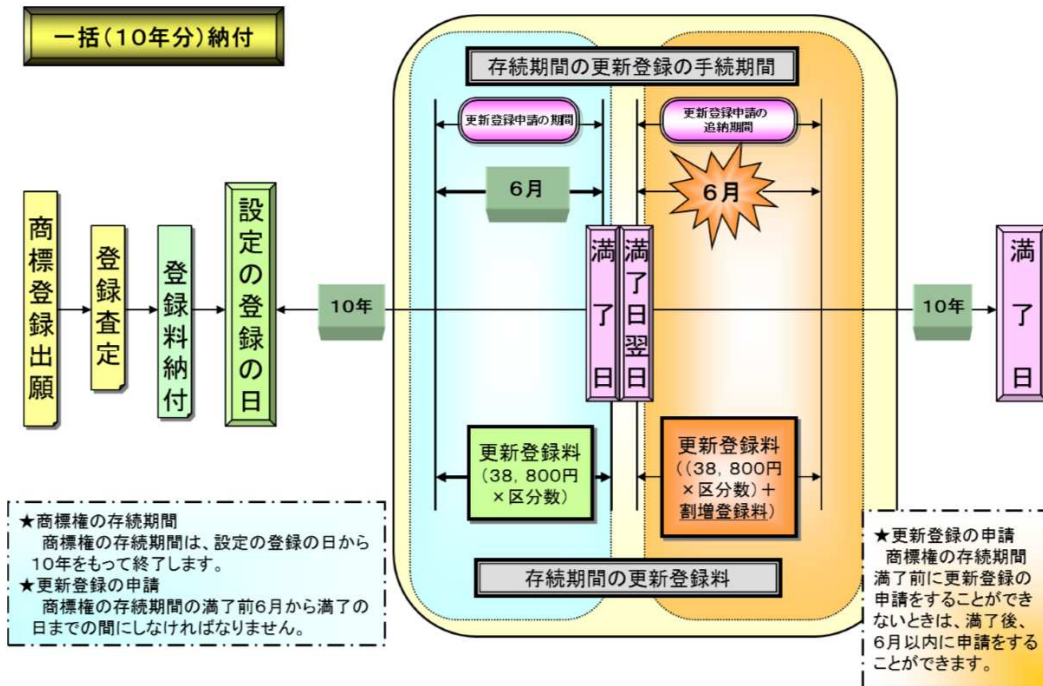
商標権の存続期間は10年であるが、登録時に半分の費用を支払い、5年経過時に継続するか否かの判断をすることも出来る。なお、更新手続きは存続期間満了の6ヶ月前から満了後6ヶ月後まで可能であるが、満了後6ヶ月については、割増登録料が発生する。

商標登録は、45種の商品・サービスに区分され、1種あたりの費用は10年であれば37,600円、5年分半金納付の場合、21,500円である。

分類	10年	5年
設定登録	37,600円	48,500円
更新登録	21,900円	28,300円

どのような場合に商標登録するのか、について、県では統一的な基準は定められていない。設定、更新ともに、各担当部署で判断している。

(参考) 商標登録・更新登録の流れ



出所 特許庁審査業務部審査業務登録室資料より抜粋

2) 海外の商標権

前に記した商標登録は、日本国内での使用に関するものであり、「青森りんご」が他国企業により、中国で登記されたことが話題になった。「讃岐」も台湾で商標登録され、県の地元組合などが異議を申し立てたという報道もあった。香川の他国での不正な利用を防ぐためには、その国ごとの制度に基づき、商標登録をする必要がある。

3) 著作権との違い

著作権も商標権も、どちらも知的財産権であるが、著作権は、作品を完成させたときに自然に発生する権利であって、著作権法上の著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものをいう。

著作権には、登録ということがないのに対し、商標権は、特許庁に出願し認定登録されてはじめて認められる権利である。

商標制度の保護法益が出所識別、品質保証及び宣伝広告等であるのに対し、著作権制度は、伝統的には創作者の個性の表現を保護法益とするものである。

上記のように両制度の保護法益は異なっており、厳密には、著作物の対象とするもの(思想・感情等)と商標の対象とするもの(出所指示等)との間には関係はないとされる。

しかし、キャラクターなど、著作物が商標として用いられる場合、保護法益は異なる

とはいえ、保護される内容は結果的に類似することになる。

著作権が保護される期間は50年と限られるが、商標権は、10年ごとに更新を繰り返せばいつまでも保護される。著作権侵害については、著作権の存在を知らずに偶然似てしまったという弁解が許されうるが、商標権侵害については、既に商標登録されていることを知らなかったとしても、使用の差止めを受けることになり、場合によっては損害賠償責任を負うことになる。その意味で、商標権は、著作権より強い権利といえる。

#### 4) 香川県の商標権

香川県の財産台帳に記載されている商標権の登録数は21である。

No.	名 称		登録年月	有効年月	区分数	
1	県立保健医療大学学章		H11. 9. 24	H31. 9. 24	1	
2	県立保健医療大学キャラクター		H28. 2. 5	H38. 2. 5	1	
3	うどん県 関連	うどん県の名称	H24. 8. 24	H34. 8. 24	3	
4		うどん県県章	H24. 12. 7	H34. 12. 7	3	
5		うどん県観光課係長「うどん健」イラスト	H24. 12. 7	H34. 12. 7	3	
6		うどん県県章(単色)	H24. 12. 7	H34. 12. 7	3	
7		「うどん県それだけじゃない香川県」	H24. 12. 21	H34. 12. 21	3	
8		うどん県検索バーと地図	H24. 12. 21	H34. 12. 21	3	
9		うどん県に関する商標登録(中国)	H25. 6. 28	H35. 6. 27	3	
10		うどん県に関する商標登録(台湾)	H25. 3. 16	H35. 3. 15	3	
11		香川県産業交流センター	シンボルマーク	H9. 7. 4	H29. 7. 4	1
12		ー(サンメッセ香川)	ロゴタイプ	H9. 7. 4	H29. 7. 4	1
13	香川県社会福祉総合センターシンボルマーク商標権		H10. 2. 6	H30. 2. 6	1	
14	農産品関連	さぬき讚フルーツ	H24. 8. 3	H34. 8. 3	1	
15		さぬき讚フルーツ(ロゴ)	H24. 12. 7	H34. 12. 7	1	
16	農産品個別	さぬきキウイっこ	H25. 3. 29	H35. 3. 29	3	
17		食べて菜	H24. 3. 16	H34. 3. 16	2	
18		おいでまい	H23. 12. 16	H33. 12. 16	1	
19		かがわオリーブオイルプレミアム(マーク)	H27. 3. 20	H37. 3. 20	1	
20		かがわオリーブオイルスタンダード(マーク)	H27. 3. 20	H37. 3. 20	1	
21	ART SETOUCHI		H22. 12. 3	H32. 12. 3	6	

#### 5) 検討事項

##### ① 登録

香川県章や公立高校の校章など、登録されている商標に類似すると思われるものでも登録されていないものが多い。これらについては、著作権において保護されると

思われる。

個別に登録の判断根拠を確認したところ、著しく不相当と思われるものはなかったが、逆に商標登録すべきであるものが漏れていないことは確認できなかった。商標登録するものの判断基準については明確とはいえない。

また、別項で記載しているように、現在のところ、香川県で著作権として管理されているものは、有償で取得したソフトウェアなどに限定されている。

現在のところ、これらの管理は財産経営課においてとりまとめている状態であり、商標登録すべきものが漏れていないかという確認は行われていない。

(意見) 商標登録をするべきものが漏れないような仕組みづくりが必要であると思われる。それにあたってはまず、香川県に著作権があると思われるマークなどをリストアップすること、次に、商標登録を検討すべきケースを目安として定め、リストアップしたものの中から商標登録すべきものがないか、について検討することが望まれる。

リストアップするにあたっては、現在登録されている商標等を参考にすることが適当と思われる。

また、何を商標登録するかについては、知財戦略(ブランド戦略)の一環として判断されるものである。うどん県関連、ART SETOUCHI、農作物関連などは特に戦略的なブランド化を目指すものであるが、それぞれの部署で判断されており、マスタープランのようなものは策定されていない。例えば、農作物については、愛媛県では一貫して「えひめ産には愛がある」を使用しているが、香川県ではこのような統一ブランドや長期的な視点にたったブランド戦略が確立されているといえるまでには至っていない。

ブランド化と知財戦略について、県としての知財戦略のマスタープランを確立することが望まれる。

## ② 更新

登録された商標についても、更新時には更新の可否を検討する必要がある。

## (2) 個別の権利

### 1) 県立保健医療大学学章 (No. 1)

管理部署：健康福祉部医務国保課 保健医療大学

#### ① 制作 (取得)

文書の保管年限が経過しており、当時の契約書が存在しないため、制作の範囲などは不明であるが、担当課保管の書類によると、県立医療短期大学設立準備室が、平成10年度予算で「香川県立医療短期大学(仮称)校章デザイン制作業務等委託」として、委託料840千円で契約し、制作されたものである。

#### ② 登録

担当部署の商標に関する考え方は次のとおりであり、妥当と思われる。



商標は、商品を購入し、あるいは役務（サービス）の提供を受ける需要者が、その商品や役務を誰が提供しているかを認識可能とするための標識であり、大学であれば、教育研究という役務の提供者ということができ、その提供に際して、学章等の商標を付して使用する。一般の者は、その学章等の商標を見ることによって教育研究という役務を誰が提供しているのかを認識し、提供を受けたい役務を選択することが可能となる。役務の提供を継続することにより、大学のブランドは一般に広く知られることとなり、その役務の質が一定以上のものであれば、業務上の信用力（ブランド）が生まれ、財産的価値が備わるようになると思われる。

本学章を商標として登録しなかったことにより、他者が同じ又は類似のデザインを登録してしまった場合、大学としてのイメージそのものが侵害され、卒業生や学生をはじめとした関係者へのダメージ、さらには使用料を請求されるような事態が発生すること、制作に要した経費を考慮して、県の財産として登録したものである。なお、私立大学はもとより、国立大学でも、平成 16 年 4 月の国立大学法人化に伴い、76 校（率にして 88.37%）が、公立大学でも本学を含め 33 校（率にして 37.08%）が商標登録している状況にある。（平成 28 年 12 月時点）

### ③ 使用状況及び管理方法

本学章は、大学のシンボルマークという性格から、外部者の利用を想定しておらず、そのため使用許可手続きは設けられていないとのことである。大学関係者以外の使用状況については、商標登録により保護されていることから、具体的な調査は行われておらず、また、使用されたという風聞もないとのことである。実際には、卒業証書、教職員の名刺、身分証明書、封筒や報告書をはじめとした各種印刷物、近隣の道路標示への使用のほか、国際交流事業に伴う相手方大学等への土産物としてマグカップや文鎮にも使用されており、大学を示すシンボルマークとして広く使用されており、一定のブランド価値はあるものと考えられている。

なお、第三者が不正に使用する事例が生じた場合には、商標権により対抗措置をとることになるが、これまで権利を侵害された事例はないとのことである。

### ④ 更新

現在の状況や他大学の状況を考慮すると、これらの状況に大きな変化がなかったことから、更新する意義は一定あったものと思われる。今後の更新時にも、その都度決定されていくものと思われるが、登録の異議が上記の考えに基づくことから、更新を原則として、諸条件を考慮して決定されるものと思われる。

## 2) 県立保健医療大学キャラクター (No. 2)

管理部署：健康福祉部医務国保課 保健医療大学

### ① 制作（取得）

平成 27 年度に、大学の教職員及び学生からの公募により、学内審査を経て決定し

たものであり、デザインそのものの委託料は発生していないが、デザインの最終調整費用や権利登録等を含め、296千円を要している。

なお、採用後の権利帰属は、大学にあるものとされている。

## ② 登録

本キャラクターを登録しなかったことにより、他者が同じ又は類似のデザインを登録してしまった場合、当大学が使用できなくなるリスクや損失を総合的に勘案し、県の財産として商標登録することとされたものである。

なお、平成28年12月時点で、国立大学では、全学統一したキャラクターについては19校（率にして22.09%）、それ以外にも、例えば、学部や学科、学内の一部機関等のキャラクターとしては、かなりの数が、公立大学でも本学を含め9校、（率にして10.11%）が商標登録している状況にある。

## ③ 使用状況及び管理方法

本キャラクターについては、オープンキャンパス等で配布する文房具（製作費200千円）に使用されており、今後は、大学の後援会や同窓会により、キャンパスグッズ等として販売することも検討されているとのことである。関係者による利用のみを想定していることから、商標の使用料を取ることもないと考えられ、利用に関する規定等は定めていない。

（意見） 商標の利用について、大学自身以外の者についての利用も想定しており、大学の関係者の範囲など、使用許可の条件については、あらかじめ定めておくことが望まれる。

また、本キャラクターは、制定されて新しいものであり、認知度も低いものの、これを利用しようとする悪意の第三者がいないとは限らない。

なお、第三者が不正に使用する事例が生じた場合には、商標権により対抗措置をとることになるが、使用を始めて間もないこともあり、これまで権利を侵害された事例はないとのことである。

しかしながら、リスクマネジメントとして、商標登録は有効な手段と判断されている。

## ④ 更新

まだ登録されたばかりで、更新についてはその時の状況によって判断されると思われるが、悪意の第三者が考えられることや他大学の状況を考慮すると、更新する意義は一定あるものと思われる。

### 3) うどん県関連商標 (No. 3~10)

管理部署：交流推進部観光振興課

#### ① 取得

「うどん県。それだけじゃない香川県」プロジェクトのプロモーション映像は、「誰

もがアート驚く香川の映像制作」委託業務により制作されたものであるが、平成 23 年の公開時には世間の話題を大きく集め、大分県が温泉県を名乗るなど、〇〇県ブームも引きおこした。

商標の制作費は、映像制作委託費の 23,271,150 円に含まれている。制作費明細等も入手していないため、区分することはできない。

委託契約書を閲覧し、イラスト・ロゴの著作権が県に帰属することを確認した。

## ② 登録

プロモーション映像の中で使用されたロゴ等は、県産品の販路拡大や地元企業振興のためにも、自由に利用可能とされた。

実際にこれらを利用した商品も多く見られるようになったところ、悪意のある者により、うどん県関連ロゴを先に商標登録され、他者の使用を排除する可能性等を考え、県による商標登録が必要と判断されている。

登録したロゴ等は 6 種であり、食品等の第 30 類、企画旅行等の第 39 類、宿泊関連の第 43 類に登録している。

これらの範囲は、全て専門家と相談の上、登録にかかるコストも考慮し、観光振興関連に影響すると思われる区分を決定したとのことである。

また、高松空港の国際路線や諸外国との交流状況なども考慮し、「うどん県」については中国、台湾でも登録することとされたとのことである。

商標登録時の伺い、登録に関する委託契約書、登録証コピーを閲覧し、登録事務が適正に実施されたことを確認した。

決定過程等は明確に文書で残されていないが、商標登録の伺い等に記載された内容と整合しており、不相当と思われる点はなかった。

登録に関する歳出額は、国内登録については、出願料及び登録料等で 867 千円、海外については、商標調査及び登録料を含む委託料 1,140 千円であり、平成 23 年度から平成 25 年度に支出されている。

## ③ 使用状況及び管理方法

### イ 使用手続き

香川県公式観光ポータルサイト「うどん県旅ネット」には、使用条件は記載されているが、利用者情報、使用目的等を入力すれば誰でもダウンロードできる。

ロゴ等のダウンロードにあたっては、「香川県の信用や品位を損なう恐れがある場合」などには使用できないという使用範囲に関する注意が記載されており、それに同意しなければダウンロード画面に進めない仕組みになっている。

元々観光振興のための情報発信を目的としており、使用料等も徴収しないことなどから、事後のモニタリング及び、使用件数や目的などの集計や分析は行っていない。

ポータルサイトは平成 28 年 2 月末にリニューアルされており、それ以降後のダ

ダウンロード件数は平成 28 年 7 月 21 日時点で 167 件である。

(意見) うどん県関連商標について今までのところ、不適当な使用に関する情報提供はない、とのことであるが、商標登録の目的を考えると、何等かのモニタリングは必要であるように思われる。また、多額の制作費を要したプロモーションの一部であることを考えると、使用件数の集計、分析を行い、プロモーション効果を測る一つの目安とすることが望まれる。ブランド戦略としても必要と思われる。

#### ロ 利用者情報の管理

ポータルサイトの管理画面には、申請順に番号が付され、申請者が入力した情報が一覧表示され、担当者が確認するとチェックマークが入る仕組みになっている。

管理画面をプリントアウトしたものを閲覧したところ、極めて最近の利用を除き、ダウンロード者情報には担当者により確認されたチェック印が付されていた。

ポータルサイトのリニューアル前の商標等の利用状況は、データとして県により保管されているものの、それを取り出して利用できる状態にするためには、別途、委託による作業が必要とのことである。

(指摘事項) 商標等の利用データ自体は、県で保管されているものの、適宜データを確認することはできず、適切な管理状況であるとはいえない。本来は、移行前に紙媒体にプリントアウトする、などの方法で保管されるべきであった。

適宜データを確認できるような管理体制を整備するべきであった。

#### ハ 更新

更新については、更新時期の利用状況などを見て判断するとのことであり、妥当と思われる。広く利用を促すものであり、更新時期の利用度合い等が判断基準になるとと思われる。

#### 4) 香川県産業交流センター (サンメッセ香川) シンボルマーク及びロゴ (No. 11, 12)

管理部署：商工労働部経営支援課

##### ① 取得

香川インテリジェントパーク内にある総合コンベンション施設名称であるサンメッセ香川 (香川県産業交流センター) のシンボルマーク商標権およびロゴタイプ商標権である。「メッセ」とは、ドイツ語で「見本市」を意味している。

県は無償で取得している。

##### ② 登録

平成 17 年 4 月 1 日から指定管理者制度への移行に伴い、サンメッセ香川の管理者であった財団法人香川県産業交流センターが解散し、香川県において 4 つの商標権を無償譲受した。

平成 19 年 3 月の更新に際し、保護すべきと考えられた 2 つ (シンボルマークとロゴ) のみを更新した。

③ 使用状況及び管理方法

当該商標権は、指定管理者による指定管理業務上の使用に限定しており、ホームページ、パンフレット、利用の手引き、館内案内図、敷地内看板、インフォメーションボード、入口付近のマット、会議室の窓、サンメッセ香川職員の名刺、封筒、紙袋に利用されている。

他者により使用されていないかについては、指定管理者が監視しているが、今のところ不正使用等の事実は把握されていない。

④ 更新

サンメッセ香川の施設が維持管理される間は更新することである。

平成 29 年 7 月に 10 年間の期限を迎えるため、来期予算化（更新手数料等 81,400 円）し更新する予定とのことである。

商標権証書や納付受領書、課内決裁文書等を閲覧したところ、ファイルに適切に綴じられていた。商標登録の更新に関する引継事務も適切に行われる体制にあることを確認した。

5) 香川県社会福祉総合センターシンボルマーク (No. 13)

管理部署:健康福祉部健康福祉総務課

① 取得・登録

平成 8 年に、当時香川県の施設のシンボルマークを複数手がけていたデザイナーに、随意契約により 515 千円で制作した際、商標登録出願し、平成 10 年に商標権を取得している。

このほか、当初の登録には、弁理士への報酬と登録手数料が支払われている。

② 使用状況及び管理方法

現在は、社会福祉総合センターの外観のシンボルマークの他、建物内のオブジェ、壁面のデザイン、パンフレット、職員の名刺に利用しており、他者への使用許諾は行っていない。

当該商標は施設のシンボルマークという性質で、そもそも販売して収益を得る目的に利用するものではない。また、現在のところ、他者による不正利用については確認されていない。

(意見) 県費により制作したものであることから、悪意の第三者による利用を防ぐため、念のため商標登録しておく、という考え方も有りうるが、当商標は、そもそも販売して収益を得る目的に利用するものではなく、また、悪意の第三者が商品や役務に利用することは考えづらいため、経費を伴う商標登録を行う理由が説明できないように思われる。

よって、次回継続にあたっては、再度登録継続の可否について検討することが望まれる。

③ 更新

平成 19 年に更新されたため、まもなく 2 回目の更新時期を迎える。前回に引き続

き県職員が自ら手続きを行う予定とのことである。

前に記したように、更新の必要性について、検討することが望まれる。

## 6) さぬき讚フルーツ (No. 14, 15)

管理部署：農政水産部農業生産流通課

### ① 取得

県産の農産物・加工品については、従来「Kブランド産品」というブランドで展開していたが、よりブランド力を高めるために、品質基準をクリアしたもののみを認証する新たな認証制度が検討され、平成23年に制度導入が決定された。

同年11月から、県庁内及び香川大学農学部において新ブランドの名称を公募し、「さぬき讚フルーツ」が選定された。

また、企画提案方式により、ロゴの制作に係る業務委託契約が公募されており、公募関係書類の写しを入手し、プロセスを確認した。

公募により選定された業者と平成24年6月に業務委託契約書が締結されており、委託契約の金額は、150万円であった。

### ② 登録

県産品のうち、一定の水準を満たすと認証したものを拡販するためのブランド化であり、当然に商標登録されるべきものである。

商標登録の区分については、第31類（加工していない農産物等）であり、区分の選定理由等は、伺いにより確認した。

### ③ 使用状況及び管理方法

平成24年4月に「『さぬき讚フルーツ』推奨制度実施要綱」を策定し、要綱に基づく認定を受けた者が当該商標を無償で使用することができることとしている。

なお、使用許諾契約は締結されていないが、当該要綱の条項に使用条件が記載され、これに基づく認定通知書等により、商標使用の条件等を明示している。

現在、33団体、3個人が認証を受けており、年に1度、全生産量、基準を満たすものの数量等を報告させているほか、毎年全団体に立入調査を実施している。

要綱に指定した商品は「香川県産の果実、香川県産のキウイフルーツ」であり、加工品は指定されていない。このため、加工品に「さぬき讚フルーツ」の名称やロゴを使用することは自由にできることになるが、「さぬき讚フルーツ」の要件を満たさない果物等を主原料とする加工品に「さぬき讚フルーツ」の名称を付すことは、景品表示法等により規制されることになるとと思われる。

加工品についても指定商品とするかどうかは、県における農産物の普及振興策全体の中で考えるべき問題であり、これらの加工品についてはあえて名称やロゴの使用を規制せず、民間の創意工夫に任せた方が結果的に普及振興に資するとも考えられる。したがって、指定商品を見直す必要までは認められないと考えられる。

#### ④ 更新

更新時の使用状況等を勘案して更新の可否を決定すると思われる。

### 7) 農産品個別商標 (No. 16~20)

管理部署：農政水産部農業生産流通課

#### ① 取得・登録

農産品について、登録されている5種のうち、3種は種苗に関する商標であり、2種は加工品に関する商標である。

種苗の品種名に係る商標については、種苗の開発等のプロセスを経て(育成者権の項を参照)、一部が商標登録の対象とされている。

現在、個別の品種のうち商標登録されているものは、さぬきキウイっ子、食べて菜、おいでまいの3種である。

商標登録の目的・経緯は様々であるが、例えば種苗法に基づく育成者権のみの保護であれば、25年の存続期間失効後は自由に名称を使用することができてしまうため、必ずしも名称保護としては十分とはいえず、商標権による保護を図る場合があり得る。また商標権であれば、加工品等も対象とすることができることから、ブランド化を図る上でも適切な場合がある。

他方で権利保護(県による独占)の存続期間が長い方がよいとも限らず、商標登録をするかどうかはブランド戦略との兼ね合いで決められている。

なお品種名について、過去には商標権で保護するという発想は一般には認知されていなかったが、「あまおう」が先鞭を付け、香川県でも商標権による保護は平成22年以降に行っている。

農産品にかかる権利保護の基本的な考え方は、文書による規定はなく、あくまで個別判断であるが、次のような段階に区分できるように思われる。

- ・開発段階：育成者権で保護する。
- ・普及段階：商標権での保護を検討する。
- ・ブランド化段階：認証制度で普及を図るとともに、認証に係るロゴ等を商標登録する。

これにより作成され、商標登録されたロゴは、かがわオリーブオイルプレミアム、かがわオリーブオイルスタンダードの2種である。

ロゴについては、平成26年6月から9月までの間、一般を対象とした公募が行われ、最優秀作品として選ばれたものが商標登録された。

個別品種のブランド化と知財戦略について、一般的な要綱等は作成しにくいようにも思われるが、県としての知財戦略のマスタープランがあってもよいと思われる。

## ② 使用状況及び管理方法

### イ 認証制度に係るもの

認証を受ければ、無償でパッケージなどに使用することができるものとしており、使用許諾料等は得ていない。

### ロ 個別の品種名に係るもの

文書による判断基準はなく、個別判断による。

現状においては、使用許諾の実績は無く、使用許諾や使用料に係る規定も作成していない。商標登録の主たる目的は使用料収益ではなく、生産者や販売者による有利販売が究極的目的である。商標権の対象に加工品などが含まれるものもあるが、県が有する商標についてホームページで一覧できるようにするなどの措置はとられておらず、県民等が誤って商標権を侵害してしまうような可能性があるように思われる。

例えば、「さぬきキウイっ子」の商標は「キウイフルーツを使用した菓子」も指定商品としているため、菓子業者が「さぬきキウイっ子のゼリー」などという名称の商品を販売すると、県の商標権を侵害することになる。

このような場合には、商標権の保護と、県産品の普及振興の双方の観点から問題があると思われる。

(意見) 県産品が普及の過程で、県民が誤って県の商標権を侵害することがないように、県が商標権を有しているものについてはその旨を広く県民等に知らせるとともに、適切に普及振興されるようにする必要があると思われる。

香川県がホームページからダウンロードして利用するタイプのロゴについては、「香川県で x x について商標登録しております。」のような記載を加えることが望まれる。

また、名称のみ商標登録しているものについても、同様に、県民に広く知らせることが望まれる。

### ハ 更新

平成 22 年から展開しているため、更新までの期間は長いですが、更新時の状況により、ブランド戦略として適当な判断を行うこととなると思われる。

## 8) ART SETOUCHI (No. 21)

管理部署：政策部文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課

### ① 取得

平成 22 年に第一回が開催された瀬戸内国際芸術祭は、3 年に 1 度開催される、瀬戸内海の島で現代アートを展開する芸術祭である。初回は約 93 万 8 千人が訪れたとされ、平成 28 年に開催された第 3 回目には、約 104 万人が訪れている。



「ART SETOUCHI」は瀬戸内国際芸術祭を含む発信・誘客活動全体を指す標語である。

制作は、平成 21 年度瀬戸内国際芸術祭 2010 作品制作関連業務等の一部として含まれており、広報・販売物のデザイン 3,000 千円の一部として含まれている。

## ② 登録

次の 6 区分を登録している。（出願料：55 千円、登録料：226 千円）

第 9 類 携帯電話用ストラップ、第 16 類 印刷物、第 18 類 かばん用ストラップ、第 25 類 被服、第 28 類 玩具用ストラップ、第 41 類 記念イベントの企画・運営又は開催、美術品の展示、映画・演芸又は音楽演奏の興業企画又は運営、書籍の制作

登録の可否は、瀬戸内国際芸術祭の振興に寄与するか否かを判断基準とし、瀬戸内国際芸術祭のロゴに関する他者からの妨害を防ぎ、法的保護を受けるために登録することとされた。

登録区分の範囲は、瀬戸内国際芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）との協議、並びに知的財産管理技能士への相談のうえ、広報物及び関連グッズの製作予定に基づいて決定している。

## ③ 使用状況及び管理方法

### イ 使用手続き

実行委員会が出している商品（公式グッズ）と間違われることを防ぐため、実行委員会以外による販売物での使用は認めていない。

それ以外のロゴの使用は、公共交通機関、連携美術館等、旅行業関係、開催地の自治会や商店街等、協賛企業、マスコミ、県内市町が芸術祭の PR 目的で使用する場で広報制作物およびサイン類（看板など）については許可することとし、販売物（パスポート、グッズ、ガイドブックなど）やその他（名刺や封筒）に関しては実行委員会のみ使用としている。

広報制作物およびサイン類において、ロゴ使用の許可を希望する者は、公式ロゴ申請書を提出し、実行委員会の許諾を受ける。なお、使用料は無償である。

申請書綴りを閲覧し、許諾状況を確認したところ、次のような問題があると思われる。

（指摘事項） 瀬戸内国際芸術祭のロゴにつき、他の自治体からの使用許諾はあるものの、観光施設等でホームページを掲載している団体からは申請書を入手していない。ロゴを使用許可している相手先について網羅的に把握できておらず、ロゴ管理が徹底されていない。今後は、全ての使用者に許諾申請を求めるとともに、許諾なく使用している者にも許諾申請を求める必要がある。

(意見) 使用状況を管理することで、県民等の瀬戸内国際芸術祭の振興状況をはかる尺度となることも考えられるため、情報を入手し、集計、分析等を行うことが望まれる。

不適當と思われる使用の有無については、発見時に、香川県知財総合支援窓口知財活用アドバイザーと定期的な情報交換を行い、かつ随時連絡をとれる体制にあるとのことである。

ロ 実行委員会における使用状況

商標申請した登録区分のうちの3区分(①第9類 携帯電話用ストラップ、②第18類 かばん用ストラップ、③第28類 玩具用ストラップ)については、瀬戸内国際芸術祭の第1回開催までに商標権の登録が間に合わなかったことやその後の商品嗜好を考慮し商品化されなかったために使用されていない。

(意見) ART SETOUCHI 商標権のなかで、使用していない登録区分が3つあり、更新する場合には当該必要性を検討するとともに新たな登録区分の必要性について検討を行う必要がある。

ハ 現在使用されているロゴ

2016年に開催された芸術祭のポスターには、「ART SETOUCHI」は使用されていない。

芸術祭開催年には、活動全体を指す「ART SETOUCHI」ではなく、「Setouchi Triennale」を使用したほうが、より芸術祭をPRできると考えたとのことである。

「Setouchi Triennale」についても、商標登録できるよう準備を進めているとのことであるが、使用開始前に登録できるよう、準備することが適当であったと思われる。

(意見) 今後、商標として保護することが適当なロゴ等を作成する際には、使用開始時には登録されるよう、ロゴ開発手続きに商標登録についても組み込んでスケジュール管理する必要がある。

④ 更新

更新は、当芸術祭が継続するか否かによって決定されるとのことである。

前に記した検討は必要であると思われる。

### 3 著作権

#### (1) 概要

著作権法により権利が保護される知的財産権であり、他人に使用させる許可を与えたり、譲渡することもできる。

著作権にも登録制度はあるが、著作権自体は著作物を作成すると発生する。著作権の保護期間は、個人であれば死後、団体等であれば公表後50年間であるが、映画については公表後70年間である。

香川県では、有償で取得したもの、他に使用させるものについて、著作権として財産

台帳に掲載している。

平成 27 年度末で香川県が著作権としているものは次の 7 件である。

番号	名 称
1	森林計画システム
2	ドクターコム（電子カルテ統合型TV会議システム）
3	プログラム著作権（K-n a v i（eラーニング））
4	プログラム著作権（未収金なび）
5	プログラム著作権（施設予約システム）
6	プログラム著作権（選挙速報なび（投開票速報システム））
7	著作権（啓発用映画）

## （2）個別

### 1）森林計画システム（No.1） 管理部署：環境森林部みどり整備課

#### ① 取得

森林法に基づく計画を作成するためのソフトウェアであり、森林の実態データを管理している。市町とも相互利用できるよう、平成 23 年に改訂されている。導入コストは 2 千万円程度であり、毎年の維持管理費は 2 百万前後である。

#### ② 使用許諾

県の計画は、県内の市町のデータを合わせて作成するが、県内の市町のうち、当システムを導入していないところもあり、市町に使用させるため、著作権リストに含められたとのことである。このため、使用許諾は県内市町に限定される。

#### ③ 管理

発注先の会社は、発注時には県の発注台帳の「A 等級」ではあるが、継続して使用するものであり、倒産リスクは認識するべきである。保守管理契約の都度、等級など会社の財務諸表を確認している。

### 2）ドクターコム（No.2） 管理部署：健康福祉部医務国保課

#### ① 取得

香川県医師会が運用する「かがわ遠隔医療ネットワークシステム」に、TV 会議システムの機能を付加するために構築された。医師は、診察室に居ながらにして、ドクターコムを活用して在宅患者の診療補助を行う看護師から送られる映像等を見ながら、検査結果や診療情報とあわせ、診療できるというものである。

平成 20 年に、総務省の地域 ICT 利活用モデル構築事業の公募があり、応募資格が地方公共団体であったため、香川県により応募がなされ、これが採用されたため、香川県の著作権とされている。プログラムの作成費用は全額国費であり、取得価額は総額 81,723 千円、委託先は（株）STNet である。

## ② 使用許諾

県の承認を得ずに第三者へ転貸することを禁止するなどの制限を設けた契約により、香川県医師会に無償で使用許諾をしている。特段の事情がない限り、契約は1年ごとに自動更新される。

### 3) 情報政策課作成ソフト (No.3～6) 管理部署：政策部情報政策課

#### ① 取得

システム開発グループでは庁内の各種事務処理の効率化のため情報システムを自ら開発しているが、そのうち、県で安定的な運用が行われており、他の自治体等においても容易に導入・運用が可能なものについては、システム資源の有効活用を図る観点から、導入を希望する団体に有償で提供している。

「施設予約システム」、「e-ラーニングシステム (k-navi)」については、職員が職務時間外に、県の施設を使用せず、独自に開発したものであり、県に無償譲渡することにより県が著作権を取得した。

なお著作権譲渡契約書において、県がライセンス等により収入を得た場合には、当該職員に実施補償金が支払われる内容となっている。著作権譲渡契約書の内容を確認した。

#### ・登録するかどうかの判断基準

他団体への使用許諾実績のあるシステムのみ、財産管理の必要性から、公有財産管理審査会に諮って、庁内における無体財産権の登録をしている。

#### ② 使用許諾

#### ・使用許諾 (ライセンス) するかどうかの判断基準

「香川県県有プログラム著作物使用許諾取扱要領」を策定し、当該要領に基づき判断している。当該要領においては、原則として、国・地方公共団体等においてその事務又は事業のため直接使用する場合、県の指導監督を受け、県の事務又は事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事業又は事務のため直接使用する場合に限り許諾が認められる。

ただし、基本的には、あくまで香川県庁内での使用のために制作されたプログラムであり、他庁等から引き合いがあった場合においてのみ、ライセンスをするという考え方をとっているとのことである。

「香川県県有プログラム著作物使用許諾取扱要領」及び使用許諾契約書の実例の内容を確認した。

#### ・使用許諾する場合の使用料等の使用条件 (許諾契約書の内容)

「香川県県有プログラム著作物使用許諾取扱要領」において使用許諾契約書のひな形が定められている。ライセンス料については、公有財産管理審査会の審査を得て決定し、後記の県ホームページで公表している。

- ・権利の管理方法（侵害発見時の対応等）

使用許諾先を限る方法により管理をしている。

- ・開発方法に関する課題

職員が私的に開発したシステムの著作権を譲り受けて有効利用しつつ、他の自治体等にライセンスをするユニークな取組みであり、職員の能力と県有財産の有効活用のあり方として望ましいものともいえる。

しかし、業務に用いるシステムは職員が（私的にではなく）業務として作成すべきである。著作権台帳に掲載されている4件のシステムは、いずれも平成21年度以前に作成され、それ以降は同様に私的に作成されたプログラムの著作権を県が譲り受けた事例はないとのことである。

その後、平成24年4月には、情報政策課内に、全庁向けシステムの職員開発を専門に行うグループが創設され、業務としてプログラムが作成される体制が整えられている。

#### 4) 啓発用映画（No.7） 管理部署：教育委員会事務局人権・同和教育課

##### ① 取得

平成11年に第51回全国同和教育研究大会が香川で開催されるに当たり、平成10年4月に「人権教育啓発映画制作委員会設置要綱」を制定し、人権教育啓発映画制作委員会を設置した。これにより制作された映画に関する著作権である。

当該要綱の写しを取得し、確認を行った。

また同日付けで、東映株式会社との間で委託契約書を締結し、31,500千円で映画制作に関するすべての業務を委託した。

当該委託契約書の写しにより、確認した。

委託先選定の経緯等については、すでに資料の保存期限を経過しており不明である。

##### ② 使用及び管理状況

県内の学校等に貸出を行い、上映等をしている。

- ・使用許諾（ライセンス）の状況及び許諾契約書の内容

平成10年12月に、東映株式会社との間で人権教育啓発映画販売契約書を締結し、東映が当該映画を販売するとともに、香川県に対し一定額の著作権使用料を支払うこととされている。

当該委託契約書の写しを取得し、確認を行った。

販売価格の決定に当たっては、他県で制作した啓発用映画の事例を参考にされている。

これまで16ミリフィルムが43本、ビデオ192本販売され、県の得た著作権使用料合計は7,549千円である（なお最後の販売事例は平成22年5月）。

- ・第三者による侵害可能性の有無

第三者による侵害可能性は認識されていない。娯楽用等の映画ではないため、無断使用やインターネットへのアップロードも想定しにくいと思われる。

- ・その他関連事項

すでに制作から15年以上がたち、内容も古くなっており、また媒体も16ミリフィルムとVHSのみであるため、今後の販売は想定しにくいと思われる。しかし、権利維持のための費用もかからないため、今後も現状を継続する予定とのことである。

#### 4 特許権

##### (1) 概要

特許権は、特許法に基づく権利であり、経済産業省ホームページによると、「発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというもの」である。

特許についても、出願し、審査を受け、登録することで権利が発生するが、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものを保護の対象としているため、出願にあたって高度な知識が必要であることが多い。

登録にかかる費用は、出願料14,000円、出願審査請求が118,000円＋（請求項の数×4,000円）などであり、登録料は次のように、年を経るごとに上昇する制度である。

平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	200円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,400円に1請求項につき	500円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 19,300円に1請求項につき	1,500円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 55,400円に1請求項につき	4,300円を加えた額

香川県で登録されている特許数は、次のようなものである。

特許権に関する共通の要綱等はなく、それぞれの部署で管理されている。

部署	数
商工労働部産業政策課産業技術センター	28
農政水産部農業経営課農業試験場	5
農政水産部畜産課	1
土木部都市計画課	1
合計	35

(※平成28年4月時点)

## (2) 個別

### 1) 産業技術センター 商工労働部産業政策課

#### ① 取得・登録

##### ・登録等するかどうかの判断基準

研究等において一定の成果が生じた場合、「職員の職務発明に関する規則」により、まず当該成果が職務に関する発明に該当するかを検討し、それが職務に関する発明に該当する場合には、同規則4条1項の規定により知事に届出を行う。

知事は、職務発明審査会を開催し、当該発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定した場合には、県が特許を受ける権利を承継するかどうかを決定する（同規則5条1項）。承継の適否については、県行政施策等との関連性や企業実施等の見通し等を考慮する。

県が特許を受ける権利を承継する場合には、原則として特許出願を行う（同規則7条）。

産業技術センターにおいては「香川県産業技術センター発明等評価委員会」を開催し、職務発明か否かの審査、承継の適否の審査、持分の割合に関する審査、出願の適否の審査等を行っている（香川県産業技術センター発明等評価委員会設置要綱、同運用基準）。

特許出願を行わないこととするか（すなわち秘匿による保護を図るか）については、出願により、権利の確保等の観点から問題が生じることがないか審査して決定する。

また、民間事業者と共同研究を行った成果に関する場合には、当該事業者の希望も考慮される。

##### ・登録等を更新・延長するかどうかの判断基準

「香川県産業技術センター発明等評価委員会」において、県行政施策における特許権保有の必要性や、特許権の実施状況及び今後の実施の可能性を検討し、維持に要する経費と今後見込まれる収入等を勘案しながら、県として更新すべきかどうかを総合的に判断する。

今後の利活用が見込まれず、費用対効果で著しくバランスに欠ける特許権や、より優れた発明が生じたことにより利用が見込まれなくなった特許権については、更新の見送りによる失効の検討を行うが、原則として登録から3年後に加え、以後2年経過をするごとのほか、権利維持にかかる特許料が大きく増額するタイミングにおいて、更新を審査している。また対象の特許権が企業等との共同出願である場合や、企業等へ実施許諾している場合には、関係する企業等の意向を踏まえて検討している。

#### ② 使用及び管理状況

##### ・実施許諾（ライセンス）するかどうかの判断基準

「香川県公有財産管理審査会規程」及び「香川県公有財産管理審査会事務取扱要領」に基づき、「香川県公有財産管理審査会」に諮られる。この際、「香川県産業技術セン

ター発明等評価委員会」において事前審査を行っている。

委員会では、今後の実施料収入見込と権利維持に要する経費を勘案しながら許諾の適否を判断するが、あわせて実施料率の考え方や契約書についても審査を行っている。なお、必ずしも実施料収入見込みだけでなく、申請者が適切な実施をすることが可能かどうかというところから判断をしている。

- ・実施許諾する場合の実施料等の条件（許諾契約書の内容）

実施料率は、「香川県県有特許権実施許諾等取扱要領」の「実施料算定基準」に基づき算定し、実施契約書の内容については同要領の契約書ひな形を参考にしながら申請者と協議のうえ、案を作成する。

- ・権利の管理方法（侵害発見時の対応等）

実施契約の中に、権利侵害の対応に係る条項を設けている。これまでに権利侵害は認識されていない。

なお、特許権の管理については、基本的には産業技術センターで管理し、財産経営課において公有財産管理台帳で管理している。

- ・広く利用して貰うための施策等

産業技術センターのホームページ及び毎年発行する業務報告にその内容を掲載し、外部に情報発信を行う。

また企業訪問や技術相談を行う際、発明の実施が見込まれそうな企業や組合に対しては、個別に保有特許の情報提供を行い、利活用を促している。

- ・その他関連事項

産業技術センターの業務としては、「技術相談、技術協力」、「依頼試験、分析」及び「研究開発」が柱である。研究内容としては①シーズ育成（先端技術をかみ砕いて中小企業に使ってもらえるようにする）、及び②中小企業のニーズに合わせた研究であり、産業技術センターの研究開発により年間20件程度の製品化につながる成果をあげている。

全体的な取組み課題としては、県全体の施策（成長戦略等）の中で課題設定をしておき、その課題に沿って、個別企業とのプロジェクトを行っている。

## 2) 香川県農業試験場 農政水産部農業経営課

### ① 取得・登録

- ・農業試験場における研究開発について

香川県農政水産部においては、①農業改良普及センター（4箇所）、②農業試験場及び③行政からなる「農業に関する普及・研究・行政連絡会議」を設置し、連携をとりながら県内農業の課題解決を図っているが、このうち農業試験場では、その課題を解決するための研究開発を担っている。

農業試験場での研究開発の中でも農業機械の分野においては、研究開発は可能



であっても農業機械等の実用機を製作することができないため、メーカーとともに研究開発することが多い。また製品等を実用化しても、県が直接農家等に製品を販売することは困難であることから、開発した製品を普及させる点でも販売網を有するメーカーなどと協力する必要がある、とのことである。

- ・登録等するかどうかの判断基準

平成 22 年 12 月に策定された「香川県農業試験場における知的財産の取扱いについて」に従い、イ) 実施の見込みがあり、実施料収入が見込めること、又はロ) 実施料収入は見込めないが、権利の独占化により県内の農業振興に著しく寄与すると認められるもの等を特許化の対象としている。

「香川県農業試験場における知的財産の取扱いについて」の内容を確認した。

- ・登録等を更新・延長するかどうかの判断基準

「香川県農業試験場における知的財産の取扱いについて」に従い、権利を維持するだけの経済的メリットがあるか、あるいは農業生産において権利を維持しておく必要があるかなどを総合的に判断して、登録見直しを行う。また利用されていない特許権の放棄については、特許ビジネス市、特許情報フェア等を利用し、他分野も含めた利用価値を再検討したうえで判断するものとされている。

## ② 実施及び管理状況

- ・実施許諾（ライセンス）するかどうかの判断基準

実施許諾を希望する者からの申請に基づき、財産経営課の主催する公有財産管理審査会で判断している。なお「香川県農業試験場における知的財産の取扱いについて」においては、県内企業等との共同研究時に、共同研究者との間で、共同研究終了の日から 3 年から 5 年の範囲で共同研究者に優先的実施権を与えることとしている。

- ・実施許諾する場合の実施料等の条件（許諾契約書の内容）

「香川県県有特許権実施許諾等取扱要領」に定めるところによる。

- ・権利の管理方法（侵害発見時の対応等）

これまで侵害が確認された例はないが、仮に侵害があれば、法的な対応が行うとのことである。

なお農業関係の機械に限っていえば、あまり広い業界でないので、模倣品などが出れば、県有特許を利用した製品を製造販売するメーカー等から情報は入って来やすい状況にあるとのことである。

- ・広く利用して貰うための施策等

各県有特許について、個別に、関連技術を持つメーカー等を探し（まずは県内のメーカー等を優先する）、実施許諾の道を探る。

ただし、上記のとおり最終製品としては農機メーカー等の製品として市場に出ることから、直接的に県が製品を PR することには一定の限界があると考えられる。

### 3) 飼料タンク用換気装置およびそれを取り付けた飼料タンク

管理部署：農政水産部畜産課

#### ① 取得・登録

飼料タンクは、急激な温度変化による結露により飼料が固まり、上手く排出できない場合や、庫内の温度が高い場合はカビが発生することがあり、管理の手間や飼料の無駄が発生していた。当特許は、タンク上部に風力を利用した換気装置をつけることでこれらの問題を解決するものである。

当特許は、県の畜産試験場職員及び、協力会社と共同で開発された。

当初の目的は、当該発明について他者の模倣を防止することが目的で登録に至ったと考えられる。平成 18 年 3 月 24 日に出願し、平成 21 年 11 月 13 日に特許権を取得した。

開発期間はおよそ 1 年、開発費用は 20 万円、申請に要した費用が別途 50 万円程度とのことである。

#### ② 実施及び管理状況

・実施許諾（ライセンス）の状況及び許諾契約書の内容

共同開発を行った協力会社に対して実施許諾を行っており、契約は平成 27 年 6 月で終了している。終了した原因は、協力会社の技術者の高齢化によるものであり、それ以降実施許諾の実績はない。

年度	H18	H20	H23	H26	H27	合計
販売実績(千円)	1,508	104	208	52	312	2,184
実施料(千円)	38	3	5	1	8	55
数量	29	2	4	1	6	42

・特許権の更新について

特許権の更新は、前年度までの利用実績に基づいて判断するとのことであるが、当該特許については平成 27 年 6 月で許諾契約が終了しており、それ以降新規の契約はない。

その点勘案すると、将来の利用見込みがないとも言えるが、発明の内容から考えて環境に配慮した装置であり、県としては活用していきたいと考えているため更新を行ったとのことであり、更新に関する判断については、要領等に記載されていない。

(意見) 農業試験場などを参考に、特許更新の可否を判断する根拠となる要綱を作成することが望まれる。

要綱に沿って判断した根拠についても、文書として保管される必要がある。

・今後の活用

特許の開発及び申請にかかった費用と、それ以降の実施許諾による手数料収入を比較すると、費用超過になっている。

特許権取得当初は、特許の侵害を防止する目的で申請したものと考えられるが、従来実施許諾を行っていた協力会社以外の取引先がなく、現状は宣伝等も十分に行えていないなかで、畜産農家の大規模化により、飼料タンクに数日間飼料を保管することが少なくなるなど、状況も変化している。

このため、担当部署では、畜産試験場と協議した結果、製造業者が制作しなくなったこと、将来の需要も見込まれないことから、次回の特許権の更新は行わない方針とのことである。

次回更新までに、更新の可否を判断する要綱を作成し、それに沿って判断すると思われる。

#### 4) 造波装置 管理部署：土木部都市計画課

##### ① 取得・登録

高松駅前の広場の設計作業の一環として、海水池に波を発生させる装置の設計をコンサルタントに委託したが、簡単な構造で維持管理も容易な装置の設計が難航している中で、都市計画課の職員が発想し、新しい造波装置を開発した。このため、当該発明のための特別の費用・予算は特にない。ただし、実験等については、上記のコンサルタントが、委託契約の範囲内で行った。

特許出願は県職員である発明者が個人で行い、平成 22 年に登録され、同年 6 月 17 日付で県に特許権が譲渡された。

職員は、当初、弁理士も雇わず個人で申請し、その後弁理士に依頼し、22 年に特許登録したもので、県への譲渡時に、県が弁理士費用等登録関係費用を負担している。譲渡時に職務発明審査会による審査が行われていることを確認した。

県は、職員の職務遂行の中から生まれたアイデアで有用なものを保護するために特許化を行った。環境問題という面からも、波という海の現象を陸地で再現する発明が、香川県の PR になることや環境創生技術としての活用も想定して、特許化を行ったものである。

##### ・県における権利の実施状況

高松駅前の海水池で実施している（造波装置を含む海水池等の駅前広場の整備については、県と高松市が費用負担を決めて行った。完成後の管理は、高松市が行っている。）。

##### ② 実施及び管理状況

実施許諾等の実績はない。現在、県のホームページに特許の内容を掲載するとともに、現場に説明板を設置し、造波装置の原理を PR している。当該説明板には香川県が特許を取得している旨を掲示し、問い合わせがあれば対応していく方針である。

PRを行い、有効活用の可能性を見いだす取り組みを行っていくとのことであるが、実施を許諾する基準や、営利目的の場合の実施料等については定めがない。

(意見) 実施許諾の条件、営利目的の場合の実施料に関する基準を設けることについて、検討することが望まれる。

### ③ 更新

もともと、県のイメージアップが主目的である特許であり、他の特許と更新に関する考え方は異なり、客観的な基準を作ることは難しいとのことである。平成30年度から特許の登録料が上がるので、登録の更新については、特許権の今後の活用の可能性や維持に要する経費等を勘案して、総合的に判断するとのことである。

## 5 育成者権

### (1) 概要

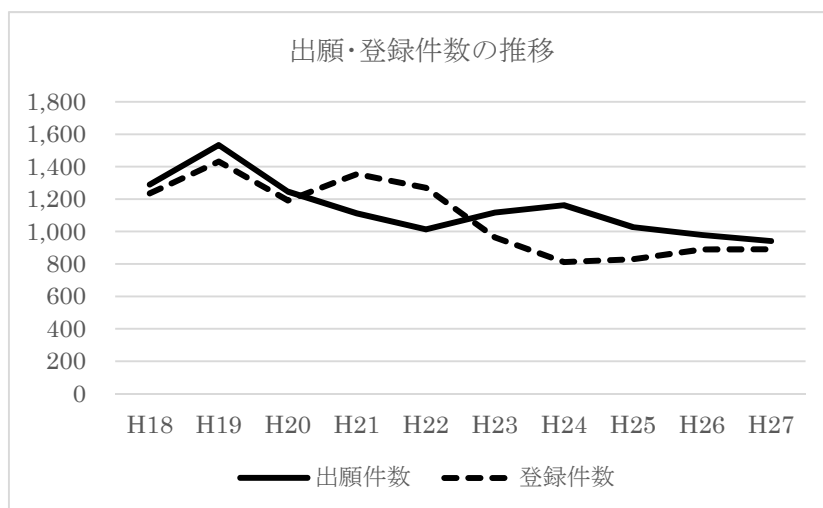
育成者権とは、植物の新たな品種に対して与えられる知的財産権であり、種苗法に基づく植物の登録制度である。

種苗法第20条第1項には、植物の新たな品種の育成をした者は、その新品種を登録することで、登録品種等を業として利用する権利を専有する、と定められている。権利の内容や仕組みは、特許権に類似している。

出願料は、1品種47,200円で、登録費は3年目まで年間6千円、それ以降6年目まで9千円、9年目まで18千円、10年目から30年目まで36千円と順次上がる。種類や登録年によって異なるが、最大30年まで登録できる制度である。

日本全体の状況を、農林水産省品種登録ホームページから引用する。

出願数は、毎年1,000件程度であるが、その数は減少傾向にある。



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
出願件数	1,290	1,533	1,246	1,112	1,013	1,117	1,162	1,027	979	941
登録件数	1,235	1,432	1,192	1,355	1,270	964	812	830	890	891

過去からの累計は次のとおりで、一旦登録されても、取消されたり、更新されないものの数の方が多くなっている。

項目	出願	登録	取消	放棄	期間満了	有効登録品種数
件数	31,225	25,166	14,921	11	1,387	8,847

出願、登録について、業種別には、次のとおりであり、圧倒的に種苗会社が多いものの、都道府県も一定のシェアを占めている。

項目	個人	種苗会社	食品会社等	農協	都道府県	国	合計
出願	8,630	16,587	1,637	411	2,744	1,216	31,225
登録	6,708	13,270	1,275	337	2,496	1,080	25,166

## (2) 香川県の育成者権

### 1) 取得

香川県の平成 27 年度末の登録数は、小麦「さぬきの夢 2000」、キウイフルーツ「さぬきゴールド」、アスパラガス「さぬきのめざめ」など 32 種である。

新品種の育成については基本的に農業試験場が行なっている。

単独で育成を行っているものもあれば、香川大学、農協や農業生産法人との共同開発もある。

### 2) 登録

#### ① 登録の判断

新品種として品種登録を出願する場合には、「香川県農業試験場発明等審査委員会設置要綱」及び同「運用基準」により、「香川県農業試験場発明等審査委員会」において、「香川県育成品種の種苗法に基づく品種登録出願等に係る取扱実施要領」に基づき審査する。

農業試験場の意向として品種登録による権利化をすることとする場合には、育成者に職務発明届を提出させる。

それを受け、県の職務発明審査会において新品種であると認定された場合、育成者権が県に承継され、品種登録を行う。

品種登録された場合、職員の職務発明規程に基づき、育成者に登録補償金を支払い、また利用許諾をした場合にも、育成者に実施補償金が支払われる（利用料の 2 分の 1）。

なお、これまでのところ県が育成したもので育成者権を取得せずに流通させているものはない。

#### ② 登録等を更新・延長するかどうかの判断基準

「香川県育成品種の種苗法に基づく品種登録出願等に係る取扱実施要領」により判断する。具体的には、概ね3年ごとに経済性や普及性等の観点から評価を行い、関係者の意見を徴したうえで、その後の品種登録の維持の可否を決定する。ただし、通常実施権を許諾しているときは特段の理由がない限り品種登録を維持するものとしている。また県内での栽培面積が著しく減少し、今後も増加が認められないなどの要件に該当する場合には品種登録を維持しないものとされる。

このほか、種苗全般について、毎年、県の「園芸優良種苗対策協議会」に諮っている。

### 3) 利用・管理状況

#### ① 利用許諾（ライセンス）するかどうかの判断基準

県が育成者権に基づき、自家栽培をすることはない。

栽培に当たっては JA や農業生産法人等に対し利用許諾を行っている。

その手続は、「公有財産管理審査会」において、許諾の可否を判断し、許諾に当たっては「香川県県有特許権実施許諾等取扱要領」により許諾契約書を締結する。

なお許諾の端緒としては、共同開発の相手先に利用許諾をするケース、出願公表の官報を見て問い合わせが来るケース等がある。許諾にあたっては、イ) 採種技術を持っていること、ロ) 供給できるラインを持っていること等が重視される。

なお一般論として、花きを除き、県内で育成した品種のブランド化等の観点から、利用許諾の範囲は県内に限定していることが多い。

平成 28 年 3 月現在で、実施許諾先が「なし」とされているものは次の 3 件であり、うち「さぬきな」は、出願と同時期に株式会社 1 者に利用許諾をしていたが、平成 27 年 11 月 30 日で契約が終了し、それ以降は、日本国内で自由に利用できることとした。

小麦「さぬきの夢 2000」については、後継品種である「さぬきの夢 2009」への品種転換が完了し、種子の供給を停止しているため、許諾先がない。

「讃緑」については穂木の配付を県内生産者に限定しており、県内で自由利用できるため、許諾先はない。

種類	登録日	有効期限
在来なたね「さぬきな」	平成 13 年 6 月 26 日	20 年
小麦「さぬきの夢 2000」	平成 15 年 3 月 26 日	20 年
キウイフルーツ「讃緑」	平成 11 年 9 月 6 日	25 年

#### ② 利用許諾する場合の利用料等の使用条件（許諾契約書の内容）

利用料算定等基準は「香川県県有特許権実施許諾等取扱要領」の別紙 2 に規定されており、県内に所在する団体等への実施許諾の場合、種子繁殖の場合には基本額（種苗の有償譲渡数×譲渡単価）の 2 パーセント、栄養繁殖の場合には同 4 パーセントである。

また許諾契約書の内容は、同別紙 4 以下に準ずる形としている。

③ 権利の管理方法（侵害発見時の対応等）

管理は農業生産流通課で行なっている。権利侵害可能性等については、許諾先からの情報のほか、県が加入している「農産物知的財産権保護ネットワーク」により、海外等も含め、情報が得られる体制を構築している。

現在のところ、権利侵害が行われたという実績はない。

④ 広く利用して貰うための施策等

主に以下のような施策により振興を図っている。

- ・ブランド化（おいでまい、さぬき讚フルーツ）などによる PR
- ・補助事業
- ・普及センターを通じた普及活動

水稲であれば展示ほをつくり県が主体となって普及していくケースもある。

## 資料 公会計との関連

### （1）概要

自治体には公会計の導入が求められているが、これにあたっては、これまで体系的に管理されてこなかった情報について、管理が求められる場合がある。

平成 28 年度の包括外部監査の対象とした出資、債権、基金、無体財産については、公会計導入にあたって留意すべき事項が多いと考えられることから、別途記載し、資料として添付することとした。

### （2）出資等

財政事情では、有価証券及び出資による権利として記載されているものが当項目の対象である。これらの投資及び出資金は、その種類ごとに「有価証券」、「出資金」及び「その他」という表示科目を設け、貸借対照表の投資その他の資産として計上される。これまでの歳入歳出決算に添付される財産に関する調書（地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び同施行規則第 16 条の 2）における資産に関する情報と今般地方公会計情報との相違は、民間企業等の会計実務同様に、毎年、投資及び出資金の評価を行うことにより価値の下落等、評価額の変動を把握できる点にある。

「有価証券」は、上述のとおり、地方公共団体が保有している債券等をいい、満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券に区分される。また、「出資金」は、公有財産として管理されている出資等とされ、出捐金も地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号の「出資による権利」に該当することから、出資金に含められている。「その他」は、これら以外の投資及び出資金をいう。

満期保有目的有価証券は、満期まで所有する意図をもって保有している債券をいい、

当該貸借対照表価額の測定は、償却原価法によって算定された価額とする。他方、満期保有目的有価証券で市場価格があるもの、満期保有目的以外の有価証券及び出資金については、次に記載するように、市場価格があるものとならないものとで評価が異なる。

有価証券及び出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上する。市場価格が著しく下落した場合（市場価格の下落率が30%以上である場合）、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上する。ただし、回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

他方、満期保有目的以外の有価証券及び出資金のうち、市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額とする。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合（出資金の価値の低下割合が30%以上である場合）には、相当の減額を行う。連結対象団体及び会計に対するもの以外のこの強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失（その他）として計上する。連結対象団体及び会計に対するものについては、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失（投資損失引当金繰入額）として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上する。

今般、公会計導入にあたっては、財務書類を作成する会計課と「有価証券」及び「出資金」の所管課との間で、毎期末時点の出資金の市場価格および出資先の財政状況を的確に把握できる体制を構築し、財務書類を適正に作成する必要がある。また、出資先をモニタリングするうえで、当該情報を活用することが望まれる。

また、出資による権利に掲載されているもののうち、次の出資先の団体では、純資産等ではなく、負債として計上されているものが見られた。

番号	名 称	出資額(千円)	団体処理科目
46	一般財団法人 日本養鶏協会	8,000	入会預り金
47	一般財団法人 家畜改良事業団	5,400	入会預り金
49	公益財団法人 日本食肉格付協会	3,500	入会預り金
50	公益財団法人 香川県畜産協会	103,760	基金（負債）
	合計	120,660	-

これらについては、公会計の上では、出資等ではなく、長期債権などに計上されるべきものと思われるため、注意が必要である。

### (3) 債権

債権は、財務書類の貸借対照表において、「長期延滞債権」、「長期貸付金」、「未収金」、



「貸付金」といった科目で表示される。自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の貸付金は、翌年度に償還期限が到来するものは流動資産の「貸付金」、それ以外は固定資産の「長期貸付金」として表示される。未収金も同様に、現年調定現年収入未済の収益及び財源は流動資産の「未収金」、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源は固定資産の「長期延滞債権」として表示される。

これらの債権の回収見込額を表示するため、回収が見込めない部分を徴収不能引当金として計上する必要がある。

総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月）によると、貸付金や未収金に係る徴収不能引当金は合理的な基準により算定することとされ、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率（過去 5 年間の不納欠損決定額／過去 5 年間の不納欠損決定前年度末債権残高）を乗じることにより算定する方法や、個々の債権の事情に応じて算定する方法が考えられる。

税や手数料等の収入は地方公共団体の運営の主たる財源であり、その収受・収納状況や将来貸倒れ予測は住民にとって重要な関心事であるため、債権の評価を適切に実施する必要がある。他県等が公表する評価性引当金算定要領などを参考に、県全体として一定のルールを定めたうえで評価を実施し、単に徴収不能引当金を財務書類として開示するのみならず、他県が公表する徴収不能引当金や引当率の水準を確認し、より一層の債権管理の強化に役立てることが望まれる。

そのほか、財務書類の公表にあたっては、貸付金、未収金、長期延滞債権の各々の附属明細書の金額と貸借対照表の金額が一致していることの確認などのチェックする体制を構築する必要がある。

#### （4）基金

基金は、流動資産と固定資産に計上される。流動資産には、「財政調整基金」及び「減債基金」を計上し、固定資産には、流動資産に計上される以外の「減債基金」及び「その他」を計上する。基金の評価基準は、基金を構成する資産の種類に応じて異なる。例えば基金の中身が有価証券であれば、有価証券の評価基準に沿って評価する必要がある。有価証券の具体的な評価基準については、有価証券と同様である。

また、財務書類の作成にあたっては、①減債基金に係る積立不足の有無及び不足額、や②基金借入金（繰替運用）がある場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示していることを別途注記する必要がある。そのほか、基金の附属明細書を作成し、基金の種類ごとに、資産内容（現金預金、有価証券、土地、その他の区分毎の金額）を開示する必要がある。

現在のところ、香川県では基金の運用を預金に限定していることから、これらの評価の問題は発生しないが、今後の課題として認識する必要がある。

財務書類を作成する会計課と基金管理担当の各課が連携し、基金に関する状況を的確に把握できる体制を構築し、財務書類を適正に作成する必要がある。また、基金運用に関するモニタリングを実施するうえで、公会計情報を活用することが望まれる。

#### (5) 無体財産権

商標権、特許権、著作権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権は、公会計では無形固定資産に該当する。公会計導入にあたっては、個別に取得原価を付して管理する必要がある。それにあたっては、取得・登録年月日、取得価額、耐用年数、減価償却累計額等、会計処理に必要な情報を無形固定資産台帳に整備しておく必要がある。

無形固定資産の簿価は、原則として取得原価とする。香川県において開発した特許のように、開発に要した費用が集計されていないものは、まず、原価計算の仕組みを構築する必要があるが、現在保有している特許については、算出は困難である。また、職員が開発したものを、登録に要した費用負担で譲渡を受けたもののように、適正な対価を支払わずに取得したもの及び開始時において取得原価が不明なものについては、原則として再調達原価により計上することになる。各商標権の所管課は、過去取得した商標権の簿価および新規取得の商標権の取得価額のための情報収集を行い、適切に管理する必要がある。

また、公会計による減価償却<sup>1</sup>計算は、供用開始の翌会計年度期首から償却計算する原則的な方法と、供用開始月又はその翌月からの償却計算する容認方法のいずれかを選択することになる。原則的な方法を採用した場合には、償却計算終了時期と商標登録有効期限にずれが生じるため、更新等の観点から登録有効期限について留意が必要である。

公会計による財務報告では有形・無形固定資産等明細表の作成も義務付けられていることから、毎年、会計年度末の状況（資産の増加（有償取得等）、減少（除却、減価償却等））を確認し、全庁的な情報の一元管理と情報共有を徹底する必要がある。

---

<sup>1</sup> 減価償却とは、適正な期間損益計算を行うため、固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることをいう